

廣池千九郎著

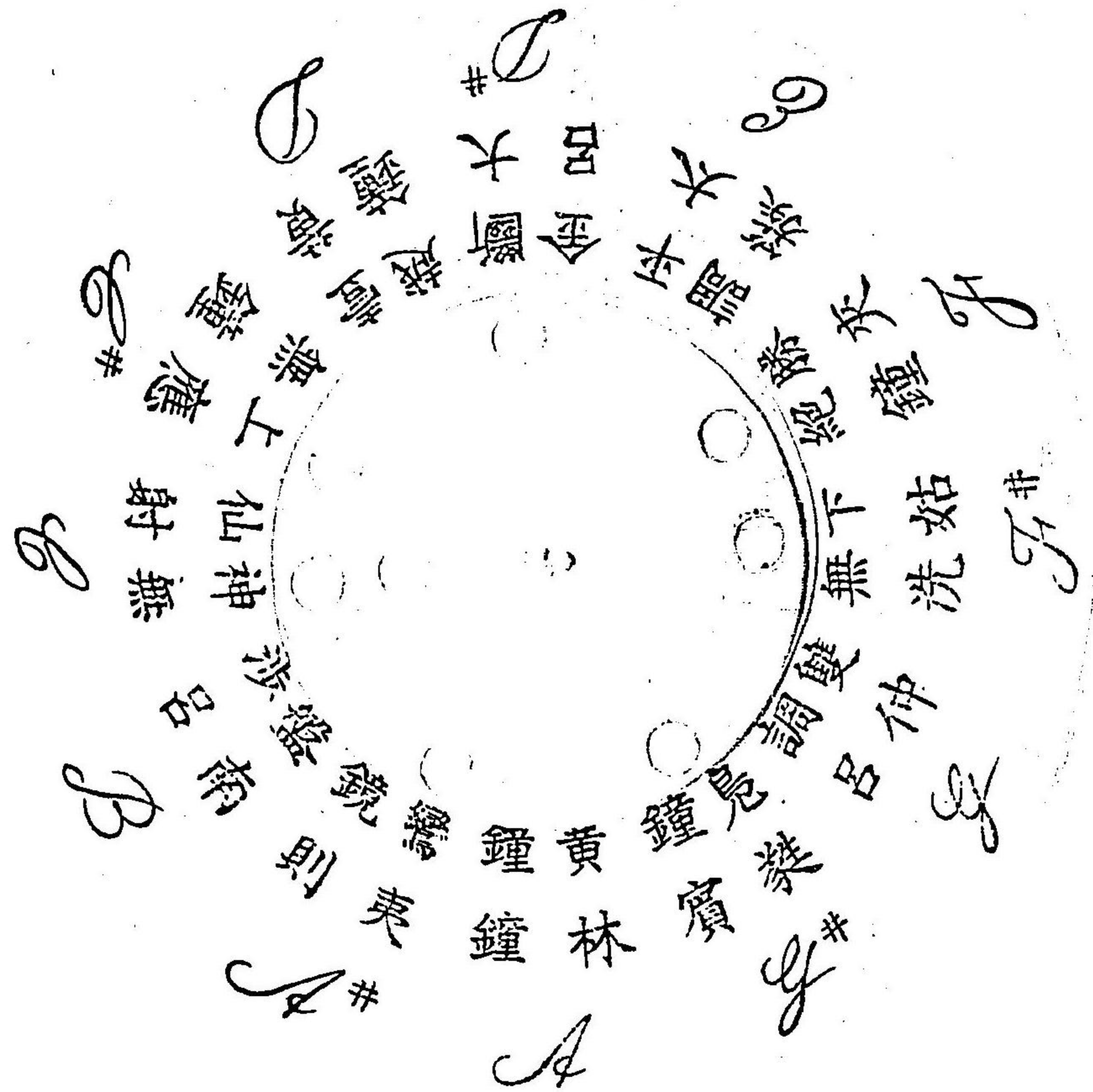
早稻田
叢書
東洋法制史序論

早稻田大學出版部藏版

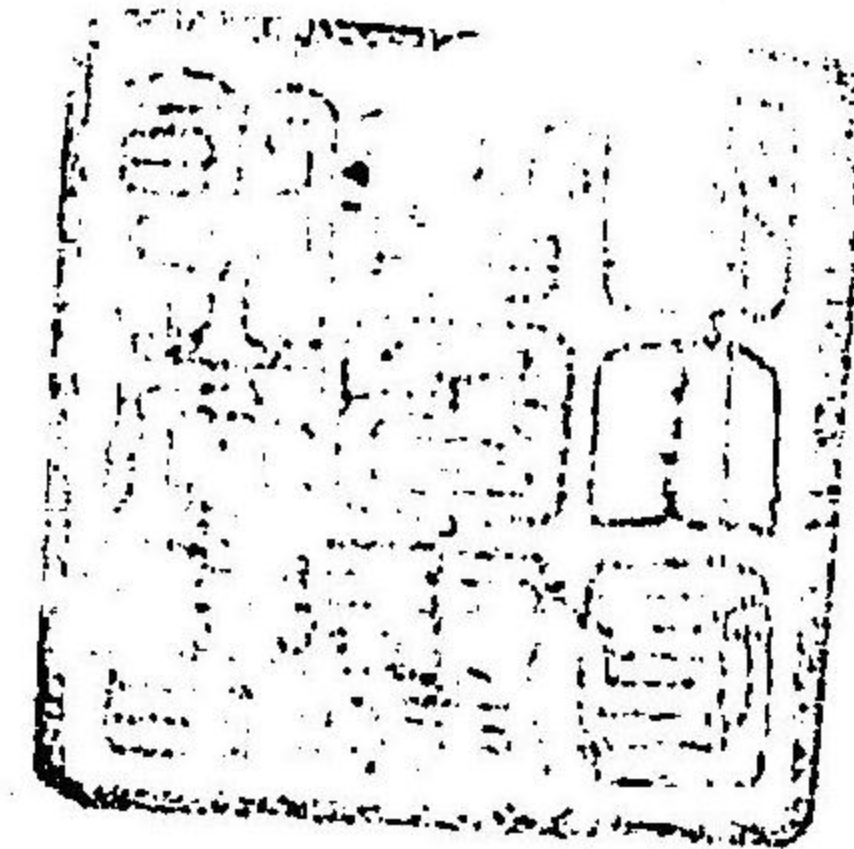
392.92 H 509-19

和漢洋五聲二十律一覽表

(五聲は動き二十律は動かさず)



此表ノ説
明ハ本書
第二章第
二項二十
五頁ニ在リ



30888

序

史ニ稱ス、古代羅馬、法律ノ大家ヲ出スコト、車載斗量管ナラズト、然レドモ、法律ト云フ語ノ意義ヲ解釋シタル者、果シテ幾人カアル、若シ、羅馬時代ノ法律大家ニ向テ、法律ノ意義ヲ問フ者アラバ、其大多數ハ、恐クハ、黙々トシテ答フル能ハザルナラン、近世、歐洲人ハ、文明ヲ以テ自ラ誇リ、異色ノ人類ヲ視ルコト獼猴ノ如ク然リ、然レドモ、若シ歐洲ノ法律大家ニ向テ、法律ノ意義ヲ問フ者アラバ、其大多數ハ、恐クハ天ヲ仰テ嘆シ、地ニ俯シテ赧然出ヅル所ヲ知ラザルナラン、我日本、近來、法律名家、彬々輩出シ、意氣揚々、大家ヲ以テ自ラ居ル、然レドモ、其嘗ムル所、大率歐洲人ノ糟粕ニシテ、其吐ク所、大率歐洲人ノ唾餘ナリ、彼等ニ向テ法律ノ意義ヲ問フハ、歐洲人ノ書ヲ繙イテ之ヲ讀ムニ如カズ、凡ソ、時ノ古今ヲ問ハズ、洋ノ東西ヲ問ハズ、法律大家ハ、大抵法律ノ意義ヲ知ラズ、奇

ト謂ハザル可ケンヤ、然リト雖モ、道德ヲ談ズル者ハ、道德ノ何タルヲ知ラズ、論語ヲ讀ム者ハ、論語ノ何タルヲ知ラズ、法律大家モ、亦法律ノ何タルヲ知ラズ、是天下ノ實情ナリ、余、固ヨリ淺學、法律ノ何タルヲ知ラズ、然レドモ、竊カニ以爲ク、能ク法律ノ語源ニ溯リ、且古代人類ノ思想ヲ分析シ、之ヲ近代ノ文明ニ照ラシテ、沈思默考スレバ、庶幾クハ、他日少シク法律ノ何タルヲ解スルヲ得ント、唯、憾クハ、此ノ事タル、言ヒ易クシテ、行ヒ易カラズ、何トナレバ、學、東西、ヲ兼ヌルニ非ザレバ、法律ノ語源ニ溯ルヲ得ズ、古代人類ノ思想ヲ分析スルヲ得ズ、之ヲ近代ノ文明ニ照ラスヲ得ズ、特ニ、東洋ノ事物ニ至テハ、之ヲ知ルコト易キガ如クニシテ、其實、之ヲ知ルコト至テ難シ、友人廣池千九郎君、學、和漢ヲ兼テ、且傍ラ英語ニ通ズ、蓋シ得易ラザルノ材ナリ、頃者、東洋ニ於ケル法律ト云フ語ノ意義ヲ研究シ、一書ヲ著ハシテ、余ノ序ヲ徵ス、開イテ之ヲ讀

ムニ、能ク歐洲人ノ研究シ得ザル所ヲ研究シ、能ク歐洲人ノ言フコト能ハザル所ヲ言フ、法律ノ語源、古代東洋人ノ思想、之ヲ掌ニ指スガ如シ、法律ノ何タルヲ知ラント欲スル者、之ヲ讀マバ、必ズ大ニ發明スル所有ラン、言フコト勿レ、東洋人ノ書ハ讀ムニ足ラズト、此ノ如キノ書ハ、古今、歐洲人ノ作ラント欲シテ作ルコト能ハザル所ナリ、東洋ノ奇書ニシテ、天下ノ奇書ナリ、謹デ一言ヲ述ブ、

明治三十八年三月下旬

戸水寛人

緒言

(一) 東洋法制史は、予が終身の事業として、十數年以前より、研究を繼續し來れるものなり、而して、此間、歐洲に於ける歴史法學家の研究法に倣ひ、聊か種々の補助學に力を致し、特に語學の方面には、最も重きを置きて、多少の苦心を重ねたりしが、今や、諸般の研究、漸く其歩を進めたるを以て、茲に其序論として、『東洋に於ける法律と云ふ語の意義の研究』一篇を公にする事となせるなり、

(二) 予が東洋法制史の研究に資せむが爲の、年來聊か研究せし所の和漢の語學に於ける研究の結果は、第一、支那文典、早稻田大學出版部發行、第二、てにをば廢止論、近き將來に於て、早稻田大學より發行すべし、第三、

支那音韻論文字論近き將來に於て發表すべしなり、有志の士、希くは、法制史と相
参照せられむ事を、

(三) 本書は、出版に際し、早稻田叢書の一に加へて發行する事とな
りしを以て、凡て、其體裁を、同叢書に倣はざるべからざる事と
なれり、これが爲に、毎頁十四行三十五字詰とせしが故に、文字
非常に密集して、稍難讀の嫌なきにしもあらず、されど、其内容
は、極めて夥しき事實を含蓄するが故に、希くは、讀者、輕々に看
過する事なく、眞面目に、讀了せられむ事を、

(四) 從來、世の學者の書を著はすや、多く、著書に對する苦心の狀を
讀者に訴ふるを例とす、されど、予の如きは、專攻學科に對する
責任を果すものとして、毫も積年の苦心を云々するの理由な
きを信じ、敢て、今こゝに一言をも費さざるべし、

(五) 予は、本書の發表に際し、深く、内外諸先輩の、年來予の研究に就
きて與へられたる厚意を謝す、

明治三十八年十一月三日

廣池千九郎識

東洋法制史序論凡例

(一) 引用書凡例

予が研究室の藏書、内外合して約四千餘卷、多く東洋法制史の材料に屬す、今、本書引く所のもの、皆此内に在り、故に、本書の引用書は、悉く、卷數、丁數を記入したり、由て、其引用書の種類を、左に掲げて、讀者再閱の便に供せむ、

一 易、尙書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、穀梁傳、公羊傳、孝經、論語、孟子、爾雅は、汲古閣版十三經注疏本によれり、

一 國語は、大坂積玉圃嘉永再刻版春秋外傳國語定本本、家語は、嵩山房寛政新刻版標箋本によれり、

一 諸子に於ては、管子は、京都玉池堂向榮堂等の合刻本、老子は、寶永六年の須原屋版本、墨子は、和版經訓堂本、荀子は、増註本、莊子は、標註莊子因本、韓非子は、解詁本、呂氏春秋、晏氏春秋は、共に和版の流布本、淮南子は、京都前川權兵衛藏版、鶡子直訓點本、新序は、嵩山房藏版の纂註本、說苑は、興藝館藏版の纂註本、論衡は、京都向陽堂向榮

堂藏版服南郭校閱本によれり、

二

- 一 説文解字段注本は、同治の舊覆刻本、同義證本は、同治開版本によれり、
- 一 支那歴代の國史に於ては、史記、前漢書は、和刻大本の評林本に係り、後漢書、三國史、晉書、新唐書等は、和刻本にして、其他は、汲古閣版本なり、
- 一 此他、稀に引用せる所の佛書、醫書、天文、曆書、地理書、文集、日本歴史類、并に和漢辭書類、及び和漢制度に關する書は、今一々擧げず、
- 一 凡そ、手が著書に於ては、悉皆、引用書の卷數と、丁數とを明記するの例なり、これ、常に、其引證の確實なる事を示して、讀者に安心を與ふるのみならず、他日、再考の際、自ら便する所、亦甚だ多き事を經驗したるによるなり、

(二) 用語凡例

- 一 用語は、概して注意を加へ、副詞の如きも、大小、緩急、皆大抵、其程度、分量を參酌して用ゐ、又、術語も、大略、精確を期し、爲に往々英語を挿入して、其意義を確定せし所あり、但し、又、極めて稀に、漠然たる用法なきにしもあらず、たとへば、觀念(Concept)と云ふ語を、頗る廣義に用ゐて、或は思想(Thought)と云ふ語と、同一として用ゐ、若くは、通俗

に、單に考へと云ふ如き所にも、之を用ゐたる類是なり、

- 一 用字并に文法は、最も精確を期せり、但し、或は、誤て謬りし所なきにしもあざるべし、請ふ、識者幸に之を正せ、

東洋法制史序論目次

| | |
|--|----|
| 第一章 序説 | 一頁 |
| 第一項 予が所謂法律の範圍 | 一 |
| 第二項 予が所謂東洋の範圍と其東洋人の哲學上政治上法律上及び倫理上に就きての根本思想 | 三 |
| 第二章 支那に於ける法律と云ふ語の意義 | 四 |
| 第一項上 法の字 | 四 |
| 第一項下 刑の字 | 二 |
| 第二項 律の字 | 三 |
| 第三項 法字と律字との區別 | 七 |
| 第四項 法刑律以外の文字にて法律の義と同一に用ゐらるゝもの(則典式憲等) | 六 |

第三章 支那に於ける法律と云ふ語の意義と支那に於ける善の根

本質質.....三〇

第一項 序説.....三〇

第二項 善の定義.....三一

第三項 善の根本實質の探究上必要なる支那哲學の大要.....三三

第一款 序説.....三三

第二款 支那に於ける哲學思想の發達并に其古代の流派.....三七

第三款 實行學派の祖なる孔子并に其流派の主義の大要.....三六

第四款 理論學派の祖なる老子并に其流派の主義の大要.....三九

第五款 實行理論兩派の間より出でたる諸學派の大要.....四一

第六款 諸派勢力の比較.....四二

第四項 支那に於ける善の根本實質.....四三

第一款 中正.....四三

第二款 平均.....四六

第五項 支那上代の思想に於て中正平均を何故に善の根本實質と認めしかを考案す.....七五

第一款 序説.....七五

第二款 支那古代に於ける天地萬物崇拜の習俗.....七六

第一節 祭祀.....七六

第二節 卜筮.....七八

第三節 盟誓.....七八

第四節 天道説.....九〇

第一 天道説の濫觴.....九〇

第二 周代學者の天道に関する意見.....九三

(一) 孔孟學派の意見……………三三

(二) 老莊學派の意見……………三七

(三) 墨子の意見……………一〇〇

(四) 荀子其他の意見……………一〇六

(五) 結語……………一〇七

第三款 中正平均は天道と一致す故に中正平均は善の根本實
質なりとの事を述ぶ……………一〇七

第四章 中正平均が天道に一致すと云ふ觀念の結果によりて法律
は直に天道に一致すとの觀念を生ぜし事を論ず……………一三三

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令
并に其制定せる法律は直に其理想的法律として認めらる
ゝに至りし事を論ず……………一二五

第一項 序説……………一二五

第二項 聖人の解……………一二五

第三項 聖人の命令直に法律となりし事を述ぶ……………一二五

第四項 支那に於て聖人の命令が法律となりし結果之に準すべ
き善良の法律は皆聖人の法と稱するを得べき事を述ぶ……………一三七

第五項 聖人は其命令の外別に法典編纂の端緒を開きし事并に
之によりて法典次第に備はりし事及び法典の名稱にも
命令と云ふ語の意義の語を襲用せし事を述ぶ……………一三六

第六項上 聖人の法の美なる事を述べ併せて孔孟學派の政治家
に對する態度を述ぶ……………一四〇

第六項中 孔孟并に其學派の主義の闕點……………一四五

第六項下 政治家の現出せる理由……………一五八

第六章 支那に於て聖人の命令并に其制定せる法律が支那の理想
的法律として用ゐらるゝ結果普通凡庸の主權者の命令并
に其制定せる法律が亦之に準せらるゝに至りし事を論ず……………一六三

第七章 支那に於て人為法律の闕點を救濟する方法……………一六三

第一項 序説……………一五

第二項 慣習法……………一六

第三項 學者の制裁(春秋の法)……………一七

第四項 自然法と性法……………一八

第五項 衡平法……………一九

第八章上 支那に於ける法律と云ふ語の固有の意義なる中正平均と一致する各種の思想……………二〇

第一項 序説……………二一

第二項 中正平均の思想と公平正義平等の思想……………二二

第一款 序説……………二三

第二款 公平正義の思想……………二四

第三款 平等の思想……………二五

第三項 中正平均の思想と博愛并に權利の思想……………二六

第四項 中正平均の思想と平和の思想……………二七

第五項 支那に於ける人類無階級の思想……………二八

第一款 序説……………二九

第二款 支那古代に君臣の思想なかりし事を述べ支那に於ける箇人主義の淵源并に平民と云ふ語の意義に説き及ぶ……………三〇

第三款 支那古代に賤民の思想なかりし事を述べ……………三一

第六項 支那古代に於て民主主義の盛なりし事を述べ……………三二

第一款 序説……………三三

第二款 立君の要は人民を保護する爲なりとの思想ありし事を述べ……………三四

第三款 故に君主は人民を愛せざるべからずとの思想ありし事を述べ……………三五

第四款 故に支那に在りては衆意を重んずるの思想ありし事を述べ……………三六

第五款 故に法律も亦民意に合せざるものは行はれずとの思想ありし事を述べ……………二五二

第八章下 支那に於ける法律と云ふ語の固有の意義なる中正平均と一致する各種の思想に淵源せる政治上法律上の各種の現象……………二五三

第九章 日本に於ける法律と云ふ語の意義……………二五三

第一項 日本に於ける法律と云ふ語はノリと云ふ語なる事を論ず……………二五三

第一款 ノリの語源并に其意義用法……………二五四

第二款 ノリと云ふ語が法律と云ふ語の意義に用ゐられし所以を考ふ……………二五七

第一節 序説……………二五七

第二節 イフと云ふ語……………二五七

第三節 ハナスと云ふ語……………二五八

第四節 トクと云ふ語……………二五九

第五節 クドクと云ふ語……………二五九

第六節 ッグと云ふ語……………二五九

第七節 シヤベルと云ふ語……………二六〇

第八節 カタルと云ふ語……………二六〇

第九節 ノリと云ふ語の法律と云ふ語の意義に用ゐられし第一理由……………二六四

第十節 ノリと云ふ語の法律と云ふ語の意義に用ゐられし第二理由……………二六五

第二項 日本に於ては主権者の命令と云ふ事が法律と云ふ語の本體にして支那に於ける法律と云ふ語の本義とは本末の別ある事を論ず……………二七〇

第三項 ノリと云ふ語が一般法則の義となりし理由……………二七六

第四項上 ノリと云ふ語が一般の法則の義となりしより更にノ

外トルと云ふ語の生せし事を述ぶ……………三九

第四項下 支那古代に於けるイミテーション研究の事蹟……………三六二

第五項 支那の聖人と日本の皇室とのイミテーションに關する
事蹟……………三九〇

第十章 結論……………三九四

東洋法制史序論目次終

東洋法制史序論

〔東洋に於ける法律と云ふ語の意義の研究〕

廣池千九郎著

第一章 序説

第一項 予が所謂法律の範圍

「有物有則」毛詩十八ノ三ノとは、支那の古き格言の一にして、莊子三ノ九右法儀に「盜亦有道乎、師曰、何適而無有道と、又、同書

四ノ六十左知北遊に「東郭子問於莊子曰、所謂道奚在乎、莊子曰、無所、苟も此に一物の存す不在（中略）在蟻（中略）在瓦甃（中略）在尿溺云々とあるも同一義なり、

るあれば、必ず、其物の存在し、活動し、若くは變化する規則ある事を云へるもの、如し、周禮廿九ノ三に「以九伐之、遷正邦國」と云ひ、禮記二十ノ五右に「周公相踐阼而治、抗

世子法於伯禽、欲令成王之知父子君臣長幼之道也」と云ひ、及び易十四右に「乾元用九

乃見天則」と云ひ、并に尙書五子之歌に「明々我祖、万邦之君、有典、有則、貽厥子孫」と云ひ、若くは墨子右法儀に「子墨子曰、天下從事者、不可以無法儀、無法儀、而其事能成者、無有、雖至士之爲將相者、皆有法、雖至百工之從事者、亦皆有法、百工爲法、以矩、爲圓、以規、直、以繩、正、以縣、無巧工、不巧工、皆以此五者爲法、巧者能中之、不巧者雖不能中、放依以從事、猶逾已、故百工從事者、皆有法所度、今大者治天下、其次治大國、而無法所度、此不若百工辯也、戰文云、然則奚以爲治法而可」とある所の法則等の類是なり、此他一般定形あるものに辯治也、對する名稱の法の字、多く楊子楊子法言に見ゆ、而して、茲に物と云へる事は、單に Matter と云ふ事にあらずして、詩の烝民の毛傳に「物事、則法」とあるによれば、即ち物とは、東洋にては、通常所謂人事 (Human Affairs) をも亦包含する事は勿論にして、上文舉ぐる所の實例、正に之を證して餘りあり、故に、東洋に於て、通常法と稱するもの、甚だ多きことは、是によりて以て之を知るべし、而して、今試に之を歐洲語に徴するに、例へば、英語の Law と云ふ語の如きも、普通通用する所甚だ多くして、宗教上には神の法Divine Lawあり、モーセの作れる法典をもローと云へり、學術には思想の法運動Psychic Lawの法等ありて、枚擧に遑あらざるもの、如し、然れども、予が所謂法律とは、かくの如き種々の法を

云ふにあらずして、所謂人定法 (Positive Law) を指すものなり、即ち、近く之を例すれば、吾日本現時の法律たる、憲法、法例、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法、及び勅令、省令、府縣令等より、國際法、并に陸海軍軍律の如き、特別法の類に至るまでなりとす、而して、此人定法を研究するには、深く一般の法と云ふ事に涉りて研究を積まざるべからず、故に、予が説く所は、必しも亦人定法の範圍のみに止まらざる事を知るべし、

第二項 予が所謂東洋の範圍と、其東洋人の哲學上政治上法律上及び倫理上に就きての根本思想

予が所謂法律の範圍は、既に前項説く所に於て明白となれり、是に於て、予は「予が所謂法律」の行はるゝと云ふ東洋の範圍を示すの必要あり、即ち、所謂東洋とは、何れなるかと云へば、歐米人の所謂 Orient にあらずして、現時に於ける支那、朝鮮、日本の三國を指せるものなりとす、蓋し、支那の法律系統は、此三國に傳はりて存するが故に、予が目的たる支那法の研究に於ては、主として此三國に行はれたる法律的思想と現象とを以て、其研究の對象とせざるべからざればなり、されど、此三國は、其哲學上、

政治上、法律上、及び倫理上に就きての根本思想に於て、實に大なる相異の點ありて存す、即ち、其第一は支那思想にして、朝鮮之に屬し、第二は日本思想にして、全く支那思想と其根柢を異にす、而して、均しく支那法律の系統を傳ふ、其各自の發展を遂げ來れる狀況、果して如何ぞや、是れ、予が多大の感興と實益とを目的として、積年研究せし所にして、本編以下、順次世に問はむと欲する所なり、

第二章 支那に於ける法律と云ふ語の意義

第一項上 法の字

法の字は、正字通水部の法の下に「説文周禮作灋今从法」と云ひ、灋の下に「舊註古法字」とありて、灋と書きしが、後、略して法に作れる如し、灋の字は、説文解字十九上に「灋、解廌獸也、但牛一角、古者決訟、令觸不直者、象形从多省、凡廌之屬皆从廌、獬廌屬也、从廌、孝聲、灋獸之所食、卽从廌、卽古者神人目廌遺黃帝、帝曰、何食何處、曰、食廌夏處水澤、冬處松柏、變刑也、平之如水、从水、廌所目觸不直者去之、从廌去」とありて、段玉裁は、「令觸不直者」の下に註して、「神異經曰、東北荒中有獸、見人鬥、則觸不直、則人論、則昨不

正名曰獬廌、論衡曰、獬廌者一角之羊、性識有罪、皋陶治獄、有罪者令羊觸之、按古有此神獸、非必皋陶類之聽獄也、廣韻曰、字林字樣作解廌、廣雅作觸廌、陸作觸多、陸謂陸法言、切韻也、廌與解、音與多同音通用、廌能止不直、故古訓爲解、左傳宣十七年、庶有廌乎、杜注、廌、解也、釋文本作廌、正義本作多、陸云、廌解之訓、見方言、孔云、多、解也、方言文、今方言卷十、二、廌、解也、廌、必廌之誤、字既誤、後乃反以胡計耳、左釋文大書廌字、俗改爲鳩、莫能正」と云ひ、次に「刑者罰也、易曰、利用刑人、以正法也、引伸爲、凡模範之稱、木部曰、模者法也、竹部曰、范者法也、土部曰、型者鑄器之法也」と云へり、即ち是によれば、廌は、古代神人が、黃帝に與へて、訟を決する時、これに觸れしむれば、其不直者を傷くる牛の如き獸なり、本は似牛を似、王充は之を羊の一種と云ひ、張揖は之を鹿に類する獸と云へり、即ち王山牛に作る、王充は之を羊の一種と云ひ、張揖は之を鹿に類する獸と云へり、即ち王充の説は、其著論衡十七ノ十に「聖人因草、能指宣言曰、庭未有屈軼、能指佞人、百官、臣子、懷姦心者、則各變性、易操、爲忠正之行矣、猶今府廷畫皋陶、雉、能也、儒者説云、雉、能者、一角之羊也、性知有罪、皋陶治獄、其罪疑者、令羊觸之、有罪則觸、無罪則不觸、斯蓋天生一角聖獸、助獄爲驗、故皋陶敬羊、起坐事之、此則神奇瑞應之類也、曰、夫雉、能則復屈軼之語也、羊本二角、雉、能一角、體損於羣、不及衆類、何以爲奇」とあり、又、張揖の説は、漢書五十七ノ十六左司馬相如傳

上の樞機廉弄解鹿の註に「張揖曰解鹿似鹿而一角人君刑罰得中則生於朝廷主觸不直者可得而弄也」とある是なり五雜俎九は論衡の註に従ひて亦之を一角の羊とし更に之を敷衍して「臯陶治獄不能決者使神羊觸之有罪即觸無罪即不觸則臯陶之爲理神羊之力也後世如張釋之于定國無羊佐之民自不冤豈不勝臯陶遠甚哉」と云ひ又同所に「諸獸中獨獬豸不經見一云即神羊也然神羊見於神異經其言誕妄不足信攷歷代五行四夷志如麒麟獅子扶拔騶虞角端史不絕書而獬豸無聞焉則世固未嘗有此獸也自楚文王服獬豸冠而漢因之相沿至今動以喻執法之臣亦無謂也」と云へり而して「瀾」の字の一部分なる去は即ちかくして不直者を去ると云ふ意にしてシは水にてかくして不直者を去りて平正水の如くならしむる寓意なるが如し想ふに古代の争訟を判するの法は皆神意に任して卜筮探湯等の方法を用ゐたるものゝ如くなれば今神人が鷹を黃帝に授けて争訟の判決者とせしと云ふ如き傳説は頗る興味ある事實にして宛も希臘の正義の神希臘の正義の神(Codices of Justice)とはヘーラー氏女神の事なり事はノーン氏のエンセントロー第一章に見ゆのイリアッドの詩中に見えたる「Hermis」と云ふが其表面に平正の形を保つと云ふ事は古來何れの國人も認めて之を平正の譬喩

とせし事少なからず殊に支那に在りてはかゝる思想の外に又水は其性質あらゆる點に於て平正を好み靜動常に平正を保つと云ふ思想の行はれたるを見る即ち其證は劉向の説苑左七ノ廿に「子貢問曰君子見大水必觀焉何也孔子曰夫水者君子比德焉過予而無私似德所及者生似仁其流卑下句偃皆循其理似義淺者流行深者不測似智其赴百仞之谷不疑似勇綿弱而微達似察受惡不讓似包蒙不淸以入鮮潔以出似善化至量必平似正盈不求槩似度其萬折必東似意是以君子見大水觀焉爾也」とある孔子の言なりとす此文は荀子宥坐篇孔子家語三恕篇大戴禮記勸學文等に載する所にして大同小異ありされば法の字を水に従へし寓意は自ら明なるものゝ如し尙書一右立政の「周公若曰拜手稽首告嗣天子王矣用咸戒于王曰王左右常伯常任准人綴衣虎賁」の註の「准人平法」とある疏に「平法之人謂獄官也」ともあるなり而して是に因て之を觀れば法の字の起源は實に人事の曲直を判する標準にして又其不直者を罰する刑と云ふ事に在るを知るべし支那最古の成文律たる尙書廿九ノ呂刑は純然たる古代の刑法并に刑事訴訟法にして其劈頭苗民の事を記する所には又「苗民弗用靈制以刑惟作五虐之刑曰法○孔安國の傳に制以正刑惟」とあるも古

く、刑法を稱して専ら法と云ひし證とすべし、即ち古代の状態を按ずるに、刑法に關する部分尤もよく發達して、法と云へば必ず刑法にして、刑法と云へば必ず法律と云ふ意を有せしもの、如し、故に、唐書五十六ノ一には、廣く當時の成文法たる律令格式を總稱して、刑書とも云ひし事實さへあるを見る、此他、尙ほ二三の例を擧ぐれば、

〔管子二十一ノ一〕明主者有術數而不可欺也、審於法禁而不可犯也。管子五ノ八左の法禁は廣義の法の如し、

〔韓非子二ノ一〕國無常彊無常弱、奉法者彊則國彊、奉法者弱則國弱。

〔唐律疏議右名例十三〕諸化外人、同類自相犯者、各依本俗法、異類相犯者、以法律論。○法律せるもの、古き例は、韓非子五ノ十五左防邪ニ、人臣又以徒取舍法律、而言先王とあるものなど、其一なり、

とある法禁、又は法律の法の類にて、日本書紀二十二ノ推古三十二年四月科罪の法律に、此類にて、權祖十一ノ十六左の、違法罪などの法、皆これに屬す、荀子左宮四に、由士以上則必以禮樂節之、衆庶百姓則必以法數制之とある法數の如きも、禮記の「禮不下庶人、刑不上大夫」の刑に當つべきものにて、亦、刑法の義なるが如し、

劉熙釋名六ノ七右劉熙釋名六ノ七右其志、通正使有所限也とあるは、法律を其用法上より見、而して、後、偏に釋名、而して此法の字一流の解釋によりて、此語を解せむとせしに由てしものにて、甚だ誤れり、

は、其造字の起源が、惡を去りて、水の平なるが如くに、事物に平正の貌を保たしむる意義を有するものなるが故に、自ら、事物の中正(Mean)若くは平均(Average or Equilibrium)の形を保ちて、他物の標準となるべき義あり、是を以て、其意義は、刑法の外、民法、商法、國際法等、諸般の法律は、皆之を法と云ふに至れる如し、即ち、これ、法の字の第二期の意義にして、或は、刑法の意義より、稍後れて生じたるものなるかの疑もあれば、今、假に、之を法の字の意義の變遷上、第二期に屬するものと稱すべし、而して、第三期に在りては、第二期の意義、更に一層廣漠に解せられて、遂に、前章所説の如くに、廣く「一般の事物の法」と云ふ事に用ゐらるゝに至りしもの、如し、是に於て、法の字は、第一期の狭義のもの、即ち其文字の原始時代と同意義のものにて、刑法の義にのみ用ゐらるゝもの、第二期廣義のもの、即ち一般人定法の義に用ゐらるゝもの、第三期最廣義のもの、即ち一般事物の法の義に用ゐらるゝものあるを知るなり、而して、又、此三種の用法は、其後相並びて併用せられたる事實あるを知らざるべからず、さて、第一期の例は、前既に示す所の如し、第二期の例は、たとへば、(一)單に法と云ふ事あり、韓非子左定法に、「法者憲令著於官府、刑罰必於民心、云々」とある類にて、劉熙釋名十

一右ノ刑徳の、太夫曰、令者所以教民也。法者所以督責也。法の法は、刑法の法にて、文學曰、道徳、衆人不
知所由、法令者衆人不、知所、故王者之制法昭乎日月、法令の法は、共に廣義の法なり、
二其熟語をなせるものにては、周禮^{二十六}の「内史掌王之八枋之邊、以詔王治^略」○中
執國禮及國令之貳、以致政事、以逆會計^{とある}國法の法の類、及び管子^{五ノ九}の「法
制不議、殺則民不相私、刑毋赦、則民不偷於爲善^{ニセシメスチ}」の法制的法の類、及び禮記^{三ノ二十五}
の「龜爲卜筮爲筮、卜筮者先聖王之所以使民信時日、敬鬼神畏法令也」の法令の法、及
び荀子^{五ノ十七}の「本政教、正法、則兼聽而時稽之、度其功勞、論其慶賞、以時順脩、使百
吏免盡而衆庶不偷、冢宰之事也」の法則の法、及び管子^{八ノ十}の「明主內行其法、度、外行
其理義、故鄰國親之、與國信之」の法度の法、并に、楊子法言^{二ノ四}の「或曰、女有色、書亦
有色乎、曰、有、女惡華丹之亂髮、猶也、書惡淫辭之亂法、度也」の法度の法の類なり、
日本にては、ハフドと訓すれば、一般法令の範となり、ハットと訓する時は、禁令の義となるなり、たとへば、
大坂御式目所載の承應三年三月廿二日の文書に、近年中買之物仕出し、就中大坂斗にての商賣に候故、法
度中附候事とあるは、禁止申、
附候事とあると同意義なり、
而して、第三期の法の例は、禮記^{七ノ十五}に「夫子觀之曰、善哉爲
喪乎、足[○]以爲[○]法[○]矣[○]」とある類にして、此他、論語^{九ノ十二}に「子曰、法語之言能無從乎、改之爲
貴[○]」と云ふ事ありて、註に、「孔曰、人有過、以正道告之、口無不順從之、能必自改之、乃爲貴[○]」

とあり、又疏には、「禮法、正道之言[○]」ともあり、漢の楊雄の著作に係る楊子法言と云ふ書名
の如きも、蓋し、此意に出づるなり、
而して、又、新序^{三ノ十}の樂毅、燕王に答ふる書に、「臣聞
賢聖之君、功立不廢、故著於春秋[○]」○中若先王之報怨雪恥、夷萬乘之齊、收八百年之積、及
其棄群臣之日、餘令詔後嗣之義、法報執政、任事、循法令、順庶孽[○]」と云ふ事あり、即ち、是等
の例によれば、法の字は、一般法則の義に用ゐられて、正道 (Justice) 若くは模範 (Model
or Pattern) と云ふ如き意義を有して居る事をも亦知るを得べし、

第一項下 刑の字

法の字の意義を明確にせむには、勢ひ刑の字の意義を究めざるべからず、刑の字は、
說文解字^{四下ノ五}に「𠔁、到也、从刀、开聲、動刑也、从刀、至聲[○]」とありて、段註に、「按、刑者五刑
也、凡、刑、罰、典、刑、儀、刑、皆用之、刑者、到頸也、橫絶之也、此字本義少用、俗字乃用刑爲刑、罰、典、
刑、儀、刑、字、不知造字之信、既殊、并、開、开、聲、各、部、凡、并、聲、在、十、一、部、凡、开、聲、在、十、二、部、也[○]」とあ
り、又說文解字^{十三下ノ二}に「型、鑄器之灑也、从土、刑聲[○]」とありて、段註に、「以木
爲之、曰、模、以竹、曰、範、以土、曰、型、引申之爲典型、段借刑字爲之、俗作刑、非是、詩、毛、傳、屢、云、刑
法也、又或假形爲之、左、傳、引、詩、形、民、之、力、而、無、醉、飽、之、心、謂、程、量、其、力、之、所、能、爲、而、不、過、也、
法也、又或假形爲之、左、傳、引、詩、形、民、之、力、而、無、醉、飽、之、心、謂、程、量、其、力、之、所、能、爲、而、不、過、也、

戸經切十一部」とあり、これによれば刑の片は、刃に作るは非にして、もと井に作るなり、刃は即ち刀なり、故に、是より推して考ふるに、刑は、刀を以て人の頸を切りて、秩序を正すと云ふ、井は秩序を正す事を意味す、意義を合むもの、如し、家語右刑政七ノ十一に「刑、刑也、例成也、一成而不可更、故君子盡心焉」とある説はいかゞや疑はし、又馮敏授石經考異石經考異周易ノ十八右に

人乃訓之、乃變亂先王之正刑、石經、刑作刑、無之、乃先王之五字、詳釋

案、人乃訓變亂正刑句法、古質今文、然也、刑作刑者、一切經音義卷二十引春秋元命苞云、刑字從刀從井、井以飲人、人入井爭水、陷於泉、以刀守之、刑其情欲、人畏慎以全命也、故字從刀從井也、說文、刑到也、刑罰畢也、易曰、井法也、左傳、越勾踐使舉人三行、屬劍於頸、遂自到也、是刑爲到頸重刑從井、刑爲刑罰字、從井、今經傳多滂潤、

とある説は愈々奇怪なり、荀子右禮論に「刑范正金錫、美工冶巧火齊得」の増註に、「刑、與形同范、法也、刑范、鑄劍規模之器也、火齊得、謂生熟齊和得宜」と云へるは、信に近き説と觀るを得べし、韓非子解詁本二ノ九左二相の、密各刑名の註に、服傍曰、刑當作形、増、刑形、カカと云ふ義なり、通用下多、刑之、皆倣之とあるは、荀子増註の説と同一にして、刑は形なり、カカとの事なり、是を以て、刑の字は、其根本は、刀を以て、人の頸を切りて、秩序を正すと云

ふ如き意義にして、即ち、刑法の意義を有し、之より模範(Model)と云ふ意義を生じ、型などと云ふ如き字も生じ、遂に、典型儀形などと云ふ語を生じ、隨て、其通用上の意義、法の字と能く相似たるより、刑の字も、亦常に、法の字と同じく「一般法則」など云ふ意義に用ゐられ、ノリトルなど云ふ時は、法の字と互に用ゐらるゝ如き事となれるもの、如し、

第二項 律の字

律の字の起源は、說文解字二下ノ十に、「律、均布也、从彳聿聲」とありて、段氏の註に、「均、律、雙聲、均、古音同、勻也、易曰、師出以律、尚書、正日同律度量衡、爾雅、坎律銓也、律者所以範天下之不一而歸於一、故曰均布也、呂戍坊十五部」とあり、而して、彳は、說文解字二下ノ右に、「彳、小步也、象人脛」とあり、聿は、說文解字三下ノ二に、「聿、所自也、楚昭之聿、吳謂之不律、燕謂之弗、从聿一」とありて、段氏は、之弗の下に、「一語而聲字各異也、釋器曰、不律、謂之箠、郭云、蜀人呼箠爲不律也、語之變轉、按、郭云、蜀語與許異、郭注爾雅方言皆不律、說文弗同、拂拭之拂」と註せり、されば、說文の著者許慎の考にては、「律トハ、均シク布クモノニテ、均シイト云フ事ヲ意味ス」と云ふ事なるが如し、然るに、段氏は、其理由を、律と均とは、雙聲の故を以て、許氏が、之を、同一義に通はせたるものなりと考へしものと

見ゆ、雙聲の事は、予の支那文典副詞の條にも説ける所にして、支那文典上の一問題なり、されど、之を概言すれば、字母 (Consonant) の同一若くは類似せる語と云ふ事にて、即ち、此律均の字を韻鏡に照すに、律均共に内轉第十八表にありて、律は舌齒音來母の下に統屬せられ、均は牙音見母の下に統屬せられて居れど、其發聲字母なりが、多少類似せるより、律の發聲なるカと均の發聲なるクとは、共かくは云ひしものなる如し、又桂氏の説文の義證十八右には「律均布也者、案義當是均也布也、樂記樂所以立均、尹文子大道篇、以律均清濁、鶴冠子五聲不同均、周語律所以立均、出度也、紀之以三、平之以六、成於十二、天之道也」とあるは、略ぼ上と同一義なり、而して、劉熙の釋名六右には「律、累也、累人心、使不得放肆也」とあるは、取るに足らざる説なり、されば、以上の説によりて考ふるに、律の原義は、即ち平均と云ふ事にして、之より又他の標準となること、なりしもの、如し、左に律の字が、其原義より一轉して、樂律の標準と云ふ事となり、度量衡の基礎と云ふ事となり、法律の意義となりし次第を略叙すべし、さて律の字は、原始に平均といふ意義を有するより、支那に在りては、上古第一に、音

樂の聲の標準として用ゐられし如し、即ち、尙書右彙典十二に「協時月正、日同律度量衡」とあるは、孔安國の傳に「合四時之氣、節月之大小、日之甲乙、使齊一也、律、法制、及尺、丈、斛、斗、斤、兩、皆均同」とありて、其註に「同律、王云、同齊也、律、六律也、馬云、律、法也、鄭云、陰、呂、陽、律也、度、如字、丈、尺、也、量、力、尙、反、斗、斛、也、衡、稱、也」とあり、國語三年無射左周景王廿には、之を稱して「單穆公曰、是故先王之制鐘也、大不出鈞、重不過石、律度量衡於是乎生」と云へり、即ち、律は、音樂の律の謂にして、こゝにては、直に音樂の事を云へり、漢書律歷志は、支那に於ける律度量衡の事を解釋せる存在書籍中、最古のものなり、史記第廿五に、其事を記す、されど、詳林の諸註並に廿二史劄記一ノ十二右によれば、案と司馬遷の本書は、兵書なりしを、孫少孫補作の時、今文の如き純粹の樂律に關する事のみを記せりと云ふ、其律歷志上の劈頭に、之を解して曰く、

虞書曰、乃同律度量衡、所以齊遠近、立民信也、自伏羲畫八卦、由數起、至黃帝堯舜而大備、三代稽古、法度量焉、周衰官失、孔子陳後主之法、曰、謹權量、審法度、修廢官、舉逸民、四方之政行矣、漢興、北平侯張蒼首律歷事、師古曰、首、明始定也、孝武帝時、樂官考正、至元始中、王莽秉政、欲燿名譽、徵天下之通知鐘律者百餘人、使羲和劉歆等典領、條奏言之、最詳故刪其僞辭、取正義著于篇、一曰備數、二曰和聲、三曰審度、四曰權衡、參五以變錯

綜其數稽之於古今効之於氣物之和之於心耳考之於經傳咸得其實靡不協同

と即ちこれ支那に在りては伏羲の卦は學術の濫觴にして數理之に伴ひて起り律
曆の術又之に次ぎて生じ遂に度量衡を作りて治民の大本確立するに至れるを概
言せるものなり而して又更に實際に於ける樂律の用たるや八卦と共に百科學術
の標準となりて曆數度量衡と雖も皆其標準を此に求めざるものなし先づ數に就
きて云はゞ律歷志上ノに「數者一十百千萬也所以算數事物順性命之理也書曰先其
算命本起於黃鐘之數始於一而三之三三積之歷十二辰之數十有七萬七千一百四十
七而五數備矣」とありて此五數變化の算法は當時支那數學の根本として陰陽五行
八卦曆法皆これに關係す而して其算法は孟康の註を按ずれば凡そ左の如し

| | |
|--------|---|
| 1 | 子 |
| 3 | 丑 |
| 9 | 寅 |
| 27 | 卯 |
| 81 | 辰 |
| 243 | 巳 |
| 729 | 午 |
| 2187 | 未 |
| 6561 | 申 |
| 19683 | 酉 |
| 59049 | 戌 |
| 177147 | 亥 |

次に曆は漢書律歷志上ノに「元典曆始曰元傳曰元善之長也共養三德爲善又曰元
體之長也合三體而爲之原故曰元於春三月每月書王元之三統也三統合於一元故因

元一而九三之以爲法十一三之以爲實實如法得一黃鐘初九律之首陽之變也因而六
之以九爲法得林鐘初六呂之首陰之變也皆參天兩地之法也上生六而倍之下生六而
損之皆以九爲法九六陰陽夫婦子母之道也」とありて同下卷右に「統母日法八十一元
始黃鐘初九自乘一俞之數得日法」とあり又度は同七右に「度者分寸尺丈引也所以度
長短也本起○起下恐黃鐘之長以子穀秬黍中者一黍之廣度之九十分黃鐘之長一爲
一分十分爲寸寸爲尺十尺爲丈十丈爲引而五度審矣」とあり

粘二種粘者爲秬即黃米又稱黃糲不粘者爲黍古所謂黍今亦稱黍粘者有粘不
粘即黃粱也、不粘者爲稷即古所謂粟後謂之小米黍稷俱有粘不粘二種粘者有粘不
粘而名之者因其地方而名稱不一也糲亦有大小二種之異宜就老農而質之矣陸稼書三魚堂集
而名之者因其地方而名稱不一也糲亦有大小二種之異宜就老農而質之矣陸稼書三魚堂集
引實定府志曰黍貴而稷賤黍早而稷晚黍大而稷小黍散稷聚稷即粟也今俗所謂小米者稷
也所謂黃米者黍也黍有粘有不粘不粘者飯黍也粘者釀酒之黍也又按江山縣志曰舊志有粟
而無稷汪志稷與粟並載粟與稷實一物而粟又爲穀實之總名今載稷而去粟據此考之古今諸
書並舉而俱稱之者其實考證之疎也宋元晦時集傳曰黍穀名似蘆蒿丈餘穗黑色實圓實按黍
苗無高丈餘者此似指高粱爲黍高粱雖有黍之名稱別是一種非黍也朱子受先儒之
誤而未之考也黍者即田間所謂飯黍是也陸稼書詩經曰黍今關四謂糜子粘者曰粘糜子不粘者
曰飯糜子謂只堪作飯也粘糜子即謂粘也黍稷以粘不粘爲別不辨自明而諸字書混黍稷爲一
焉故黍稷通稱黍而已其實則不同既文黍禾屬而粘以大豆而稱故謂之黍雜顧爾雅曰楚人
以糲爲黍黍炊而食之謂之角黍可爲酒關東人謂黃米酒亦謂黍耳田間爲黍而食者是也郭
義恭廣志粘粟也說文粘稷之粘者二說俱誤(中略)同三有黍稷二物古今失辨本草一爲認傳

而人莫曉其誤益黍稷苗同而種異黍稷故而種黍其熟則黍早而種晚其食則黍貴而種賤家語曰黍五穀之長祭先王以爲上盛黍者古爲貴人之食賤者則事稷爲常飯而已故鄭康詩箋云豐年之時雖賤者猶食黍孔頴達正義少牢特牲士大夫之祭禮食有黍明黍是貴玉藻云子卯稷食菜羹爲忌日貶而用稷是爲賤也賤者當食稷耳因按稷即粟也諺所謂一穀三千者是也本邦之人以稷爲黍之不黏者是受華人飯黍爲稷之誤而爲又量是同卷上左七に「量者命合升斗斛也所以量多少也本起於黃鐘之命用度量數審其容以子穀秬黍中者千有二百實其命以非水準其配合命爲合十合爲升十升爲斗十斗爲斛而五量嘉矣」とあり又衡は同卷上八に「衡權者衡平也權重也衡所以任權而均物平輕重也其道如底以見準之正繩之直左旋見規右折見矩其在人也佐助旋環斟酌建指以齊七政故曰玉衡論語云立則見其參於前也在車則見其倚於衡也又曰齊之以禮此衡在前居南方之義也權者銖兩斤鈞石也所以稱物平施知輕重也本起於黃鐘之重一命容千二百黍重十二銖兩之爲兩二十四銖爲兩十六兩爲斤三十斤爲鈞四鈞爲石付爲十八易十有八變之象也略○中權與物鈞而生衡衡運生規規圓生矩矩方生繩繩直生準準正則平衡而鈞權矣是爲五則規者所以規圓器械令得其類也矩者所以矩方器械令不失其形也規矩相須陰陽位序圓方乃成準者所以揆平取正也繩者上下端直經緯四通也準繩連體衡權合德百工絲

焉以完法式輔弼執玉以翼天子」とありて度量衡皆樂律を標準とせざるものなし蓋し其故は音樂の律は國語ニ右周語に州鳩の周景王に答へし語に「律所以立均出度也古之神瞽考中聲而量之以制」とありて左傳四十一ノ三十一に「晉侯求醫於秦秦伯使醫和視之曰疾不可爲也是謂近女室疾如蠱非鬼非食惑以喪志良臣將死天命不祐公曰女不可近乎對曰節之先王之樂所以節百事也故有五節遲速本末以相及中聲以降五降之後不容彈矣此謂先王之樂得中聲聲成五降而息也降雅退」とある如くにもと平均中正を量りて造りしものなるが故ならむ而して又度量衡等皆律の黃鐘を標準とするは漢書律歷志上二に「五聲之本生於黃鐘之律九寸爲宮或損或益以定商角徵羽九六相生陰陽之應也」とある理に基づけるなり

樂律即ち音律(Musical tone)は其始を詳にせざれども漢書律歷志上右には「律十有二陽六爲律陰六爲呂律以統氣類物略○呂以旅陽宣氣略○中有三統之義焉其傳曰黃帝之所作也黃帝使冷綸自大夏之西昆侖之陰取竹之解谷生其竅厚均者斷兩節間而吹之以爲黃鐘之宮制十二筥以聽風之鳴其雄鳴爲六雌鳴亦六比黃鐘之宮而皆可以生之是爲律本至治世天地之氣合以生風天地之風氣正十二律定」とあり後漢書律歷志上左二には

『宓戲作易紀陽氣之初以爲律法建日冬至之聲以黃鐘爲宮太族爲商姑洗爲角林鐘爲徵南呂爲羽應鐘爲變宮絳賓爲變徵此聲氣之元五音之正也故各終一日』とあり國語三ノ二十には『王』王將銜無射間律於伶州鳩對曰律所以立均出度也古之神瞽考中聲而量之以制度律均鐘百官軌儀紀之以三平之以六成於十二天之道也夫六中之色也故名之曰黃鐘所以宣養六氣九德也』とありこれによれば律は神瞽の作にして神瞽は古の樂正の大道を知るものにして死して樂祖となり瞽宗に祭らるゝものなりと云ふ其說區々今何れか是なるを判するを得ず而して其所謂律の數は十二あり先づ周代の制度に徴せむが爲め之を周禮二十三ノ十四右に求むるに周の樂にては之を陽陰二箇に分ち陽六を六律陰六を六同と云ふ六同は一に六間と云ふ國語又後には專ら之を六呂と云へり漢書律歷志上六律は黃鐘日本にて太簇日本にてノ三右唐六典十四ノ十三左協律耶の條等六律は黃鐘日本にて太簇日本にて太簇日本にて姑洗日本にて應鐘日本にて南呂日本にて函鐘日本にて無射日本にて六呂は大呂日本にて應鐘日本にて小呂日本にて右周語による此以下の音には仲呂と云ふ夾鐘日本にてなり而して史を按ずるに樂器の内には往々日本にては雙調に當る

右の十二律中の一音を本として之を作りし事ありしが如し左傳五十二ノ二右昭に

『春天王周將銜無射』とあるは無射の律に中る鐘を銜るの謂にして日本大坂天王寺の鐘が黃鐘の音を發すと云ふ事兼好の徒然草第二十段にあるも同一なり、さて音樂は十二律の外に五聲と云ふものありて十二律を旋り以て節奏 (Rhythm) を正す五聲とは即ち宮商角徵羽なり周禮二十三ノ十四左の大師及び漢書律歷志による又五聲は一に五音と云ふ而して十二律即ち黃鐘大呂等は音其物の名にして律管十二の各固有の音に名づけし名なり、

支那の律管は今現に日本の俗人の家に傳ふる所にして其原形は支那のものに摸せしものなり支那にては淮南子并に前漢書は黃鐘經九寸の管とし呂氏春秋三寸九分史記八寸一分とすそは黃鐘は何寸に作りて置きても畢竟それより一定の比例によりて漸次に小さくするが故に何れにしても同一理なるなり、一定の比例とは十二律が黃鐘の例へば九寸より始めて次第に三分の二づつ増減せらるゝ事を云ふ即ち三分損益法とはこれなり而して其次第の順序は黃鐘大呂と云ふ如くには旋らずして順八逆六と云ふ先天的の規則を以て次第に往返するなり順八逆六とは第一の黃鐘が九寸なるときは第二は十二律中黃鐘の八番目な

る林鐘に行くことにて、林鐘は即ち三分損益法によりて、九寸より九寸の三分の一を減せられて六寸となり、 $\text{C} - \text{C} + \text{C} = \text{C}$ 、第三は、林鐘より逆の前に六つ反りて、大簇に行き、大簇は三分損益法によりて、林鐘の六寸の三分の一を増されて、第二番は三寸減せられし故、第三番は二寸増加せらるゝなり、隔番に増減あり、八寸となるなり、 $\text{C} + \text{C} + \text{C} = \text{C}$ 、第四は、大簇より順に入つ進みて、南呂に行き、南呂は大簇の八寸の三分の一を減せられて、 $\text{C} - \text{C} + \text{C} = \text{C}$ 、五寸三分となる、第五は、南呂より六つ前に反りて、姑洗七寸一分となり、第六は、姑洗より八つ進みて、應鐘四寸六分六厘となり、第七は、應鐘より六つ前に反りて、蕤賓六寸二分八厘となり、以下漸次にかくの如くして、十二律の律管調ふなり、

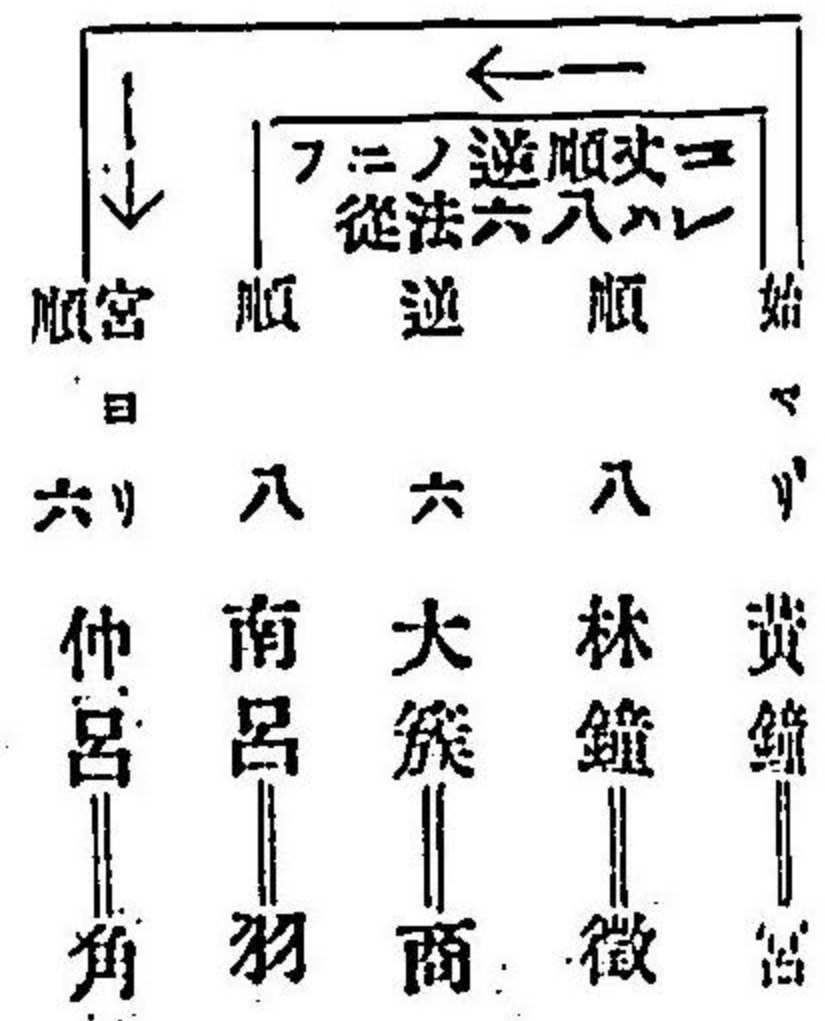
又、宮商角徵羽は、律旋、呂旋の二種あり、共に歐洲樂の音階 (Scale) に當る、即ち十二律を旋るに當りて、甲の音例へばと、乙の音例へばとの間隔を示すものなり、而して、律旋、呂旋、聊か差別あり、

呂旋は左の如く旋る

始マリ、黄鐘—宮—林鐘—南呂—何れにても、十二律呂の内

- 順 八 林鐘—徵
- 逆 六 大簇—商
- 順 八 南呂—羽
- 逆 六 姑洗—角
- 順 八 應鐘—變宮
- 逆 六 蕤賓—變徵

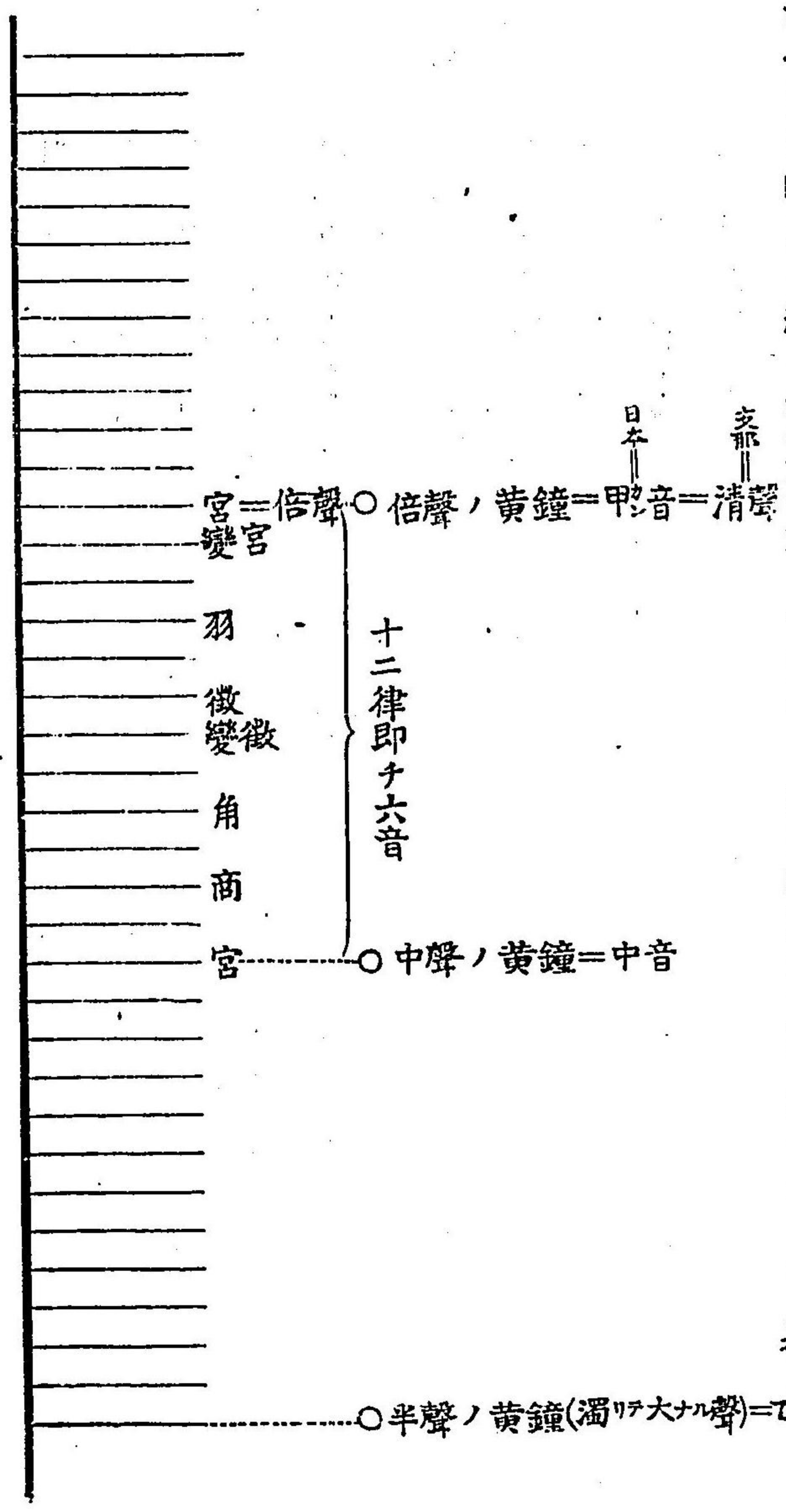
律旋は左の如く旋る、



- 順 八 仲呂—角
- 順 六 無射—嬰羽
- 順 六 夾鐘—嬰商

第二章 支那に於ける法律と云ふ語の意義

又、凡て音階は、一曲の内にては、右の七音階をくりかへすのみのものなり、而して半聲にするとか、又は倍聲にするとか云ふ事ある時は、此七聲の初のものに、^嘉 濁聲かへりし時より、細くか、又は大きくするなり、次に、略圖を以て之を示さむ、^平 濁聲



右は呂旋の法なり、律旋の方は之を略す、

尙ほ、左に、支那、日本、西洋三種の樂律と、五音の旋轉する有様とを一表として、參考に資せむ、(此圖は口繪に在り、參照すべし、)

此表は、即ち「十二律は、一定不動にして、各其所定の音を發し、五音は、各自旋回して、十二律に會し、以て音節を調和するものたる事」を示すものにして、圖の如くに、五音の表は、左右何れにも動き、十二律の表は、其基礎となりて、動く事なし、即ち、所謂律の名のある所以なり、

これによれば、則ち、樂の十二律は、五音と異なり、一定不動にして、五音旋回の標準となる事を知るべし、隨て、以上の記述は、律の字が、始め均の意義あるより、樂聲の標準を示す名、即ち音律として用ゐられ、其樂聲の標準を示す名たる十二律の中聲たる黄鐘は、數理、曆術、度量、衡の基本となり、次に、又、十二律は、五音の旋回を規定する標準となる事を示せるものなり、

是に於てか、律の字が、遂に一轉して、法の意義に用ゐらるゝに至れるもの、如し、蓋し、是れ律の字の原義が、均の意義を有する事、宛も法の字の原義に似、且、其用法が、一

定不動、他の標準たるの意義ある事、亦全く法の字に似たるによるならむ、
律の字が始めて法の字の義に用ゐられしは、何れの頃にあるかは詳ならず、大學衍
義補百二ノに周の制度を記して、

士師之職、掌國之五禁之灋、以左右也助刑罰略○中

臣○丘按、三代未有律之名、而所謂禁者、即是豫爲法制、以禁之於未然、雖無律之名、而律

之意已具於此矣、違乎禁、則入於刑、入於刑、則犯於法、犯於法、則加以罰焉、然非狗之以

木鐸書之於門閭、則蚩蚩蠢蠢之民、何以知其爲禁而不犯哉、

とあるは、至説なるが如し、而して、易三ノ十の「初六、師出以律、否臧凶」の律の字など、蓋

し、律の字が法の字の意義と、略ぼ同一に用ゐられたる古き例の一なるべし、此律の

字は、註に、「齊衆以律、失律則散、故師出以律、律不可失」とありて、疏には、「律、法也」とあり、此

左傳二十三年、師出以律、律不可失、此律字之義、蓋猶今律字之義也、

公十二年、師出以律、律不可失、此律字之義、蓋猶今律字之義也、

る、管子七十七ノ五左には、法律と云ふ熟語さへあり、史記五十三ノ一左には、又、

沛公至咸陽、諸將皆爭走金帛財物之府、分之○、何獨先入取秦丞相御史

律令圖書、威之○、

ともあり、而して、これ皆刑法の意義の法と同意義に用ゐしものにして、律の字が、法
の字と同意義に用ゐらるゝものは、大抵刑法の意義の法の字と同意義なるを知る、
漢代に至りても、律と云へば必ず刑法に當り、法と云へば、或は刑法、或は一般法律に
當る如く用ゐるを例とせる如し、漢書刑法志左十一に、「其後略○律令凡三百五十九章、
とあり、次に又「不若刪定律令略」中、至元帝初立、迺下詔曰、夫法令者、所以抑暴扶弱、欲其
難犯而易避也、今律令煩多而不約、○」などある律の字の意義、皆然るを知るべきなり、さ
れど律の字も、亦之を廣き法律の意義に用ゐしものなきにあらず、即ち、史記百二十二
の杜周傳に、

客有讓周曰、君爲天子決平、不循三尺法、漢書音義曰、以三尺竹簡書法律也、專以人主意指爲獄、獄者固

如是乎、周曰、三尺安出哉、前主所是著爲律、

とある律の如きは、猶ほ刑法の意とするも、唐律疏議一ノ七左に、漢の令の事を記し

て、「律、增甲乙之科」など云へるは、廣義のものならむ、

第三項 法字と律字との區別

法の字は、其造字の起源より、既に法律の義を有し、律の字は、平均の義より、樂律の名

に用ゐられ、其意義法の字に似たるより、遂に法律の意義に轉用せられしものなり、故に、此二字は、其根本に於て大に異なり、されど、法の意義をなすに至りては、二者毫も異ならず、管子七十七ノ五左に、

夫、法者所以興功懼暴也。律者所以定分止爭也。令者所以令人知事也。法律政令者、吏民規矩繩墨也。夫、矩不正、不可以求方、繩不信、不可以求直、

とあるによれば、多少異なる如くなれど、これ亦其内容を分拆する時は、同一義となるなり、只精確に云へば、法は體にして、律は用なりと云ふべきのみ、

第四項 法刑律以外の文字にて、法律の義と

同一に用ゐらるゝもの(則典式憲等)

法刑律以外の文字にして、法律の義に假用せらるゝもの亦多し、即ち、其

第一は、則の字の如き是なり、則は説文解字四ノ下四に「助等、畫物也、从刀貝、貝古之物、貨也」とありて、刀刀なりと貝貝なりとより成れる支那語學者の所謂會意(Symbols combi-
ning ideas)の語なり、凡そ、古代に於ては、貝を切り整へて之を貨幣とする風習なりしかば、則字は、即ち貝を刀にて切りて整へたる貌なる故に、其整へる貌と云ふ事より、

遂に法律と云ふ意義を生じたる者なり、而して、其意義より、更に一轉して、又接續副詞(Conjunctive adverb)としても用ゐらるゝに至れり、事は、予の支那文典接續副詞の條に詳なり、

其第二は、典典又は、式式の如き類にて、こは、毛詩六十九ノ二ノに「儀式、刑文王之典」とありて、毛傳に「典、常」とあり、孔穎達の疏に「儀者威儀、式者法式、故以儀式爲則」とある如きもの、即ち是なり、尙ほ典の事は、後章に詳なり、

第三は、憲の如き類にて、こは、説文解字十六ノ右心に「憲、敏也、从心目、省聲」とありて、段玉裁の註に「敏者疾也、證法、博聞多能爲憲、引申之義、爲法也」とあるによれば、博聞多能の義は、法律と云ふ意義に一致すと云ふ思想に基きて、敏の意義なる憲が、法律と云ふ語として用ゐらるゝに至りしものなり、此他、支那に在りては、すべてかくの如く、種々の意義より、法律の意義に轉用せられたる文字、亦頗る多し、されど、煩はしければ、今一々之を擧げず、

要するに、すべて或る文字の意義が、法の字の意義と其意趣を同じくする場合には、必ず法律と云ふ意義に轉用せらるゝ例なる事を知るべし、たとへば、呂氏春秋二十五ノ五右有度に、三曰、賢主有

度^〇而^〇過^〇故^〇不^〇過^〇と^〇註^〇に^〇
度^〇法^〇也^〇と^〇ある^〇類^〇なり^〇

第三章 支那に於ける法律と云ふ語の意義と

支那に於ける善の根本實質

第一項 序説

支那に於ける法律と云ふ語の意義は、共に、中正、平均に在る事、前章既に述ぶる所の如し、果して然らば、支那古代に於て、『法律』とは、必ず、中正、平均の意義に一致するものならざるべからず、』との思想ありしや明なり、何となれば、支那の文字は、其言語の意義を想像して、特に構成作造せる有意文字 (Ideographic letter) なれば、其時代の思想は尤も明に、其内に含まれたる事を考へ得べければなり、支那の文字は、屢々變遷して、今の楷書となれり、故に、其始は明ならざれども、傳へて、倉頡の作と云ふ、漢孔安國の尙書の序尙書一に云く、『古者、伏羲氏之王天下也、始畫八卦、造書契、以代結繩之政、由之文籍生焉、』と、唐孔穎達の疏三丁に、之を解きて、『尙書緯、及孝經讖皆云、三皇無文字、又班固、馬融、鄭玄、王肅諸儒、皆以爲、文籍初自五帝、亦云、三皇未

有文字、與此說不同、何也、又蒼頡造書、出於世本、蒼頡豈伏羲時乎、且繫辭云、黃帝堯舜爲九事之目末、乃云、上古結繩而治、後世聖人易之以書契、是後世聖人、即黃帝堯舜、何得爲伏羲哉、孔何所據、而更與繫辭相反如此、不同者、』と云へり、而して、倉頡の如何なる人なるか、及び文字の原始は如何なる状態なりしか、將た其變遷は如何なる經過をせしか等の問題に就きては、後漢の許慎、其著説文解字の敘上ノ一左に、其想像を述べたり、其文に云く、

黃帝之史倉頡、見鳥獸蹏迹之迹、知分理之可相別異也、初造書契、百工目、萬品目、察、蓋取諸夫、夫、揚于王庭、言文者宣敎、剛化於王者、朝廷君子、所目施祿、及下居、德則忌也、倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字、文者物象之本、字者言孳乳而寔多也、箸於竹帛、謂之書、書者如也、目迄五帝三王之世、故易殊體、封于泰山者、七十有二代、靡有同焉、周禮、八歲入小學、保氏敎國子、先目、六書、一曰指事、指事者、視而可識、察而見意、二二是也、二曰象形、象形者、畫成其物、隨體詰誦、日月是也、三曰形聲、形聲者、目事爲名、取譬相成、江河是也、四曰會意、會意者、比類合誼、目見拊搃、詮信是也、五曰轉注、轉注者、建類一首、同意相受、考老是也、六曰假借、假借者、本無其字、依聲託事、令長

是也、及宣王大史籀著大篆十五篇、與古文或異、至孔子書六經、左丘明述春秋傳、皆曰古文、厥意可得而說、其後諸侯力政、不統於王、惡禮樂之害己、而皆去其典籍、分爲七國、田疇異晦、車涂異軌、律令異漫、衣冠異制、言語異聲、文字異形、秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏同之、罷其不與秦文合者、斯作倉頡籀、中車府令趙高作爰歷篇、大史令胡毋敬作博學篇、皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者也、是時秦燔滅經書、滌除舊典、大發吏卒、興戍役、官獄職務繁、初有隸書、以趣約易、而古文由此絕矣、自爾秦書有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隸書、漢興有卿書尉律、學僮十七已上、始試誦籀書九千字、乃得爲史、又曰入體試之、郡移大史并課、取者曰爲尙書史、書或不正、輒舉劾之、今後雖有尉律不課、小學不修、莫達其說久矣、孝宣皇帝時、召通倉頡讀者張敞從受之、涼州刺史杜業、沛人爰禮、講學大夫秦近、亦能言之、孝平皇帝時、徵禮等百餘人、令說文字、未央廷中、曰禮爲小學元士、黃門侍郎楊雄、采曰作訓纂篇、凡倉頡已下十四篇、凡五千三百四十字、羣書所載略存之矣、及亡新居攝、使大司空甄豐等校文書之部、自曰爲應制作、頗改定古文、時有六書、一曰古文、孔子壁中書也、二曰奇字、即古文而異者也、三曰篆書、即小篆、秦始皇帝使下杜人程邈所作也、四曰

左書、即秦隸書、五曰繆篆、所曰摹印也、六曰鳥蟲書、所曰書幡信也、壁中書者、魯恭王壞孔子宅、而得禮記、尙書、春秋、論語、孝經、又北平侯張蒼獻春秋左氏傳、郡國亦往往於山川得鼎彝、其銘即并代之古文、皆自相侶、カキテ復見遺流、其詳可得略說也、
と、此說悉く當らずとするも、恐くは最も信すべき者ならむ、

夫れ、支那の文字は、かくの如くにして起り、又かくの如くにして變遷發達し、以て今日の楷書に及べり、而して、其成る所の法律と云ふ文字が、其今體楷以前の形によりて研究せられたる結果は、共に、中正、平均の意義を有すとす時は、支那に在りては、眞の理想的法律は、『中正、平均の意義に適へるものたらざるべからざる』事、明なるにあらずや、然り、而れども支那人の思想にて、何故に、法律と云ふ語をして、中正、平均の意義を含有せしめしか、これ、亦更に一步を進めて、研究すべき問題ならずや、而して、論じて此に至れば、吾人をして、竊に、中正、平均は、支那人の思想に於て、當時、善の根本實質として、認められてありし事を、想像せしむべき理由、之のあるを見るなり、

第二項 善の定義

支那に於ては、法律は、既に中正、平均の意義に一致せざるべからずと云ふ、果して然

らば、其所謂中正平均とは、如何なるものなるか、而して支那に在りては、事實上に於て、法律は善ならざるべからずとの思想ありし事、歴史の證明する所なれば、此所謂中正平均は、支那に在りて、善の根本實質として認められてありしものにはあらざる乎、然りと雖も、支那に於て、所謂善と云ふ事は、果して如何なる事か、これ先づ攷究を要すべき問題なるを信ず、元來、人類は、文野其差を異にし、各人其心を異にすれば、甲の善とする所、乙必しも善とせず、乙の善とする所、甲必しも然りとせず、此類之を遠くに求むるに及ばず、近く支那日本に就きて之を觀るに、其例、比々、累然として出づ、例へば、墨子六ノ十右に、

今執厚葬久喪者言曰、厚葬久喪、果非聖王之道、夫胡說中國之君子爲而不已、操而不擇哉、子墨子曰、此所謂便其習而義其俗者也、昔者越之東有軋沐之國者、其長子生則解而食之、謂之宜弟、其大父死、負其大母而棄之、曰、鬼妻不可與居處、此上以爲政下以爲俗、爲而不已、操而不擇、則此豈實仁義之道哉、此所謂便其習而義其俗者也、楚之南有炎人國者、其親戚死、朽其肉而棄之、然後埋其骨、乃成爲孝子、秦之西有儀渠之國者、其親戚死、聚柴薪而焚之、燼上、謂之登遐、然後成爲孝子、此上以爲政、下以爲俗、爲而不

已、操而不擇、則此豈仁義之道哉、此所謂便其習而義其俗者也、

と云ふ事あり、又、同書左三ノ二に、

魯陽文君、語子墨子曰、楚之南有啖人之國者、其國之俗、長子生則解而食之、謂之宜弟、美則以遺其君、君喜則賞其父、豈不惡俗哉、

と云ふ事もあり、又、關尹子七左には、

關尹子曰、古今之俗不同、東西南北之俗又不同、至於一家一身之善、又不同、

とあり、列子下ノ十三には、

南國之人、祝髮而裸、北國之人、鞞巾而裘、中國之人、冠冕而裳、九土所資、或農、或商、或田、或漁、如冬裘夏葛、水舟陸車、狀而得之、性而成之、

といふ事あり、大學衍義補七十二ノには、

司馬光曰、南方之俗、以雕題爲美、羗戎之俗、以焚尸爲榮、安子所習、不知其非、習小道者、亦類於此、人苟盡心於聖人之道、則衆說之不足學、易知矣、

と云ふ事あり、日本大寶令一ノ職、彈正臺の文下の義解の文に、

人居此地、習以成性、謂之俗焉、假令信濃國俗、夫死者、即以婦爲殉、若有此類、正之以禮、

と云ふ事ある類是なり、
 されば善とは如何なるものか、容易に判定すべきにあらず、是れ、古來倫理學者間に、
 善の定義に就きて、議論ある所以なり、然り、倫理學の書を繼ぐ時は、多く善の定義を
 見る、されども、善の定義は、支那に在りては、自然に殆ど古來相一致せるを見るなり、
 即ち、支那に在りては、善の根本實質は第一中正 (Mean)、第二平均 (Equilibrium or Average)
 にして、此等の諸徳は、正に天地の大道と一致すと云ふに在りしもの、如し、而して、
 天地の大道とは、羅馬以來、泰西法學者の所謂自然法 (Natural Law) と同一のものと思
 るを得べきものなりとす、請ふ、其理由は、次下諸條に亘りて、之を詳論せむ、

第三項 善の根本實質の探究上必要なる支

那哲學の大要

第一款 序説

予が東洋法制史の研究法は、單に法制沿革の形式を查察するに止らずして、其法制
 の實質を探究するに在るが故に、自ら、支那人民の各時代の思想と、并に、各時代の學

者の哲學思想とを考察討究するの必要あり、故に、年來聊か此點に就きて攷究する
 所ありしも、乏かしながら、今茲には、詳に其研究の結果を發表するの餘地を有せざ
 るを以て、只、本篇説明の必要上、已むべからざる點に就きて、聊か其梗概を一言する
 に止るのみなり、

第二款 支那に於ける哲學思想の發達、并

に其古代の流派

支那に於ける哲學思想の濫觴は、素より甚だ太古の時代に在るべきも、其學說の漸
 く發達せしは、蓋し周代に在るべし、而して、周代に至りて、孔子、老子の現出によりて、
 始めて其然るを見る、

孔子は、魯の襄公二十二年に生れ、哀公十六年、年七十三にして卒し、但し、孔子の生死年
 月、異説あれど、今史
記孔子世、老子と略ぼ其時代を同じくす、而して、少か老子に後れ、老子に就きて、禮を
 問ひしと云ふ、禮とは、禮式 (Ceremony) と制度 (Institution) となり、然れども、老子と孔子と
 は、全く其學問の根本主義を異にせり、即ち、孔子の主義は、實行的 (Practical) 若くは倫
 理的 (Ethical) とも云ふべきものにして、子思、孟子以下、儒者の一派之に屬し、支那古代

の思想を祖述して、政治上、道德上の施設及び行爲を、すべて人類の常識(Common sense)に訴へて、不可なる所なき時は、之を以て行ふべしとなし、極めて、卑近にして實行し易き政治論、并に實行道徳論を主張し、而して、老子の主義は、理論的(Rational)若くは、哲學的(Philosophical)殊に純正哲學的(Metaphysical)とも云ふべき者にして、楊列莊子等之に屬し、孔孟の崇拜する古英雄の行爲を排斥して、其唱ふる所は、高遠幽微なる哲學上の議論に係り、其實行道徳論は、權謀術數の元素を含みて、何れも皆常識の外に逸するの説を唱へたるを見る、而して、是れ支那古代に於ける哲學の二大流派にして、墨子の節用主義(Principle of Frugality)荀子の禮法主義(Ceremonialism)及び申韓の法治主義(Constitutionalism)此に、子の所謂法治主義は、直に現今の所謂法治國(Constitutional State)たるの主義にあらざるを、稱之に似たりと云ふのみならず、即ち現今の所謂法治國とは、國家行政の上より見たる名稱にして、(一)臣民各自の國家に對する權利を保障し、(二)政府の權利を法律にて限定し、又法律によりて施行せしめ、(三)國家の機關即ち公務執行の官吏の違法行為は、人民に對して、法律上の保護を與ふる等の性質を有するものなり、子の所謂法治主義は、孔孟の道徳を以て、政治上の保護を與ふる主義に對して、法律を以て政治の本となすべしとの主義の三派、此間より出でたるもの、如し、請ふ更に條を改めて、少しく其大要を説かむ。

第三款 實行學派の祖なる孔子、並に其流

派の主義の大要

實行主義の一派は、孔子を以て其祖とす、孔子は、周室の懿親なる魯國の臣なり、故に周の制度を維持せむとするの意あり、隨て、其制度即ち禮法を以て天下の民を教化せむとせり、當時周室既に衰へて、其禮法既に普く天下に行はれず、されど、魯は周公の後裔にして、比較的能く祖先の遺法を守り、其禮法猶ほ多く存在せり、左傳(十三左)に、「公曰魯可取乎、對曰不可、魯猶秉周禮、周禮所以本也、臣孫聞之、國將亡、本必先顛、而後枝葉從之、魯不棄周禮、未可動也。」とあり、又同書(昭公十二年)に、「晉侯使韓宣子來聘、且告爲政而來見禮也、觀書於大史氏、見易象與魯春秋、曰、周禮盡在魯矣、吾乃今知周公之德、與周之所以王也、公享之。」とあるを觀て知るべし、孔子既に其國に人と爲る、絶對に其國當時の政治を美とするにあらざるも、論語(六ノ十一左)に、「齊一變至於道、魯一變至於道、而後周室尊崇論を唱へ、第二に、其結果として、支那古代の主權者を尊崇し、第三に、其結果として、之に反對する異主義者を排斥し、第四に、天下の古書を集めて、之を其主義に照して取捨採擇し、遂に之を改造するに至れり、

第一、孔子の周室尊崇論とは、孔子が、周の制度に私淑して、其制度を學び、而して、之を周室と共に維持せむとする事なり、即ち、其周の制度を學びし證は、周の史官たる老子に、禮即ち制度を問ひし事に在り、且、論語右十九ノ八に、「衛公孫朝問於子貢曰、仲尼焉學、子貢曰、文武之道、未墜於地、在人、賢者識其大者、不賢者識其小者、莫不有文武之道焉、夫子焉不學、而亦何常師之有」とあるにて、知るを得べし、而して、其制度を欣慕せし例は、論語右八ノ十一に、「子曰、周監於二代、商、○又、郁郁乎文哉、吾從周」とあり、又、同書左九ノ三に、「子畏於匡、曰、文王既沒、文不在茲乎、天之將喪斯文也、後死者不得與於斯文也、天之未喪斯文也、匡人其如予何」とあり、又、同書右七ノ二に、「子曰、甚矣吾衰也、久矣吾不復夢見周公」とあるにて、知るべく、又、家語右三ノ三に、「孔子觀乎明堂、覩四門墉、有堯舜之容、桀紂之象、而各有善惡之狀、興廢之誠焉、又有周公相成王、抱之負斧扆、南面以朝諸侯之圖焉、孔子徘徊望之、謂從者曰、此周之所以盛也」とあるにて、知るべし、而して、稍々君臣の大義、上下の名分を正すの志ありしを觀る、即ち、論語右十三ノ二に、

子路曰、衛君待子而爲政、子將奚先、子曰、必也正名乎、子路曰、有是哉、子之迂也、奚其正、子曰、野哉、由也、君子於其所不知、蓋闕如也、名不正、則言不順、言不順、則事不成、事不成、

則禮樂不興、禮樂不興、則刑罰不中、刑罰不中、則民無所措手足、故君子名之、必可言也、言之、必可行也、君子於其言、無所苟而已矣、

と云ひ、又、左傳二十五ノ八に、

衛侯使孫良夫、石稷、甯相、向禽、將侵齊、與齊師遇、石于欲還、孫子曰、不可以師伐人、遇其師而還、將謂君何、若知不能、則如無出、今既遇矣、不如戰也、夏有石成子曰、師敗矣、子不須衆懼盡、子喪師、徒何以復命、皆不對、又曰、子國卿也、隕子辱矣、子以衆退、我此乃止、且告車來甚衆、齊師乃止、次于鞠居、新築人仲叔于奚救孫桓子、桓子是以免、既、衛人賞之以邑、辭、請曲縣、繁纓、以朝許之、仲尼聞之曰、惜也、不如多與之邑、唯器與名、不可以假人、君之所司也、名以出信、信以守器、器以藏禮、禮以行義、義以生利、利以平民、政之大節也、若以假人、與人政也、故亡、則國家從之、弗可止也已、

と云へる類にして、蓋し、これ、周室維持の目的に胚胎せし觀念たる事、政治學に通曉するもの、推考するに難しとせざる所なり、

第二、孔子既に周の制度を維持せむとするの志あり、隨て其淵源たる先代の制度を學び、其制定者たる主權者の法を稱揚して、遺す所なし、孔子が先代の制度を學びし

一證は、論語^{三八ノ七}に、

子曰、夏禮、吾能言之、杞不足徵也、殷禮、吾能言之、宋不足徵也、文獻不足故也、足則吾能徵之矣、

とあり、禮記^{二十ノ一}に、

言偃復問曰、夫子^〇孔之極言禮也、可得而聞與、孔子曰、我欲觀夏道、是故之杞、而不足徵也、吾得《坤乾》焉、《坤乾》之義、夏時之等、吾以是觀之、

とありて、漢の鄭玄の註に、『得夏四時之書也、其書存者有《小正》』とあり、又、『得《殷陰陽之書》也、其書存者有《歸藏》』とある類是なり、而して、其主權者を欣慕せし例は、

論語^{八ノ八}左^{泰伯}子曰、大哉堯之爲君也、巍巍乎、惟天爲大、唯堯則之、蕩蕩乎、民無能名焉、巍巍乎、其有成功也、煥乎、其有文章、

論語^{二十ノ一}右^{堯曰}、堯曰、咨爾舜、天之曆數在爾躬、允執其中、四海困窮、天祿永終、舜亦以命禹曰、予小子履、敢用玄牡、敢昭告于皇皇后帝、有罪不敢赦、帝臣不蔽、簡在帝心、朕躬有罪、無以萬方、萬方有罪、罪在朕躬、周有大賚、善人是富、雖有周親、不如仁人、百姓有過、在

予一人、謹權量、審法度、修廢官、四方之政行焉、興滅國、繼絕世、舉逸民、天下之民歸心焉、所重民食、喪祭、寬則得衆、信則民任焉、敏則有功、公則說、

論語^{八ノ九}右^{泰伯}舜有臣五人、而天下治、武王曰、予有亂臣十人、孔子曰、才難、不其然乎、唐虞之際、於斯爲盛、有婦人焉、九人而已、三分天下有其二、以服事殷、周之德、其可謂至德也已矣、

論語^{八ノ八}左^{泰伯}子曰、巍巍乎、舜禹之有天下也、而不與焉、

論語^{八ノ十二}右^{泰伯}子曰、禹、吾無間然矣、非飲食而致孝乎鬼神、惡衣服而致美乎黻冕、卑宮室而盡力乎溝洫、禹吾無間然矣、

とあるを見るべく、又、孔子家語は、蓋し後世儒者の手によりて成れるものなれど、其内に、孔子が『三代之明王』と稱せし事あるを云ひ、^{十四右}又、孔子が五帝三王の制度の根本主義が、刑(Criminal Law)を用ゐるにあらずして、徳化(Moralization)に在りし事を、述べて、之を欣尚せるを記せるは、^{家語六}恐くは、孔子の意を得たるものならむ、^{第三}かくの如くにして、孔子は、堯舜禹湯文武周公を尊びて、其禮法を學び、之を以て天下後世の模範となさむと欲し、此學風を以て支那學問の正統となし、之に反する

ものを異端と稱して、痛く之を排斥せり、即ち論語左爲政に「子曰、攻乎異端、斯害也已。」とある類是なり。

第四、是に於て、孔子は、自ら政治の局に當らむと欲し、其志、實際的方面に在りき、故に、必しも五伯の事業を極貶せず、管仲の如きをも、其人、古禮に背くこと多かりしとて、大に之を誹りしといへども、其政治上の他の部分は之を是認し、子産の如きをは、多く之を稱揚せり、論語三ノ十七右、井ノ十四ノ五右、及ノ十右、而して天下を周遊して、其主義を行はむとせり、されど、其主義既に時勢に適せざる所あり、是を以て、遂に十分に其手腕を振ふに至らずして已めり、史記四十七孔子世家、井ノ論語及び家語による、是に於て、孔子の志は、其政界經綸の大抱負を一轉して、万世不朽の述作を傳へ、以て模範を天下に垂れむ事を希圖し、筆を執て經世の文を草せり、孔安國の尙書の序尙書一左に云く、

古者、伏羲氏之王天下也、始畫八卦、造書契、以代結繩之政、由是文籍生焉、伏羲、神農、黃帝之書、謂之三墳、言大道也、少昊、顓頊、高辛、唐虞之書、謂之五典、言常道也、至于夏商周之書、雖設教不倫、雅語與義、其歸一揆、是故歷代寶之、以爲大訓、八卦之說、謂之八索、求其義也、九州之志、謂之九丘、丘聚也、言九州所有、土地所生、風氣所宜、皆聚此書也、春秋

左氏傳曰、楚左史倚相能讀三墳五典八索、九丘、卽謂上世帝王遺書也、先君孔子生於周末、親史籍之煩文、懼覽之者不一、遂乃定禮樂、明舊章、刪詩爲三百篇、約史記、而修春秋、讀易道、以黜八索、述職方、以除九丘、討論墳典、斷自唐虞、以下訖于周、芟夷煩亂、剪截浮辭、舉其宏綱、撮其機要、足以垂世立教、典謨訓誥誓命之文、凡百篇、所以恢弘至道、示人主以軌範也、帝王之制、坦然明白、可舉而行、三千之徒、並受其義、及秦始皇、滅先代典籍、焚書坑儒、天下學士、逃難解散、我先人用藏其家書于屋壁、漢室龍興、開設學校、旁求儒雅、以闡大猷、濟南伏生、年過九十、失其本經、口以傳授、裁二十餘篇、以其上古之書、謂之尙書、百篇之義、世莫得聞、

又、史記右孔子世家に云く、

魯終不能用孔子、孔子亦不求仕、孔子之時、周室微、而禮樂廢、詩書缺、追述三代之禮、序書傳、上紀唐虞之際、下至秦繆、編次其事、曰、夏禮吾能言之、杞不足徵也、魯禮吾能言之、宋不足徵也、足則能徵之矣、觀殷夏所損益、曰、後雖百世可知也、以一文一質、周盛二代、郁郁乎文哉、吾從周、故書傳禮記自孔子、

と、是に於て、孔子の述作は成れり、而して、孔子の述作は、

第一は、周の制度と、其淵源たる先代の制度とに在りて、之を載するものは、尙書と三禮となり、三禮とは、周禮、儀禮、禮記なり、此他に、今、大戴禮と云ふものあり、漢の戴徳の著と云ふ、されど、傳ふる所のもの、獨り蓋し儀禮を除きては、皆漢代の修訂若くは擬作に係り、往々信すべからざるものもあり、尙書孔安國の序の疏文、周禮儀禮の註文、疏の序文、并に漢書儒林傳十五、左、日知錄、陔餘叢考等に由る、

第二は、詩歌にして、皆周代并に先代以來の典雅醇正なる作を撰び、以て政治并に風教 (Public moral) の助とせるものなり、而して之を載するものは、今傳はる所の毛詩なり、

第三は、魯の歴史にして、孔子自ら素王杜預の左傳の序、并に孟子に見ゆ、即ち無冠の帝王たる資格を以て、上は周の天子より、下は諸侯の大夫士に至るまでの行事を批評して、之を褒貶せり、支那の學者は、これを稱して言刑 (Punishment by word of mouth) 實天又筆誅 (Punishment by writ) 筆誅は後世云ふ所にして、後漢書列傳廿四ノ梁統傳には、春秋之誅と稱す、即ち歐洲の法律にて、加辱刑 (Infamy) などと稱するもの、精神に一致する所あるもの、如し、而して、之を載するものは春秋なり、但し、春秋の事は、後文に

詳にすべし、故に今之を省略す、

第四は、支那の哲學にして、天地人類生成 (生と成と二つなり、即ち Birth and development) の理法 (Canon) を説けり、即ち易なり、而して、易は、孔子の尤も晩年の作に係れり、論語右ノ二に云く「子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣」と、史記右孔子世家十七に云く「孔子晩而喜易、序彖象繫象說卦文言、讀易、韋編三絶」と、易の事は、漢書儒林傳にも見ゆ、蓋し、哲學は、支那人の語を以て云へば、窮理盡性の學、有形無形の真理を、にして、魏何晏、事、抽象的に屬すれば、尤も高尚なる理解力の發達を待て、始めて趣味を感ずべし、孔子の、晩年始めて易を好みし如き、宜なる哉、

是に於て、支那上代の制度、文學、歴史、哲學、始めて綜合的に大成せられたるを觀るべし、而して、孔子の著述法は、論語右述而一に「子曰、述而不作、信而好古、竊比於我老彭、曰、老彭、殷賢也」とありて、述作論の別は、論衡二、古代の思想、并に事蹟に對しては、孔子の私意、臆説を以て、妄に之を損益する如き事をなさずと云ひ、孔子の性行より觀るも、其自白正に信を置くに足ると雖も、まかも、亦其理想に反する事に至りては、自ら淘汰を経たる事勿論なるを以て、孔子の斯業は、實に支那上代の思想界に、一新時期を劃せ

るものにして、其事業の偉大なる、實に、孔子の崇拜せる前代諸帝王の勢力の比にあ
らざるなり、而して、要之、孔子の主義は、概して、支那上代の思想の大系、殊に堯舜禹湯
文武周公の思想に準據して、學説を立て、而して、其學説に基きて、教を布き、法を設く
るに在りしなり、

孔子の弟子三千人、天下に分布して、其主義を鼓吹し、孔子の孫子思、一代の大儒にし
て、其門人成は然り孟子、亦大賢人たるの故を以てして、孔子の主義益々天下を風靡
せるを覺ゆ、之を孔子の正統となす、所謂周の末造より儒者と稱せらるるもの是なり、

第四款 理論學派の祖なる老子、并に其流

派の主義の大要

理論主義の祖は老子なり、老子は、史記六十三ノ一左に「周守藏室之史也、○索隱曰、按、藏室之史、孔子適周、將問禮於老子、老子曰、子所言者、其人與骨皆已朽矣、獨其言在耳、且君子得其時則駕、不得其時則蓬累而行、吾聞良賈深藏若虛、君子盛德、容貌若愚、去子之驕氣、與多欲、態色、與淫志、是皆無益於子之身、吾所以告子若是而已、孔子去、謂弟子曰、鳥吾知

其能飛、魚吾知其能游、獸吾知其能走、走者可以爲罔、游者可以爲綸、飛者可以爲矰、至於龍、吾不能知其乘風雲、而上天、吾今日見老子、其猶龍邪、老子修道德、其學以自隱、無名爲務、居周人之見、周之衰、適遂去、至闕、闕令尹喜曰、子將隱矣、軀爲我著書、於是、老子廼著書上下篇、言道德之意五千餘言而去、莫知其所終、又、莊子四ノ五十八右、知北遊に、孔子の老
たとい、莊子の臆脱にせよ、恐くは、老子の主義を彰はしたるものならむ、とあるに、當時に於ける盛徳の學者なりといへども、孔子と其主義の根本を異にして、時の救ふべからざるを憤り、遂に厭世して、其蘊蓄を世に施すの志を絶ちし人なるが如し、故に、其學統は、列子によれば、黃帝の書に出でしものに似たり、列子右五ノに「黃帝書曰、谷神不死、是謂玄牝、玄牝之門、是謂天地之根、綿々若存、用之不勤、と云ふ句ありて、其文、老子五上ノ十の「谷神不死章」の文と全く同じきを觀る、而して、黃帝とは何ぞや、孔子の多く云はざる所なれども、易ハノ七右、繫辭下に、神農氏、燧人氏、黃帝、堯、舜、禹、氏作とあり、家語五ノ二十七右に、五帝の事、支那の事、あれど、繫辭も、家語も、皆孔子の眞傳に非れば、案より十分信するに足らず、支那の太古に於ける英明なる一帝王なりとの傳説あるものにして、其人の事蹟甚だ詳ならざれども、支那にありては、すべて事の不明不確に屬するものある時は、皆之を黃帝の作となす例にして、陰陽醫術等、凡そ方技マジに屬して、世の信用を得るの必要

ある職業のものは、皆之を祖述するもの、如し、孟子五下ノ一右滕文公上に、爲神農之 其遺書の全文は、今傳はらざれば、詳に之を知るを得ざれども、列子の書には、孟子五下ノ一右滕文公上に、爲神農之 多く其哲學上の學説を引用すれば、蓋し、哲學上の事も、多く其中に記述してありしならむ、而して、其所謂黃帝の書は、老子始めて之を繼承して世に傳へしものか、若くは老子の始めて之を大古の事蹟に假托して、造爲せしものなるかの如し、家語一六ノ五には、季康子問於孔子曰、舊聞五帝之名、而不知其實、請問、何謂五帝、孔子曰、昔丘也聞、一六ノ諸老聃曰、天有五行、水、火、金、木、土、分時化育、以成萬物、其神謂之五帝、古之王者、易代而改號、取法五行、五行更王、終始相生、亦象其義、故其生爲明王者、死而配五行、是以大皞配木、炎帝配火、黃帝配土、少皞配金、顓頊配水、康子曰、太皞氏、其始之木何如、孔子曰、五行用事、先起於木、木東方、萬物之初皆出焉、是故王者則之、而首以木德王天下、其次則以所生之行轉相承也」と云へる傳説を掲ぐるを見る。

されば、老子の學説は、甚だ高遠にして、孔子の夫に比すれば、實際に遠き事甚し、即ち第一に、其學説の基礎は、虛無主義 (Nihilism) にして、無 (Nothing) と有 (Reality) とは、異なれど、共に無にして、無は即ち造化玄妙の機なりと云ふにあるが如し、老子經開卷第一ノ

右に、其主旨を示せり、曰く、「道可道非常道、名可名非常名、無名、天地之始、有名、萬物之母、常無欲、以觀其妙、常有欲、以觀其微、此兩者同出而異名、同謂之玄、玄之又玄、衆妙門」と、次に、此根柢に基き、更に、天道と聖人の法との如何なるものなるかを説明して、老子經上ノ十三左に、「天地不仁、以萬物爲芻狗、聖人不仁、以百姓爲芻狗、天地之間、其猶橐籥乎、虛而不屈、動而愈出、多言數窮、不如守中」と云へり、こは、天地及び聖人は、人類を生成して、而して芻狗を棄つるが如くに、其恩澤を人類に與へし事を忘るゝの謂にして、天道も無、聖人の法も無なりとの事にて、守中は即ち儒家の所謂中庸とは異にして、無に對するには無言を以てして、腹中の秘を守れとの事に歸するもの、如し、是に於て、人事すべて虛無を尙び、「五色令人目盲、五音令人耳聾、五味令人口爽、馳騁田獵、令人心發狂、難得之貨、令人行妨、是以聖人爲腹不爲目、故去彼取此」老子上ノ二と云ひ、「大道廣有、仁義智慧出、有大僞、六親不和、有孝慈、國家昏亂、有忠臣」老子上ノ二十と云ひ、「絕聖棄智、民利百倍、絕仁棄義、民復孝慈、絕巧棄利、盜賊無有、此三者以爲文、不足、故令有所歸、見素抱樸、少私寡欲」老子上ノ二十と云ひ、「絕學無憂、唯之與阿、相去幾何、善之與惡、相去何若、人之所畏、不可不畏、荒兮其未央、衆人熙熙、如享大牢、如春登臺、我獨汨汨兮、其未央

若嬰兒之未孩、乘乘兮若無所歸、衆人皆有餘、我獨若遺、我愚人之心也哉、沌沌兮、俗人昭昭、我獨若昏、俗人察察、我獨悶悶、澹兮其若海、颯兮似無所止、衆人皆有以、我獨頑且鄙、我獨異於人、而貴求食於母、老子上ノ三十一と云ひ、「爲學日益、爲道日損、損之又損、以至於無爲、無爲而無不爲矣、故取天下者常以無事、及其有事不足以取天下、老子下ノ十三」と云へり、而して、此虛無を保ちて、天下を率ゐるものを聖人となせり、即ち「不出戶知天下、不窺牖見天道、其出彌遠、其知彌少、是以聖人不行而知、不見而名、不爲而成、老子下ノ十」と云ひ、又「治人事天莫如嗇、夫惟嗇、是以早復、早復謂之重積德、重積德則無不克、無不克則莫知其極、莫知其極、可以有國、有國之母可以長久、是謂深根固抵、長生久視之道、老子下ノ六」と云へり、故に、老子の所謂聖人は、必しも實體を具有するものにあらず、即ち孔子の所謂堯舜禹湯文武周公の類にあらずして、老子の主義に適ひたる理想的人物なるが如し、而して、天道と聖人とは、老子の思想に於ては、猶ほ未だ最上の目的物たらず、老子經上ノ三の有物混成章に云く、「有物混成、先天地生、寂兮寥兮、獨立而不改、周行而不殆、可以爲天下母、吾不知其名、字之曰道、強爲之名曰大、大曰逝、逝曰遠、遠曰反、故道大天大地大、王亦大、域中有四大、而王處一焉、人法地、地法天、天法道、道法自然」と、又、

經三ノ十の聖人無常心章に云く、「聖人無常心、以百姓心爲心、善者吾亦善之、不善者吾亦善之、得善矣、信者吾信之、不信者吾亦信之、得信矣、聖人之在天下、惻惻爲天下、心百姓皆注其耳目、聖人皆孩之」と、即ち之を解剖する時は、始め先づ自然と云ふものありて、道之に生じ、道ありて、天地之に生じ、天地生じて、人類之に生じ、而して、王者即ち聖人、其間に出で、人類を率ゐるものなり、故に、人類の規則は、天地の道に同じく、天地の道は、自然に同じく、隨て人類の師表たる聖人は、自然の法則(Natural Law)に従て、百姓を見る事平等にして、初より分別の心なく、初より分別の心なくの一句の旨趣、只百姓の心に是れ副はむとするを務むべしとの事なるに似たり、故に、老子は、一切現世の組織制度を非とし、人類が、自然の状態(State of Nature)に於て生活せし時代の事を想像して、其状態に復古せむとするものに似たり、事は後文に詳にすべし。老子の門に、列子、楊子あり、列子の事は、列子上ノ三十二左に、列子師老闕子、友伯高子とあり、又、向者下ノ六十九左に、列子學於壺丘子、林と云ふ事もあり、楊子の事は、列子上ノ五十七右に、楊朱南之沛、老聃西遊於秦、遊於郊、至梁而遇老子、老子中道仰天嘆曰、始以汝爲可教、云々とあり、此事又莊子六ノ五右宮宮、陽子居南之沛、云々とあり、仰天嘆曰、始以汝爲可教、云々とあり、此事又莊子六ノ五右宮宮、陽子居南之沛、云々とあり、共に虛無主義を主張し、而して、楊子は、其極、古代、鞠躬、國家、人類の爲に盡し、聖賢人を罵りて、人類の目的は、獨り、自ら快樂を貪るにありとなすが如き説をなすに至れ

り、即ち列子左傳朱註に「楊朱曰、天下之美歸之舜禹、周孔、天下之惡歸之桀紂、然而舜耕於河陽、陶於雷澤、四體不得整安、口腹不得美厚、父母之所不安、弟妹之所不親、行年三十、不告而娶、及受堯之禪、年已長、智已衰、商鈞不才、禪位於禹、戚戚然以至於死、此天人窮毒者也、鯀治水、土績用不就、殛諸羽山、禹築業事、離惟荒土、功子產不字、過門不入、身體偏枯、手足胼胝、及受舜禪、卑宮室、美絺冕、戚戚然以至於死、此天人之憂苦者也、武王既終、成王幼弱、周公攝天子之政、邪公不悅、四國流言、居東三年、誅兄放弟、僅免其身、戚戚然以至於死、此天人之危懼者也、孔子明帝王之道、應時君之聘、伐樹於宋、削迹於衛、窮於商周、圍於陳蔡、受屈於季氏、見辱於陽虎、戚戚然以至於死、此天民之追遠者也、凡彼四聖者、生無一日之歡、死有萬世之名、名者固非實之所取也、雖稱之弗知、雖賞之不知、與株塊無以異矣、桀藉累世之資、居南面之尊、智足以距群下、威足以震海內、恣耳目之娛、窮意慮之所為、熙熙然以至於死、此天民之逸蕩者也、紂藉累世之資、居南面之尊、威無不行、志無不從、肆情於傾宮、縱欲於長夜、不以禮義自苦、熙熙然以至於誅、此天民之放縱者也、彼二凶也、生有從欲之歡、死被惡暴之名、實者固非名之所與也、雖毀之不知、雖稱之弗知、此與株塊奚以異矣、彼四聖雖美之所歸、苦以至於終、同歸於死矣、彼二凶雖惡之所歸、樂以至於終、亦同歸於死矣、」

死矣」とある類是なり、是れ、私に按ずるに、一種の利己的快樂説 (Individualistic hedonism) とも云ふべきものにして、教育上の害、擧げて云ふべからず、實行主義の儒派の爲に、極力排斥せられたる所以、理なきにあらず、

莊子の學統は詳ならず、されど、史記六十三ノ三右に「莊子者、蒙人也、名周、嘗爲蒙漆園吏、與梁惠王齊宣王同時、其學無所不闕、然其要本歸於老子之言、故其著書十餘萬言、大抵率寓言也、作漁父、盜跖、胠篋、以詆訛孔子之徒、以明老子之術、畏累虛、亢桑子之風、皆空語無事實、然善屬書、離辭、指事類、情用、剽剝、儒墨、雖當世宿學、不能自解免也、其言洗洋自恣、以適己、故自王公大人不能器之」とあるは、蓋し當れり、其著書莊子を觀るに、多く黃帝の事を説き、莊子三ノ十六には、言を老子に假りて「昔者、黃帝始以仁義、摠人之心、堯舜於是乎股無胼、脛無毛、以養天下之形、愁其五藏、以爲仁義、矜其血氣、以規法度、然猶有不勝也、堯於是放驩兜於崇山、投三苗於三峽、流共工於幽都、此不勝天下也、夫施及三王、而天下大駭矣、下有桀、跖、上有曾、史、而儒墨畢起、於是乎、喜怒相疑、愚知相欺、善否相非、賢信相譏、而天下衰矣、」と云へるは、現世の組織は黃帝に始るとの意にて、次に、同書十七右に、此黃帝が、廣成子(仙人)の類ならむの效により、位を去りて、神仙の術を得し事を

云ひ、遂に、同書九右ノ十には、黃帝は孔子に優る事を云へり、老子を尊びて、儒墨の實行主義を謗り、且、孔子の稱揚する所の堯舜以下の聖人を罵り、莊子一ノ十二左齊物、三ノ八左天運、六ノ七右讓王、十二左同上、十六右盜跖等による、但し、莊子一ノ十六左十七右、二ノ十五右參照、其所説、縱橫自在、老子の主義を鼓吹して、餘す所なきを見る、

第五款 實行、理論兩派の間より出でたる

諸學派の概要

孔子、老子兩派の學說中より出で、別に各一派を爲せるものに、墨子、荀子、及び申韓等の諸派あり、

墨子は、其時代、學統に就きて、種々の説あり、畢沅の墨子叙、孫星衍の墨子後叙に、其概説志、淮南子要略篇、列子楊朱篇、黃帝篇、莊子應帝王篇、史記禮書に、よりて考ふべし、而して、其學說、大に儒流に異なり、即ち、孔子の禮法(Ceremony)を盛にして、但し、孔子も、論語三ノ四右八節に、禮與其喪也、國家を治むるの主義に對しては、大に、節用主義とも云ふべきものを唱へて、辭過、節用、節葬、非樂等の論を立て、且、自他親疎、平等的の兼愛兼利を説き、すべて、大に現世の政治、并に社會組織に反對するの觀あり、故に、儒者正統の學者より斥非せられ、孟子六下ノ六左の如

きは、「聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱墨翟之言盈天下、天下之言不歸楊則歸墨、楊氏爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君、是禽獸也。」○中楊墨之道不息、孔子之道不著、孔子之道不著、是邪說亂民、克塞仁義也、仁義克塞、則率獸食人、人將相食、吾爲此懼、先聖之道、フキギ距、楊墨、放淫辭、邪說者、不得作」と云ひて、楊子と相並べて之を謗れり、されど、淮南子八左要略に「墨子學儒者之業、受孔子之術、以爲其禮煩擾而不悅、厚葬靡財而貧民、服傷生而害事、故背周道而用夏政」とありて、其孔子の說に違ふ所以は、墨子は當時の形勢に鑑みて、已むを得ず、節用主義を唱へたりと云ふもの、如し、されば、墨子は、老莊虛無派に遠くして、儒派に近きものと見るを得べきなり、荀子は、孔孟老墨の後に、出で、諸派の學說の糝糠を去りて、其純善なるものを選びて、之を世に教へむとせるものに似たり、而して、道德の教は、孔子の說を以て尤も據るべしとなし、政治、法律の主義は、聊か之に、進歩主義を加へ、以て當世に應せむとせり、漢の劉向の上表荀子二十左に「孫卿、趙人名况、方齊宣王威王之時、聚天下賢士於稷下、尊寵之、若鄒衍、田駢、淳于髡之屬、甚衆、號曰列大夫、皆世所稱、咸作書刺世、是時孫卿有秀才、年五十始來游學、諸子之事、皆以爲非先王之法也、孫卿善爲詩禮易春秋、至齊襄王時、

孫卿最爲老師、齊尙脩列大夫之飲、而孫卿三爲祭酒焉、齊人或讒孫卿、乃適楚、楚相春申君以爲蘭陵令、人或謂春申曰、湯以七十里、文王以百里、孫卿賢者也、今與之百里地、楚其危乎、春申君謝之、孫卿去之趙、後客或謂春申君曰、伊尹去夏入殷、殷王而夏亡、管仲去魯入齊、魯弱而齊強、故賢者所在、君尊國安、今孫卿天下賢人所去之國、其不安乎、春申君使人聘孫卿、孫卿遣春申君書刺楚國、因爲歌賦、以遺春申君、春申君恨、復固謝孫卿、孫卿乃行、復爲蘭陵令、春申君死、而孫卿廢、因家蘭陵、李斯皆爲弟子、而相秦、及韓非號韓子、又浮丘伯皆受業爲名儒、孫卿之應聘於諸侯、見秦昭王、昭王方喜戰伐、而孫卿以三王之法說之、及秦相應侯皆不能用也、至趙、與孫臏議兵、趙孝成王前、孫臏爲變詐之兵、孫卿以王兵難之、不能對也、卒不能用、孫卿道守禮義、行應繩墨、安貧賤、孟子者亦大儒、以人之性善、孫卿後、孟子百餘年、孫卿以爲人性惡、故作性惡一篇、以非孟子、蘇秦張儀以邪道說諸侯、以大貴顯、孫卿退而笑之曰、夫不以其道進者、必不以其道亡、至漢興、江都相董仲舒亦大儒、作書美孫卿、孫卿卒不用於世、老於蘭陵、疾濁世之政、亡國亂君相屬、不遂大道、而營乎巫祝、信祿祥、鄙儒小拘、如莊周等、又滑稽、於是推儒墨道德之行事、與壞序列、數萬言、而卒葬蘭陵、而趙亦有公孫龍、爲堅白同異之辨、處子之言、魏有李悝、盡地力之教、楚有尸子、長

虞子、芋子、皆著書、然非先王之法也、皆不循孔氏之術、唯孟軻孫卿爲能尊仲尼、蘭陵多善爲學、蓋以孫卿也、長老至今稱之曰、蘭陵人喜字、爲卿蓋以法孫卿也、孟子孫卿道先生皆小五伯、以爲仲尼之門五尺童子、蓋稱五伯、如人君能用孫卿、庶幾於王、然世終莫能用、而六國之君殘滅、秦國大亂、卒以亡、觀孫卿之書、其陳王道甚易行、疾世莫能用、其言悽愴、甚可痛也、荀子の傳は、史記七十四に即ちこれによれば、荀子は、孔子の純道徳的禮法主義に、聊か法治主義を加へたる一種の禮法主義にして、大略篇、法行方に、孔孟の道徳主義と、法治派とを結合せる聯鎖と爲れるものゝ如し、故に、荀子は、其大跡に於ては、孔孟の主義に同じと雖も、其間、孟子の學說には、頗る一致せざる所あるを見る、非十篇、并に性惡篇の如き、殊に然り、されど、其人性説の如きは、從來學者の既明而して、却て疆國せし如く、孟子との間に差異あるにあらざるなり、此事、後章に詳にせり、而して、却て疆國篇荀子十一ノ十六左に、大智在所不慮とあり、の如きには、老莊の説と一致する所あるを見るなり、又富國篇には、盛子を説して、管子の既を執れるを見る、

法治派の主義は、蓋し、管子に淵源すべし、管子は、周末春秋の時に出で、孔子、老子の前に在りて、齊の桓公を輔け、始めて霸道霸道の事は、皇道帝道及び王道の事と共を行ひし

人なり、法治主義と稱道とは同時の産、されど、今此人の遺書管子八十六篇を觀るに、其說多く儒者に異ならず、只實際治國の方法に於て、法治派の主義に一致する所あるのみ、而して、通常、當時法治派と稱せらるゝものは、漢書三十四右文に掲ぐる所の、

李子三十二篇、名悝、相魏文侯、富國強兵。

商君二十九篇、名鞅、姬姓、衛後也、相梁孝公、有列傳。

申子六篇、名不害、京人、相韓昭侯、終其身、侯不敢侵韓、師古曰、京、河南京縣。

處子九篇、師古曰、史記云、趙有處子。

慎子四十二篇、名到、先申韓、中韓稱之。

韓子五十五篇、名非、韓諸公子、使、秦李斯書而殺之。

游楮子一篇、

龜錯三十一篇、

燕十事十篇、不知作者。

法家言二篇、不知作者。

右法十家、二百一十七篇、

法家者流、蓋出於理官、信賞必罰、以輔禮制、易曰、先王以明罰飭法、此其所長也、及刻者爲之、則無教化、去仁愛、專任刑法、而欲以致治、至於殘害至親、傷恩薄厚、

の類にして、其學問は、之を法術韓非子八ノ八右川人に、韓非子八ノ八右川人に、韓非子八ノ八右川人に、又は刑名之學史記六十八ノ一右閻君傳に、

と稱し、其學統は、直に荀子に出づるものあり、荀子の條、參申子、韓非子の類の如くに、黃老を祖述するものもあり、而して、申子、韓非子の事は、史記六十三ノ四右に

『申不害者、京人也、略申子之學、本於黃老、而主刑名、著書二篇、號曰申子』と云ひ、又同書左

四に『韓非者、韓之諸公子也、喜刑名法術之學、而其歸本於黃老』と云ひ、又同書右九に『太史公曰、老子所貴道、虛無因應、變化於無爲、略中莊子散道德放論、要亦歸之自然、申子卑卑、

○註云、自勉勵之意也。施之於名實、韓子引繩墨、切事情、明是非、其極慘、敬少恩、皆原於道德之意』と

云へる類是なり、而して、韓非子の如きは、兼ねて又孔子の説をも尊崇するを觀るな

り、尙ほ詳なる事は、後章に於て之を辨すべし、

第六款 諸派勢力の比較

儒派の勢力は、孔子の門下三千人と云ひ、而して孟子に至りて更に増大し、遂に天下を風靡せし事は、争ふべからず、老莊の勢力は、支那思想の一部分を支配したれども、

素より儒派の十分の一にも當るを得ず、莊子右論充符十五に、魯の兀者王貽と云ふもの、聖人にして、孔子と魯を中分にし、之に従ふもの、孔子と相若けりと云ふ事あれども、信するに足らず、墨子右公輸十には、弟子三百人ありしと云ひ、韓非子五十九には、『孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三』ともあり、孟子六下ノ六左には、『天下之言、不歸楊則歸墨』ともあれど、其勢力、儒派と並ぶべくもなし、又此他に、法治派あれど、素より亦儒派の勢力と比すべくもあらず、要するに、孔子の學説は、支那古代の一般思想を基礎として、歸納演繹せるものなるが上に、其政治上の主義、古代主權者の主義を法とせしものなるが故に、儒派正統を奉ずる學者の主義は、自ら支那の政治的社會的慣習に一致するの理由あり、されば、其主義は、即ち支那思想の幹系と稱すべく、而して、之に反するものは、其傍系たるの觀あるを免れず、隨て、支那に於ける老莊楊墨、法治派の勢力、知るべきのみ、

第四項 支那に於ける善の根本實質

第一款 中正

日本の中古足利氏初めに、圓月と云ふ名僧あり、著名の哲學者にして、其著に、中正子類從

四百九十八に収む、全部六卷あり、あり、宋儒の理學を論ず、彼れ、其書に名づくるに、中正を以てす、蓋し宋儒の理學は、尤も中正の道を尙びしによるものなり、性理精妙、性理詳書句解等、宋儒事に論ず、中正の思想の、東洋に滂溥せるの狀以て觀るべし、而して、此中正の思想は、其來るや尙し、

先づ、中の事は、尙書右大禹謨一に、『帝堯曰、人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執其中。』此句、荀子に道經の語なりとあり、又、同書六左ノ十の『般民在辟、子曰辟、爾惟勿辟、子曰宥、爾惟勿宥、惟厥中』の孔安國の傳に、『惟其當以中、正、平、理、斷之』とあり、次に、尙書三左ノ四に、又、裁判の方法に就きて、『哀敬折獄、明啓刑書、胥占、咸庶中正。』と云へる事もあり、又、周禮右天官には、『設官分職、以爲民極』の鄭玄の註に、『極、中也、令天下之人、各得其中、不失其禮』と云ひ、次に、同書左大司徒に、『以五禮、以辨九等、辨九等、以正民』とあり、即ち、中は、事物の中心にして、偏らざる正しき所を指すなり、故に、又、此中の字を、アタルの義に用ゐる事あり、論語十三ノ二左に、『禮樂不興、則刑罰不次』に、『正は、事物が、其中を得たる貌なり、周禮二右司馬に、『惟王建国、辨方正位、體國之經、有土、有財、有民、有衆、以爲國、正德、名以行、道』とあり、楊子ありて、註に、『政、正也、政、所以正不正者也、孝經說曰、政者、正也、正、德名以行道』とあり、楊子

法言六ノ二に「或曰戰使子草律曰吾不如弘恭草奏曰吾不如陳湯曰何爲曰必也律不犯秦不刻甄陶天下者其在和乎剛則顛柔則壑龍之潛亢不獲其中矣是以過中則惕不及中則躍其近於中乎聖人之道譬猶日之中矣不及則未過則具什一天下之正也多則樂寡則貉」とありて即ち中と正と合する時は正に「正シク中ヲ得」と云ふ意義を爲すものゝ如し今これに就きて荀子右宥坐一に「譬喻あり云く孔子觀於魯桓公之廟有敬器焉孔子問於守廟者曰此爲何器守廟者曰此蓋爲宥坐之器孔子曰吾聞宥坐之器者虛則欹中則正滿則覆孔子願謂弟子曰注水焉弟子挹水而注之中而正滿而覆虛而欹」と事は家語三ノ十淮南子等にも見ゆ即ちこれは「凡そ物中を得れば正しく正しきものは中と云ふを得べし」との觀念を表はせるものなり是故に荀子三ノ十學には又「故君子居必擇鄉遊必就士所以防邪僻而近中正也」と云ひて直に中正を以て君子の道となせり即ち換言すれば中正を以て善と爲せるなりされば中正は又直に法律なりとの觀念のありしを見るなり楊子方言五右に「根法也」とありて註に「救傾之法」とあり説文解字五右を按するに「樞杖也許從木長聲略註一曰法也」とありて段氏は之に註して「未詳釋宮曰根謂之楔玉藻注根門楔也鄭風箋根門楔上木近邊

者案門兩旁木亦法之一端也鄭說樞爲門限曰門樞上木」と云へり蓋し根の物たるや古來明ならずと雖も以上の材料は支那古代の思想に於て傾を救ひて中正を保つ物を法と思ひし事實の之ありしことを吾人に證明するものある事を信せらるゝなり以て支那古代に於ける中正思想の一斑を觀るに足るべし孔子と老子とは共に支那諸哲學派の鼻祖なる事前に云へる如し而して共に中正を以て善となす易七ノ六右に云く

天下之理得而成位乎其中矣

易八ノ四右繫辭下に「天地之道貞觀者也日月之道貞明者也」とあり貞は正の意にして中和正直の義に當るが如し又論語六ノ十四に云く

子曰中庸之爲德也其至矣乎民鮮久矣

と而して孔子の學統を受くるもの即ち儒學の一派にありては殊に中正の徳を善となす孟子八上ノ十五に云く

孟子曰禹惡旨酒而好善言湯執中而立賢無方

と而して孟子十三下ノ四に「孟子曰楊子取爲我拔一毛而利天下不爲也墨子兼愛摩頂放踵利天下爲之子莫執中執中爲近之執中無權猶執一也所惡執一者爲其賊道也

衆一而廢百也』とあるによれば、孟子は中正を以て、絶對的に善徳と認めざるに似たれども、決して然らず、中を執て權なければ不可なれども、若し、人として、中を執り、而して、時に應じて變ずるを知らば、善、是より大なるなき事を云へる者なり、論語右學而に『有子曰、禮之用、和爲貴、先王之道、斯爲美、小大由之、有所不行、知和而不知禮節之、亦不可行也』と云へる和と、以禮節之と云ふ事は、共に亦中正の義に外ならずして、即ち、凡そ支那の所謂禮と云ふものは、事物の中正を制して、上下内外の區別を正すの謂なるが如し、禮記右曲禮上二に『夫禮者、所以定親疏、決嫌疑、別同異、明是非也、○中禮不踰節、不侵侮、不好狎、修身踐言、謂之善行』と云ひ、又次に、同書右仲尼燕居一に『子貢越席而對曰、敢問、將何以爲此中者也、子曰、禮乎禮、夫禮、所以制中也』と云ふを、想ひ見るべきなり、而して、禮記二卷五十收むる所の中庸一卷は、世に稱して、孔子の孫、子思の作る所と云ふ、後世の學者、多く之を疑ふといへども、其儒學派の人の手に成りたるものたる事、明にして、漢代以來、數千年間、東洋の道德を支配せし、一大名著たり、其開卷の首、數語の後に云く、禮記五十二『喜怒哀樂之未發、謂之中、發而皆中節、謂之和、中也者、天下之大本也、和也者、天下之達道也、致中和、天地位焉、萬物育焉』と、和者、禮之繩也、ともあり、即ち、

支那に於て、子思の唱道せる、有名なる中庸の教(Doctrine of the mean)と云ふものは、是なり、而して、中庸の庸は、孔穎達の疏には『用也』とあり、之に従ふ時は、即ち、中庸とは、中道を用ゐる事にして、或は之を經とか常とかの義に考へて、ツネと和訓するも可なるものなり、而して、中庸は、中和を致して、其徳至大、天地位し、万物育するの大事業を成すとの思想なり、是を以て、中庸の道は、人生至極の道にして、之を行ふは、容易の事にあらずとなし、孔子は、中庸を行ふと否とを以て、人格を區別するの標準と爲せり、即ち、中庸二ノ四右に『仲尼曰、君子中庸、小人反中庸、君子之中庸也、君子而時中、小人之中庸也、小人而無忌憚也、子曰、中庸其至矣乎、民鮮能久矣』と云ひ、次、禮記五十に『子曰、回之爲人也、擇乎中庸、得一善、則拳拳服膺而弗失之矣、子曰、天下國家可均也、爵祿可辭也、白刃可蹈也、中庸不可能也』と云ひ、論語左雍也九には『子曰、質勝文則野、文勝質則史、文質彬彬、然後君子』と云へる類是なり、又、淮南子左汜論訓七に『聖人正在剛柔之間、乃得道之本』とあるも、同一義なり、

夫れ然り、而して、老子下ノ四十六の如きにも、『天之道、夫猶張弓乎、高者抑之、下者舉之、有餘者損之、不足者補之、天之道、損有餘、而補不足、人之道、則不然、損不足、以奉有餘、孰能

有餘以奉天下、唯有道者、是以聖人爲而不恃、功成而不處、其不欲見賢」と云ひて、天道は、中庸を尙ひて、常に滿を惡みて、之を罰する者なるを云へり、莊子も、物の中和を得しむる事を得るものを聖人となせり、莊子一ノ十四左齊物論に、是以、聖人和之、以是、非、而休、夫乘道、德、而淨、遊、者、則、不、然、(中略)一上一下、以、此、他、老子の學派に屬するもの、言にして、和爲、道、(中略)是、神、農、黃、帝、之、法、則、也、とあり、此他、老子の學派に屬するもの、言にして、中正の善なる事を説けるもの、亦抄からず、關尹子十五ノ左、文に「關尹子曰、所謂聖人之道者、略、其能、偏、偶、萬物、而無一物能、偶、之、故能貴、萬物」とある類是なり、此他、商子の開塞には、「賢者立、立、中」とも見ゆ、以て、中正が、支那一般の思想界にて、善の根本實質として認められてありし事を、知るに足るべし、

第二款 平均

之を、稍精確に考ふる時は、英語にて、線の中間ナカ半、若くは、物體の甲乙二者の間隔の中央點(Central Point)を、中間半(Middle Point)と云ふ事あり、平面の中央點を中心(Centre)、又は中央點(Central Point)と云ひ、立體の中心は重點の所にあリ、必しも寸尺の如何に關はらず、今、支那にて、中正と云ひ、中庸と云ふは、人の動作(Action)にも中間點ありて、其動作が、或る一方に偏せずして、其中間點を得たる貌を形容する語なり、即ち、古代希臘にて、アリストートルの唱へたりと云

ふ所の中庸(Mean)に似たるものなり、かの『無偏無黨王道蕩々、無黨無偏王道平々、無反無側王道正直』とは、支那の或る傑人の動作が、其中點を得て、衆人に稱揚せらるる辭なり、

然るに、支那の文字に於て、平均と云ふ時は、頗る此中正と異にして、物體の中點を稱するの名にあらざるなり、而して、之を精確に云へば、英語にては、支那の平均と云ふ語に當るべきもの、大凡三種ありて、第一は、即ち、前に掲げたる Mean なり、但し、こは、數學上にのみ用ゐる専門語にして、通常は、之を中庸の義に用ゐる例なり、第二は、Equilibrium と云ひ、専ら、物の輕重を量る時に用ゐる語なり、名詞の公平、若くは法律上にての衡平法と稱する法律の名なる Equity 及び形容詞の Equal と云ふ語、皆之と同じ、第三は、Average と云ひ、或る一物の面の高低を平均して齊一にすと云ふ如き時に用ゐる語なり、されど、畢竟するに、中正、中庸、及び三種の平均も、全く其意義は、同一なる者なり、故に、支那にて、或る一物が、中正若くは中庸の形を得ると云ふ時も、平均の形を得ると云ふ時も、其結果は同一なりと知るべし、

第三章

支那に於ける法律と云ふ語の意義と支那に於ける善の根本實質

百姓』とある。平章及び國語左四ノ一曹公の言に『若布德於民而平均其政事君子務治而小人務力動不違時器不過用財用不匱莫不共祀』とある。平均の類にて、又論語右季氏二に『丘也聞有國有家者不患寡而患不均不患貧而患不安蓋均無貧和無寡安無傾』とある。平均亦同一にて、こは其政を善くして貴賤貧富親疏の別なく各其所を得しむる事を云ふものにて、即ち二者以上の物を比量して平均する形を云ふなり。禮記四十九ノ十に『夫祭有十倫註に倫猶發也とあり焉見事鬼神之道焉見君臣之義焉見父子之倫焉見貴賤之等焉略。中見政事之均焉』とある。均并に、周禮一右の『均人掌均地政均地守均地職均人民牛馬車輦之力政凡均力政以歲上下豐年則公旬用三日焉中年則公旬用二日焉無年則用一日焉』とある。均の類、恐くは此に屬するものならむ。

第三のアペレレチの例は、國語五右楚語に『葉公問之曰吾怨其棄吾言而德其治楚國、楚國之能平均以復先王之業者夫子也以小怨實大德吾不義也將入殺之帥方城之外以入殺白公而定王室葬二子之族』とある。平均の類にて、こは國家平安にして波瀾なく齊一なる貌を形容せるものにて、周禮一右司馬に『惟王建國略乃立夏官司馬使帥其屬而掌邦政以佐王平邦國司馬の條に見ゆ』と云ひ、周禮一右天官冢宰に『乃立天官冢宰使帥其屬而掌邦治以佐王均邦國』などと云ふ所の平又は均の類、并に又、周禮廿二ノ八の『大司樂掌成均之灋以治建國之學政而合國之子弟焉』の成均の均は、註に左大司樂『鄭司農云均調也樂師主調其音略。中玄謂董仲舒云成均五帝之學成均之法者其遺禮可灋者』と云へるものにて、皆同一のものならむ。左傳七ノ三十三右桓公十七年には、日に官平也謂平歴數とあり而して、周禮右大司馬九『中春教振旅司馬以旌致民平列陳如戰之る底も齊一の義ならむ。

陳』の註には『平猶正也』とあり、又、毛詩右小雅節南山の『尹氏大師維周之氏秉國之均四方是維天子是毗民俾不迷』の箋に『言尹氏作大師之官爲周之桎鐻持國政之平維』とある。平均とか均とかの如き亦皆齊一の意義を有するものなるや疑なし、されば、之を要するに、前節に所謂中正、中庸等と、此平均とが亦共に事物の内容の其處を得て、善を盡し、美を盡したるを形容する語として用ゐられたるを知るべきなり、而して、熟々古書を按ずるに、中正又は中庸と云ふ語は、主として人の動作の道德的方面に行はるゝに用ゐられ、平均と云ふ語は、多く政治的方面の事に用ゐられたる傾向ある事を見るべきなり、

官冢宰使帥其屬而掌邦治以佐王均邦國』などと云ふ所の平又は均の類、并に又、周禮廿二ノ八の『大司樂掌成均之灋以治建國之學政而合國之子弟焉』の成均の均は、註に左大司樂『鄭司農云均調也樂師主調其音略。中玄謂董仲舒云成均五帝之學成均之法者其遺禮可灋者』と云へるものにて、皆同一のものならむ。左傳七ノ三十三右桓公十七年には、日に官平也謂平歴數とあり而して、周禮右大司馬九『中春教振旅司馬以旌致民平列陳如戰之る底も齊一の義ならむ。

陳』の註には『平猶正也』とあり、又、毛詩右小雅節南山の『尹氏大師維周之氏秉國之均四方是維天子是毗民俾不迷』の箋に『言尹氏作大師之官爲周之桎鐻持國政之平維』とある。平均とか均とかの如き亦皆齊一の意義を有するものなるや疑なし、されば、之を要するに、前節に所謂中正、中庸等と、此平均とが亦共に事物の内容の其處を得て、善を盡し、美を盡したるを形容する語として用ゐられたるを知るべきなり、而して、熟々古書を按ずるに、中正又は中庸と云ふ語は、主として人の動作の道德的方面に行はるゝに用ゐられ、平均と云ふ語は、多く政治的方面の事に用ゐられたる傾向ある事を見るべきなり、

第三款

規矩準繩と、度量權衡との創始せられたる思想を探究して、中正、平均は、善に、支那に於て、善の根本實質たるのみならず、又、人類社會に於て、善の根本實質たる事を論ず、

規矩準繩と、度量權衡とは、何れの國に在りても、比較的、に夙く創始せられたるものなり、蓋し、是れ、甲は人類の物牀に對する時、其物牀の圓方平直を正すの標準となすものにて、乙は人類相互の間に、公平、平等を保ちて、信を維くべきものなれば、人類の生活に於ては、一日も闕くべからざる要具なればなり、而して、此器械は、如何なる思想によりて創始せられたる乎、今、支那の書史によりて之を考ふるに、支那に在りては、實に、中正、平均の思想に基きて創始せられたるもの、如し、即ち、規矩準繩の事は、孟子七上ノ三に「聖人既竭自力焉、繼之以規矩準繩、以爲方圓平直、不可勝用也」とあり、又、淮南子修務訓に「道至高無上、至深無下、平乎準、直乎繩、員乎規、方乎矩、包囊宇宙、而無表裏」とあり、而して、楊子法言右先知篇に「或曰、齊得夷吾而霸、仲尼曰、小器、請問大

器、曰、大器其猶規矩準繩乎、先自治而後治人、之謂大器」とあり、古人の註に「夫、以規矩準繩而能使上下無猜者、大器也、大器者、必籠沓群疑之表、莫得與之爭量也、管子相桓公不能以之自固、三歸反坫、然後獲安、秘曰、規矩先自圓、方準繩、先自平直、然後能爲器、器出於是、大器者也、管子不知禮、安能以禮正國哉」とある等を觀て知るべし、而して又、兼ねて之により、當時の思想に於て、此器が、方圓平直の標準物と見なされてありし事をも知るを得べし、又、度量權衡の事は、禮記三十四傳に「聖人南面而治天下、必自人道始矣、立權度量、考文章、改正朔云々」と云ひ、次に、禮記五十八表に「古者深衣、蓋有制度、以應規矩權衡」略、故易曰、坤六二之動、直以方也、下齊如權衡者、以安志而平心也、五法已施、故聖人服之、故規矩取其無私、繩取其直、權衡取其平、故先王貴之」と云ひ、管子六右明法に「權衡所以起輕重之數也、中略、權衡平、正而待物、故姦詐之人、不得行其私」と云ひ、淮南子十三汜論訓に「權者、聖人之所獨見也、故忤而後合者、謂之知權、云々」と云ふによりて、其必要が、人道と同時に起りしと云ふ思想ありし事を知るべく、此禮記の人道と云ふ事は、法など云ふ如き、社會的生活の方、又、此器が、公平、平等を掌る爲のものなりとの思想ありし事を知るべし、隨て、之より、逆推して、規矩準繩及び度量權衡創始の思想は、中正平

均の思想に基けるものなりとの事、亦之を知るに難からず、果して然らば、廣義狹義に拘はらず、苟も法律と云ふ事は、規矩準繩、及び度量權衡と云ふ事と、其根本の思想に於ては、全く同一なりと云ふ事を得べきに似たり、然り而して、論じて茲に至れば、支那に在りては、度量權衡を、又一に法とも云ふの例あるを見るなり、即ち、唐六典十二四に「大府卿之職、掌邦國財貨之政令、○中以二法平物、一曰度量、度量分寸尺丈、二曰權衡、權衡平也、」とある類是なり、殊に又、支那并に日本に於ては、共に、權衡の秤、又曰斤、法馬法馬、を、法馬とも云ふを見るべし、法馬の事は、近く、古今要覽器財の部天平の條下に、張介賓類經を引きて説明あり、其文に、天秤法馬即權衡

之本也とあり、天平は徳川時代に中堀與十郎の發明せし針口の事にして、法馬は即ち分銅なり、而して、又、日本にては、市場(Market)を直に權衡と云へり、類聚名義抄六法中の市の部の註、蓋し、市場の目的は、貨物と代價とを平均せしめて、賣買兩者を通して、共に之を満足せしむるに在る故ならむ、又、日本藤原家にて、世々、權衡を、朱器、臺盤と共に、傳家の寶として、嫡々相承する例あり、合安六年九月廿六是れ、何に基因するかを知らざれど、中世累代我日本の政權を掌握せる

藤原家に此事ある、亦以て注目すべき事ならずや、而して、之に就きて、古代希臘の正義の神像が、一手には衡を捉り、一手には、劍を掲げて居りしと云ふ事此神、エーリッゲンゲ氏の

の初に、を考ふる時は、權衡が、當時希臘にて如何なる意義を有せしかも之を知るべく、東西思想の一致も、亦以て觀るを得べきなり、加ふるに、Square, Balance 等の如き語は、直に、公平、平等の意義を有する事、猶ほ支那の規矩準繩度量權衡等の文字が自ら、公平、平等、法則等の意義に合する所あると、相似たるものあるに於てをや、故に、申命記 第二十五章ノ第十三節にも、切に度量衡の不正は、之を罪科として、誡めたるを見る、要するに、此等人類至要の器械が、中正、平均の思想によりて創始せられたる事、既に明なる時は、善の根本實質なるものが、中正、平均に在る事は、管に、之を以て、支那一國に限るものと見るべきにあらずして、予は、凡そ人類社會に於て、所謂善と云ふものの實質は、正に、中正、平均に在るものなりと謂ふ事を得べきに似たるを信ず、希臘并に支那の古代に於て、夙に中庸の説の唱へられし所以、偶然にあらざるべし、

第五項

支那上代の思想に於て、中正、平均を、何故に善の根本實質と認めしかを

考索す、

第一款 序説

支那の法律と云ふ語は、中正、平均の意義を有し、中正、平均は、支那に於て、善の根本實質として認められてありし如しと云ふ事、前既に説く所の如し、然り、而れども、支那人の思想には、何故に、中正、平均を以て、善の根本實質となし、か、これ亦、更に一步を進めて研究すべき問題なるを信ず、而して、此問題の解決は、自ら、『法律と云ふものは、必ず善ならざるべからずして、善ならざれば、法律と云ふを得ず』との支那人の思想の根本を、知悉する事を得るものなるを信ず、

第二款 支那古代に於ける、天地萬物崇拜

の習俗、

第一節 祭祀

支那の古代に於ても、亦、他の人智蒙昧の世に於ける國民と同じく、天地の廣大と、宇宙現象の不可思議なるを觀察して、一には恐怖し、一には崇拜の念を起し、遂に天地、山川、日月、星辰、風伯、雨師等を祭るの風俗を生せし者の如し、殊に、天の崇高と、太陽の赫耀として六合を照し、動植物を育するの状とは、一層畏敬(Fear and Adoration)の念を禁ずる事能はざらしむるを以て、天地崇拜の習俗中、祭天は、最も重大なる事件と

思惟せられたるに似たり、太古は之を知るを得ず、堯、舜以來の事實に徴するに、尙書二ノ十一に、堯の政を記して云く、『乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時』と、而して左傳に、『重黎之後、羲氏、和氏、世掌天地四時之官、故堯命之、使敬順昊天』とあり、次に、尙書一左に、『日若稽古帝舜、中賓于四門、四門穆穆、納于大麓、烈風雷雨弗迷』と云ひ、傳に、『麓、録也、納舜使大録萬機之政、陰陽和、風雨時、各以其節、不有迷錯、愆伏、明舜之德合於天』とあり、而して、又次に、尙書三ノ六に、『正月上日、受終于文祖』とあり、傳に、『文祖、齊七政』とあり、即、肆、類、于上帝』とあり、傳に、『馬云、上帝、太一神、禮于六宗』とあり、傳に、『宗、四時也、水旱也、望于山川、徧于羣神』とあり、傳に、『羣神、謂、丘陵、墳、衍』と云ふ事あり、周に至りて、祭禮完備す、今これによれば、凡そ、支那古代に於ける、天地萬物崇拜の情況は、歴々之を指呼するを得べし、

周の制は、朝廷に置くに、大宗伯、小宗伯を以てして、祭禮に當らしめ、其祭禮は、大別して、天神、人鬼、地祇の三となす、周禮一ノ八に、『大宗伯之職、掌建邦之天神、人鬼、地示之禮、以佐王、建保邦國』とありて、次に周禮二ノ八に、『以禋祀祀昊天上帝、以實柴祀日月星辰、以槱燎祀司中、師命、觴、師、雨師』とあり、而して、註に、『鄭司農云、昊天、天也、上帝、玄天也』とあり、

又周禮十六左の典瑞には「祀天旅上帝」とありて、註に「玄謂祀天夏正郊天也上帝五帝、所郊亦猶五帝、殊言天者尊異之也」とあり、周禮十九左宗伯「兆五帝於四郊」の註に「五帝蒼曰靈威仰、大昊食焉、赤曰赤燿怒、炎帝食焉、黃曰含樞紐、黃帝食焉、白曰白招拒、少昊食焉、黑曰汁光紀、顓頊食焉」とあり、又司中司命以下は、皆星の名なり、以上是れ即ち天神なり、次に周禮七右に「又以血祭祭社稷五祀五嶽、以醴沈祭山林川澤、以醯醢祭四方百物」とあり、即ち是れ皆所謂地示なり、而して、社稷は、註に「土穀之神、有德者配食焉、其工氏之子曰句龍、食於社云々」とあり、禮記九左祭法に「厲山氏之有天下也、其子曰農、能殖百穀、夏之衰也、周棄繼之、故祀以爲稷、其工氏之裔九州也、其子曰后土、能平九州、故祀以爲社」とあり、又禮記左郊特牲の疏に「社、五土、惣神、稷、是原隰之神、功及於人、人賴其功、故以大牢報祭」とあり、祭法禮記四十六左の社の疏に「故郊駘異義引大司徒職云、樹之田主、各以其野之所宜木、遂以名其社與其野、註云、田主、田神、后土、田正之所依也、后土、則社神、田正則稷神」とあり、五祀亦諸説あり、中に、大宗伯周禮十八の註に「玄謂此五祀者、五官之神、在四郊、四時迎五行之氣於四郊、而祭五德之帝、亦食此神焉、少昊氏之子曰重、爲句芒、食於木、該爲蓐收、食於金、脩及濶爲玄冥、食於水、顓頊氏之子曰黎、爲祝融、后土、食於火土」と

あり、五嶽は、右の註の次に「五嶽、東曰岱宗、南曰衡山、西曰華山、北曰恒山、中曰嵩高山」とあり、四方百物とは、禮記二十六左九に「天子大蜡八」○先商、司農、農、郵表、伊耆氏○即ち始爲蜡、蜡也者、索也、歲十二月合聚萬物而索饗之也、蜡之祭也、主先嗇而祭司嗇也、祭百種以報嗇也、饗農及郵表、餼獸、仁之至、義之盡也、古之君子、使之必報之、迎貓爲其食田鼠也、迎虎爲其食田豕也、迎而祭之也、祭坊與水庸、事也、曰土反其宅、水歸其壑、昆蟲毋作、草木歸其澤、皮弁素服而祭、素服以送終也、葛帶榛杖、喪殺也、蜡之祭、仁之至、義之盡也、黃衣黃冠而祭、息田夫也○とある如き類を云ふ、此他、地祇は、尚ほ多し、禮記六右祭法に「王爲羣姓立社、曰大社、王自爲立社、曰王社、諸侯爲百姓立社、曰國社、諸侯自爲立社、曰侯社、大夫以下成羣立社、曰置社、王爲羣姓立七祠、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰泰厲、曰戶、曰竈、王自爲立七祀、諸侯爲國立五祀、曰司命、曰中霤、曰國門、曰國行、曰公厲、諸侯自爲立五祀、大夫立三祀、曰族厲、曰門、曰行、適士立二祀、曰門、曰行、庶士、庶人立一祀、或立戶、或立竈」等の文、亦以て觀るべく、庶人に、戶の神、竈の神等あるをも亦觀るべし、此他、四望、四鎮等の事、周禮十八右大宗伯、十九左小宗伯の本文并に註疏に見ゆ、而して、人鬼の祭の事は、又禮六典四ノ十七右禮部主事の條、淵鑑類函百六十八、三百六十七等參看、而して、人鬼の祭の事は、禮記、四十六ノに「大凡生於天地之間者、皆曰命、其萬物死皆曰折、人死曰鬼、此五代○註九右祭法

帝、舜、禹、湯、之所不變也、七代註に、通數也、之所更立者、禘、郊、祖、宗、其餘不變也」とあり、天子以下、廟を建て、漸次遠くなれば廟を去て祫となし、次に壇となし、次に壇となし、次に壇となし、壇を去りて後、之を鬼と云ひ、庶士庶人は廟を造るを得ず、始より鬼と云ふ事、禮記四十六ノ十左祭法に見ゆ、即ち是なり、而して、禘、郊、祖、宗の事は、禮記ノ四十六の祭法に「祭法有虞氏禘、黃帝而郊、饗、祖、頌、頌、而宗、堯、夏后氏亦禘、黃帝、而郊、絳、祖、頌、頌、而宗、禹、殷人禘、饗、而郊、冥、祖、契、而宗、湯、周人禘、饗、而郊、稷、祖、文王、而宗、武王」とありて、註に「禘、郊、祖、宗、謂祭祀以配食也、此禘、謂祭昊天於圓丘也、祭上帝於南郊曰郊、祭五帝五神於明堂曰祖、宗、祖、宗、通言爾、下有禘、郊、祖、宗、孝經曰、宗祀文王於明堂、以配上帝、明堂、月令、春日、其帝太昊、其神句芒、夏日、其帝炎帝、其神祝融、中央曰、其帝黃帝、其神后土、秋日、其帝少昊、其神蓐收、冬日、其帝顓頊、其神玄冥、有虞氏以上尙德、禘、郊、祖、宗、配用有德者而已、自夏已下、稍用其姓氏之先後之次、有虞氏、夏后氏宜郊、頌、頌、殷人以郊、契、郊、祭一帝、而明堂祭五帝、小德配寡、大德配衆、亦禮之殺也」とあり、而して、疏右にに「祖、始也、言爲道德之初、始故云祖也、宗、尊也、以有德可尊、故云宗」とあり、即ち主としてこれ祖先祭祀の謂なり、

而して、祖先祭祀の起源は、何に在るか、此に就きて、近年、我日本に、二箇の有名なる著述出でたり、即ち、一は穂積博士先生、名は陳重の「Ancestor-Worship and Japanese Law」(祖先崇拜と日

本の法律)にして、一は戸水博士先生、名は寛人の「祖先崇拜の根源」なり、而して「アンセストル、ウオルシップ、アンド、ジャパネス、ロー」には、其第一章の劈頭に於て「祖先崇拜の起源は、諸大家の説によれば、幽霊を恐るゝに歸着するが如し、而して、彼等を宥むる爲に、祖先の靈魂に向て、贄を捧げし事に始まると云へり、されど、予は之に賛成するを得ず、予は、祖先崇拜の起源を、右と正反對の原因に歸せむとす、予輩は、原始時代の人民が、其生存中に、其兩親を愛せしに、死後に至りて、之を恐るゝの理由何くにあるかを疑ふものなり、兩親を尊敬するの念が、即ち、畏敬(Awe)の念に近くなりしやも知れず、されど、此畏敬の感情を起さしめしは、愛の念にして、恐怖(Dread)の念にあらず」と云ひて、之より朱熹の家禮ハラスモニグの語、并に故栗田教授先生、名は寛の祭典私考の語、及び細川男爵先生、名は潤の祝祭日講話の語等を引きて、次に「靈魂は、之を二に分つを得べし、一は恐怖の念を起すもの、一は愛情若くは尊敬を起すものなり、敵の靈魂又は枉死を遂げし靈は、恐怖の念を起すものに屬す、これをば宥むる爲に祭をなすなり、而るに、祖先の靈は、後の部分に屬して、これに物を供し、之を拜するものなり、これは、子孫が、祖先に對して感ずる愛情と尊敬とに外ならず」と云へり、又、戸水博士の「祖先崇拜の根源

其十六には「此靈魂不滅ノ觀念ハ、祖先崇拜ニ密接ノ關係ヲ有スルモノニシテ、祖先崇拜ハ、靈魂不滅ノ觀念ト、家族制度ト合併シタルノ結果ニ外ナラズ、換言スレバ、家族制度ヲ生時即チ現在ノミナラズ、死後即チ未來マデ繼續シ得可シトノ考ニ基イテ、祖先崇拜ハ起リタリ」と云へり、蓋し、予の愚按によれば、以上の諸原因は、錯綜相合して、茲に至れる者ならむ、然り而して、此他人鬼には、國家人民に功勞あるものを祭る事もありき、即ち禮記四十六ノ十に「夫聖王之制祭祀也、法施於民則祀之、以死勤事則祀之、以勞定國則祀之、能禦大菑則祀之、能捍大患則祀之、是故厲山氏之有天下也、其子曰農、能殖百穀、夏之衰也、周棄繼之、故祀以爲稷、共工氏之弼九州也、其子曰后土、能平九州、故祀以爲社、帝嚳能序星辰以著衆、堯能賞均刑法以義終、舜勤衆事而野死、鯀鄩鴻水而殛死、禹能修鯀之功、黃帝正名百物以明民共財、顓頊能修之、契爲司徒而民成、冥勤其官而水死、湯以寬治民而除其虐、文王以文治、武王以武功去民之菑、此皆有功烈於民者也、及夫日月星辰、民所瞻仰也、山林川谷丘陵、民所取財用也、非此族也、不在祀典」とあり、又禮記四十九ノ二に「昔者周公旦有勳勞於天下、周公既沒、成王康王追念周公之所以勳勞者、而欲尊魯、故賜之以重祭、外祭則郊社是也、內祭則大嘗禘是也」とある類是なり、此

先農先蠶、釋奠等あり、周禮七内宰風俗通八、されど、蓋し、かく、國家人民に功勞あるもの事物祀風二唐六典四禮前生事の條參看を祭るの風俗は、天神地祇を祀り、祖先崇拜を主とせし習俗とは、其起原を異にして、人智漸く進みたる後の現象たる事疑なし、かくて、大凡、當時の觀念は、天地萬物を崇拜して、一は其憤怒を鎮し、以て災害を未發に防ぎ、一は其威靈を藉り、以て人智の不足を補はむとするに在りて、爲政家第一の務は、祭祀を十分に果すに在りとなせるが如し、孔子も、之を以て、所慎の第一とせし事、論語左述而五に「子之所慎、齊戰疾」とあるにて知られ、禮記四十九ノ一右祭統にも「凡治人之道、莫急於禮、禮有五經、莫重於祭、夫祭者、非物自外、至者也、自中出生於心也、心怵而奉之以禮、是故唯賢者能盡祭之義、賢者之祭也、必受其福、非世所謂福也、福者備也、備者百順之名也、無所不順者之謂備、言內盡於己而外順於道也、忠臣以事其君、孝子以事其親、其本一也」と云ひ、次に、禮記四十九ノ一左祭統に「凡天之所生、地之所長、苟可薦者、莫不咸在、示盡物也、外則盡物、內則盡志、此祭之心也、是故天子親耕於南郊、以共齊盛、王后蠶於北郊、以共純服、諸侯耕於東郊、亦以共齊盛、夫人蠶於北郊、以共冕服、天子諸侯、非莫耕也、王后夫人、非莫蠶也、身致其誠信、誠信之謂盡、盡之謂敬、敬盡然後可以事神明、此祭之道也」とも云へ

るにて明なり而して遂に其國家は天神の守護するものなるを信じ自ら稱して神州と云へるもの、如し神州の義や種々の説あれども周禮二十ノ二十ノ疏に「按、河圖括地象崑崙東南萬五千里神州是也」とあるによれば支那全州の總稱にして神州とは所謂九州禹域の外をも包含する、一大理想帝國の名稱なりしが如し神州の名も其來るや尙しと謂ふべし。

第二節 卜筮

支那古代に於ける天地萬物崇拜の結果は、常に祭祀の習俗を成し、に止らずして、更に卜筮盟誓等の習俗を生成し、殊に易の如きは、支那哲學の根柢となりて、大に學問上の興味に資する所あるの運命を開けり。

卜筮は、古代は姑く措き、尙書十二ノ廿二左洪範の孔安國の傳に「夏殷周卜筮各異」とあり、史記百廿七ノ一右ノ日者列傳に「自古受命而王王者之興何嘗不以卜筮決於天命哉其於周尤甚及秦可見代王之入任於卜者太卜之起由漢興而有」とあり、史記百二十八ノ二左龜策列傳に「褚先生曰中略問古五帝三王發動舉事必先決蓍龜」とあり、之を周代に徵すれば、凡そ三種あり、即ち周禮二十四ノ十に「大卜掌三兆之灋一曰玉兆二曰瓦兆三曰原兆其經兆之體皆百有二十其頌皆千有二百掌三易之灋一曰連山二曰歸藏三曰周易其經卦皆八其別皆六十有四掌三夢之灋一曰致夢二曰旃夢三曰

咸陟」と三兆の法は、註に「兆者灼龜發於火其形可占者其象似玉瓦原之鑿鑿是用名之焉上古以來作其法可用者有三原原田也杜子春云玉兆帝顛頊之兆瓦兆帝堯之兆原兆有周之兆○原の義諸説あり」とあり、三易の法は、註に「易者揲著變易之數可占者也名曰連山似山出内氣也歸藏者萬物莫不歸而藏於其中杜子春云連山宓戲歸藏黃帝」とあり、三夢の法は、註に「夢者人精神所寢可占者致夢言夢之所至夏后氏作焉咸皆也陟之言得也讀如王德翟人之德言夢之皆得周人作焉」とあり、此他唐六典十四ノ二十には、唐代卜筮の事を擧げて「太卜令掌卜筮之法以占邦家動用之事丞爲之貳一曰龜二曰兆三曰易四曰式凡龜占辨龜之九類五色依四時而用之凡兆以千里徑爲母兩翼爲外正立爲木正橫爲土内高爲金外高爲火細長芒動爲水兆有俯仰伏倚著落起發摧折斷動之狀而知其吉凶又視五行十二氣凡五兆之策三十有六凡易之策四十有九凡式占辨三式之同異凡用式法凡歷注之用六凡祿命之義六皆辨其象數通其消息所以定吉凶焉」と云へるを見る、唐代の龜兆は、周代の三兆の内に當るものにして、唐代の式占は、雷公太乙六壬の三にして、雷公太乙の二占は、只朝廷の占用に用ゐる外之を禁じ、木も同様其占法甚だ複雑にして、殊に和漢共に、中古以來、全く其方を失ひたれば、現今

に於ては、其占文を讀むことすら容易にあらず、予は十年前故ありて、此式占の事を研
 讀しと見えて、本朝世紀の式占の文の如き、誤訓せしむる、經濟雜誌社にて同書刊行の際、予の
 手にて、大體は之を訂正せり、此他式占の文にて、世に公而して、此占法は、未だ周以前には
 盛ならざりしもの、如し、周禮二十六ノ二十に、『大史抱天時與太師同車』とありて、
 註に『鄭司農云、抱式以知天時』とあれど、是れ果して唐代の式占か、一考を要する問
 題なり、而して、卜筮の類は、此數種の外、俗間尙ほ種々の方法ありて、枚舉に遑あらず、
論衡二十三、二十四、二十五卷等、淵鑑類函等、或は巫の言を信する如き、周禮二十六ノ十左に司巫あり、左傳二十
或は童謠を信する如き、左傳十二ノ三十も、亦卜筮の類とすべし、
 夫れ、斯の如く、古代卜筮の、朝野貴賤の間に、行はれたる所以何ぞや、正に、當時に於け
 る、天地萬物崇拜の觀念より、卜筮は、天地神明の意志を示授する唯一の方法なりと
 の觀念の伴生せるによるにあらずや、禮記三ノ二十五に、『龜爲卜、筮爲筮、卜筮者、先聖
 王之所以使民信時、日敬鬼神、畏法令也』と云ひ、次五十四ノ三には、『子言之、昔三代殷周
 明王、皆事天地之神明、無非卜筮之用、不敢以其私褻事上帝、是故不犯日月、不違卜筮、卜
 筮不相襲也、』註に、『大事則卜、小』と云へるを觀るべし、漢の時、卜筮の弊極れり、王充依て大

に之を非難す、其文に云く、論衡二十四ノ六左二十四『俗信卜筮、謂卜者問天、筮者問地、著神龜靈、兆數
 報應、故捨人議、而就卜筮、達可否、而信吉凶、其意謂天地審告報、著龜真神靈也、如質論之、
 卜筮不問天地、著龜未必神靈、有神靈問天地、俗儒所言也、何以明之、子路問孔子曰、猪肩
 羊脾、可以得兆、菹葷蕪菜、可以得數、何必以著龜、孔子曰、不然、蓋取其名也、夫著之爲言者
 也、龜之爲言舊也、明狐疑之事、當問者舊也、由此言之、著不神、龜不靈、蓋取其名、未必有實
 也、無其實、則知其無神靈、無神靈、則知不問天地也、且天地口耳何在、而得問之、天與人同
 道、欲知天以人事相問、不自對見其人、親問其意、意不可知、欲問天天高耳、與人相遠、如天
 無耳、非形體也、非形體則氣也、氣若雲霧、何能告人、著以問地、地有形體、與人無異、同人不
 近耳、則人不聞、人不聞、則口不告人、夫言聞天、則天爲氣、不能爲兆、問地、則地耳遠、不聞人
 言、信謂天地告報人者、何據見哉』と、而して、其文前半は、即ち古代に於ける支那人民卜
 筮を行ふ所以の觀念にして、卜筮は、眞に神明の眞意を見るに足る者と思へるを見
 るべし、故に、易七ノ四十右七ノ四十には、『備物致用、立成器以爲天下利、莫大乎聖人、探賈索隱、鈎深致
 遠、以定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜、是故天生神物、聖人則之、天地變化、聖
 人效之、天垂象、見吉凶、聖人象之、河出圖、洛出書、聖人則之、易有四象、所以示也、繫辭焉、所

以告也、定之以吉凶、所以斷也」と云へり、即ち易は、聖人が天の示授する所の河圖洛書の象に則りて、天の示法を畫せるものたる事を云へるなり、而して、かく、祭祀、政治、裁判等、すべて卜筮に決せし習俗は、必しも支那の古代のみにあらずして、羅馬の如き、其法律制定の以前即ち十二銅表(The XII Tables)制定以前なり、十二年の頃の公布に係る、に於ては、猶ほ、卜筮を以て裁判を決せし事ありしなり、政治汎論第四章ローマの領地及ローマ法の内第九十七節而して、聖書の申命記第十八章を見るに、古代、西亞細亞諸國にも、亦、卜筮の術の大に行はれたる事を記せり、

第三節 盟誓

盟と誓とは共に矢ナカなり、其區別は、禮記五ノ十右に「諸侯未及期相見曰遇、相見於郛地、日會、諸侯使大夫問於諸侯曰、聘、約、信、日、誓、澠、牲、日、盟」とあるにて、其一斑を知るに足る、而して、周の制にては、盟誓には、其專掌の官吏ありしが如し、周禮二十六右に「詛祝掌盟詛類、造攻、說禴、祭之祝號、作盟、詛之戒辭、以叙國之信用、以質邦國之劑信」とありて、註に「八者之辭、皆所以告神明也、盟、詛、主於要誓、大事曰盟、小事曰詛」とあり、又、秋官三十四左に「司盟、下士二人、府一人、史二人、徒四人」とあるを以て知るべし、而して、其方法は、禮記十五左

曲禮の疏に「澠牲曰盟者、亦諸侯事也、澠、臨也、臨牲者盟所用也、盟者殺牲歃血誓於神也、若約束而臨牲則用盟禮、故云澠牲曰盟也、然天下太平之時、則諸侯不得擅相與盟、唯天子巡守至方嶽之下會畢、然後乃與諸侯相盟、同好惡、獎王室、以昭事神、訓民事、君凡國有疑、則盟、詛、其不信者、及般見曰同、並用此禮、後至於五霸之道、卑於三王、有事而會、不協而盟、盟之爲法、先鑿地爲方坎、殺牲於坎上、割牲左耳、盛以珠槃、又取血盛以玉敦、用血爲盟書、成乃歃血而讀書、知坎血加書者」とあり、又周官新義五左に「掌王之燕衣服、衽席牀筵、云々」の下に「盟必割牛耳、取血相與歃之、牛耳以示順聽、血則告幽之物、示信之由中也、珠槃玉敦、蓋歃血之器也、珠陰精之所化、玉陽精之所生、以陰陽之精物爲器、又使掌王生服、死含之物者共焉、則示諸侯以信之至也」とありて、其狀略ぼ明なり、而して、其實例は、左傳十六ノ五左傳に「秦人過祈隈、入而係與人、以圍商密、晉而傳焉、宵坎、血加書、僞與子儀子邊、盟者、商密人懼曰、秦取祈矣、成人反矣、乃降秦師」とありて、註に「掘地爲坎、以理盟之餘血、加盟書其上」と云へる類にて、野の辭は、尙書に多く存す、湯誓、秦誓などの如し、禮記五ノ有六篇とあり、其正式に行はれたる盟誓は、必ず神明之に臨み、背くものは冥罰ありとの觀念、上下の腦中に固着せし如し、即ち、左傳、三十ノ四十三に「楚子伐鄭、子駟將及

楚平、子孔、子蟻曰、與大國盟、口血未乾而背之、可乎、子駟子展曰、吾盟固云、唯彊是從、今楚師至、晉不我救、則楚彊矣、盟誓之言、豈敢背之、且要盟無質、神弗臨也、所臨唯信、信者言之瑞也、善之主也、是故臨之、明神不獨要盟、背之可也、乃及楚平、公子罷戎入盟、同盟于中分、楚莊夫人卒、王未能定、鄭而歸、なと云ふ事もある類なり、天道の信仰の念の甚だ深きを觀るに足る然り而して、盟誓は、即ち一種の約束にして、之によりて、或は君臣を約し、父子兄弟を約し、玄徳、關羽、張飛、諸葛、を桃園に結ぶ類、或は、又國交を約し、左傳に、懸し其作用甚だ廣かりき、但し、後世盟誓の意義は、漸く變遷して、詛の如きは、大に變遷し、誓は主として只一方にて矢ふにのみ用ゐる語となれる如し、尙ほ詳なる事は之、を他日に譲るべし、

第四節 天道説

第一 天道説の濫觴

支那に於ける祭祀の起原が、恐怖、尊敬、靈魂不滅の信仰、若くは報恩の念等に基く事は、勿論なるべきも、其之を崇拜して神明と仰ぐに至りし所以の動機は、一に、天地萬物が、各自不可思議の威靈を有して、冥々の裡人間の運命を左右し、之を賞罰するの力までありとの信仰心に基くものと思考せらるゝなり、天道とは、即ち、此天地萬物

の含有する不可思議の威靈を稱する名にして、換言すれば、神靈の行爲 (Divine deal) とも云ふべきもの、名なり而して、天の威靈は、他に比して、特に廣大なりとの觀念より、故らに天道と稱せしもの、如し、而して、天道は、一に或は天命と云ひ、天の明命と云ひ、又或は略しては單に天と云ひ、命と云ふ事もあるなり、尙書四ノ三左に「益曰、都帝○德廣運、乃聖乃神、乃武乃文、皇天眷命、奄有四海、爲天下君、○予○懋○乃○」○德○嘉○乃○丕○績○、天之曆數在汝躬、汝終陟元后、○欽○哉○、慎○乃○有位、敬修其可願、四海困窮、天祿永終、○と云ひ、尙書三ノ十の湯誥に「王○湯○」○殷○の歸自克夏、至于亳、誕告萬方、○中夏王滅德作威、以敗虐于爾萬方、百姓爾萬方百姓、罹其凶害、弗忍荼毒、並告無辜于上下神祇、天道福善禍淫、降災于夏、以彰其罪、肆台小子、將天命、明威、不敢赦、敢用玄牡、敢昭告于上天、神后、請罪有夏云々、○と云ひ、太甲尙書八ノ左に「伊尹作書曰、先王顧諟天之明命、以承上下神祇、社稷宗廟罔不祇肅、天監厥德、用集天命、撫綏萬方、○と云ひ、或は、仲虺之誥尙書十三には「欽崇天道、永保天命、○と云ひ、泰誓下尙書十一ノ左には「王○武曰、嗚呼我西土君子、天有顯道、厥類惟彰、○と云ふ類、皆天道の威靈を信ずるに於ける言なり、されば、善に對しては、易には、天祐の語あり、易七ノ四十一右緊辭上に、易曰、自天祐之、吉

年には、百姓怨恨者衆不學之に反對して、惡に對しては、左傳 襄公二十三年には、不天の語あり、不天とは、天祐なきを云ふなり、毛詩 右祈父節南山に「不弔昊天亂靡有定」とあるも、不天と同一義なり、

此他、又、尙書 左傳 征十二には「惟仲康肇位四海」○中胤后承王命征告于衆曰、先王克謹天戒、臣人克有常憲、○中今予以爾有衆、奉將天罰、爾衆士、同力王室、尙弔予、欽承天子威命、此他、天之罰と云ふ事、尙書 十一、二十三、左傳 昭二十二年にあり、など云ふ事ありて、天は、正直にして、善惡に對しては、必ず信賞必罰の威力を現はすものとの事を云へり、且、又、尙書 十、十四、右には「非天夭民、民中絶命」と云ひ、秦誓 下 十六、右には「自絶于天、結怨于民」と云ひて、すべて禍は天の命する所にあらずして、自ら取る所なりとの事を示し、而して、其目前の善惡に對する應報の著しからざるものに向つては、易 十六、左に所謂「積善之家、必有餘慶、積不善之家、必有餘殃」と云ふ如き事を以て之を解釋し、或は毛詩 二十、右、祈父 正月、に「幽王を刺りて、民今方殆、視天夢夢、既克有定、靡人弗勝、有皇上帝、伊誰云憎、但し此文、毛傳には、王者爲亂夢夢然とあり、鄭玄の箋には、言凡人所定皆勝王也とありて、異なり」と云ふ如き意義を以て之を解釋して、天意の忽にすべからざる事を教へた

り、然り而して、人事百般の善事は、皆天意の命する所と思惟し、各自其職分を勤むる時は、之を天功を助くるものとせり、尙書 八、右、舜典に「帝曰、咨、汝二十有二人、钦哉、惟時、亮天功」とある類是なり、後世、天工開物と云ふ、殖産以上、即ち、古代上下一般の天道に對する思想の大略なり、以下、聊か學者の説に就きて一言する所あるべし、

第二 周代學者の天道に關する意見

(一) 孔孟學派の意見

上古に於ける天道に關する一般の思想、前述の如し、而して、學者に在りて、堯舜禹湯文武周公の道を繼述するを其任とせし所の孔子に在りては、亦其思想を繼承して、大に天道の畏るべく敬すべき事を主張せり、即ち論語 右季氏に「孔子曰、君子有三畏、畏天命、畏大人、畏聖人之言、小人不知天命而不畏也、狎大人、侮聖人之言」とあり、又、同書 左八、節に「子曰、不知命、無以爲君子也、不知禮、無以立也、不知言、無以知人也」とあり、又、同書 左八、節に「子曰、不然、獲罪於天、無所禱也」ともある是なり、而して、孔子が、易 五、左、繫辭に「古者、包犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、觀鳥獸之文、與地之宜、近

取諸身、遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情、作結繩而爲罔罟、以佃以漁、蓋取諸離、包犧氏沒、神農氏作、斲木爲耜、揉木爲耨、耨之利、以教天下、蓋取諸益、日中爲市、致天下之民、聚天下之貨、交易而退、各得其所、蓋取諸噬嗑、神農氏沒、黃帝堯舜氏作、通其變、使民不倦、神而化之、使民宜之、易窮則變、變則通、通則久、是以自天祐之、吉无不利、黃帝堯舜、垂衣裳、而天下治、蓋取諸乾坤」とあるは、但し、此文、孔子の作にあらずとの説あり、三皇五帝が、天地の形象と實質とを觀測し、之に倣ひて、八卦を畫き、法律を立てし事を云へるものにして、換言すれば、人類の行爲は、すべて之を天道に倣ひし事を云へるものなり、而して、孔子は、學者としては、一種の命數論命數論 (Fatalism) 若しくは決定論 (Determinism) を唱へたるもの、如し、即ち、論語六ノ六に「伯牛有疾、子問之、自牖執其手曰、亡之命矣夫、斯人也而有斯疾也、斯人也而有斯疾也」と、又、同書七ノ十に「子曰、天生德於予、桓魋其如予何」と云へる類是なり、又、同書左ノ三に「司馬牛憂曰、人皆有兄弟、我獨亡、子夏曰、商聞之矣、死生有命、富貴在天、君子敬而無失、與人恭而有禮、四海之內皆兄弟也、君子何患乎無兄弟也」と云へる子夏の言も、亦同意義なるべし、而して、此命數説は、教育上、甚だ危険にして、所謂善に善報なく、惡に惡報なく、顏淵の夭死と、盜跖の壽死とを疑ひ、天道是

か非か、此句、史記伯夷傳にあり、を叫ぶに終り、人力の遂に天命に勝つ事を得ざるを證して、人をして自暴自棄 (Abandoning oneself) の念を生じ、努力 (Energy) を廢せしむるに至るの結果を生ずるものなり、されど、蓋し、孔子の眞意は、左にあらすして、こは只天道の不可思議なる事を嘆稱せしに過ぎざる如し、故に、一方には、「力行近乎仁」禮記五十二ノ七とか、「人能弘道、非道弘人」論語十五ノ十とか云ひて、努力は天道の指命する所なるを主張せり、然り而して、孔子は、終始多く天命を語る事をば避けたるもの、如し、先づ、論語六ノ十に「樊遲問、知、子曰、務民之義、敬鬼神而遠之、可謂知矣」とあり、但し、かく云へばとて、左雅也、其祖先若くは天地の神の前に在るが如くに慎めと云ふ事にて、案より祖先の靈の存在を認め、神の存在を認め、又、論語七ノ九に「子不語怪力亂神」とありて、註に、「神謂鬼神之事、或無益於教化、或所不忍言」とあるは、其一證にして、果然同書五ノ八左に「子貢曰、夫子之言性與天道、不可得而聞也」とあり、又、同書九ノ一に「子罕言利與命與仁」の文ありをも見るなり、

孟子に至りては、孔子の天命觀を祖述し、これを説く事頻々として頗る詳密なり、而して、必ず、天道善に與すと云ふ事を説きて、天道是か非かと疑ふ如き事を説く事なし、

孟子 七上ノ十三 孟子曰、天下有道、小德役大德、小賢役大賢、天下無道、小役大、弱役強、斯二者天也、順天者存、逆天者亡、

孟子 四下ノ四右 沈同問、燕可伐與、吾應之曰、可、彼然而伐之也、彼如曰、孰可以伐之、則

將應之曰、爲天吏、則可以伐之、

孟子 九下ノ一 萬章曰、堯以天下與舜、有諸、孟子曰、否、天子不能以天下與人、然則舜有

天下也、孰與之、曰、天與之、

孟子 九下ノ四 萬章問曰、人有言、至於禹而德衰、不傳於賢而傳於子、有諸、孟子曰、否、不

然也、天與賢則與賢、天與子則與子、中舜禹益相去久遠、其子之賢不肖、皆天也、非人

之所能爲也、莫之爲而爲者天也、莫之致而至者命也、

孟子 九下ノ九 吾子 ○孟問、其以堯舜之道要湯、未聞以割烹也、伊訓 ○註云、伊訓、曰、天誅

造攻自牧、朕臧自毫、

の類にして、孟子 左十三上ノ三 に、孟子曰、莫非命也、順受其正、是故知命者不立乎巖墻之

下、盡其道而死者正命也、桎梏死者非正命也、とあるは、尤も其意義を表明せる言なり

とす、而して、孟子 二下ノ十五 の

滕文公問曰、齊人將築薛、吾甚恐、如之何、則可、孟子對曰、答者、太王居邠、狄人侵之、去之、岐山之下、居焉、非擇而取之、不得已也、苟爲善、後世子孫必有王者矣、君子創業垂統、爲可繼也、若夫成功、則天也、君如彼、何哉、疆爲善而已矣、

とある天は、一見或は人事の終に天道に勝つべからざる事を信ずるかの觀ある如くなれど、これ亦然らず、前の『正命非正命の説』と同一にして、先づ人力を盡して、尙ほ足らざる所あらば、これ天命にして、もはや如何ともすべからずとの事に外ならざるなり、

此他、中庸 二に在り は、儒家の手に出づるものなるが、其開卷劈頭に、『天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教』と云ひて、人の性を天命となし、教育の要は、天命に従ひ、人の性を全くするに在る事を説き、又、同書 廿八 に、詩の、『大德者必受命』を引きて、其所以を解釋し、以て古代一般の天道に關する思想を明にせるを見る、

(二) 老莊學派の意見

天道の威靈を畏敬して、命數論を唱ふる事は、支那古來の一般思想、并に哲學思想の一般傾向なり、故に、老莊一派の意見も、亦此大勢に背くを得ず、皆天道の敬すべきを

稱し、且命數論を唱へたるもの、如し。
 老子の天道説は、道冲、天地不仁、谷神不死、天長地久、有物混成等の諸章に見ゆる所に
 して、天人合一の事を説けるが上に、其命數論としての徴證は、老子下ノ四十二に、有
 名なる天網恢恢、疎而不失と云へる格言あるを見て知るべし。
 列子は、天地人類生成の根元を説明して、列子上ノ八に「清輕者上、爲天、濁重者下、爲地、
左ノ天瑞冲和氣者爲人、故天地含精、萬物化生、此說支那固有の中正の思想より出でたりと思考せ
 の文意之」と云ひて、宇宙を天地人に分ち、而して、人力は天地の力即ち命と云ふもの
 に對しては、之に制せらるゝを云へり、力命篇列子下ノ二十九右に云く、

力謂命曰、若之功奚若我哉、命曰、汝奚功於物而欲比朕、力曰、壽夭窮達貴賤貧富、我力
 之所能也、命曰、彭祖之智、不出堯舜之上、而壽八百、顏淵之才、不出衆人之下、而壽二十
 八、仲尼之德、不出諸侯之下、而困於陳蔡、殷紂之行、不出三仁之上、而居君位、季札無爵
 於吳、田恒專有齊國、夷齊餓于首陽、季子富於展禽、若是汝力之所能、奈何壽彼而夭此、
 窮聖而達逆、賤賢而貴愚、貧善而富惡、邪、力曰、若如、若言、我固無功於物、而物若此邪、此
 則若之所制邪、命曰、既謂之命、奈何有制之者、邪、朕直而推之、曲而任之、自養自天、自窮

自達、自貴、自賤、自富、自貧、朕豈能識之哉、朕豈能識之哉、

と、而して、例を管仲が鮑叔を薦めずして、隰朋を薦めしに取り、以て、遂に、天道の命す
 る所、人力の如何ともすべからざるを明にせり、力命篇は、林註には、列子の世にあらす
 のと見えず、且、列子は、其仲尼篇列子上ノ十二左に、

仲尼閑居、子貢入侍、而有憂色、子貢不敢問、出告、顔回、顔回援琴而歌、孔子聞之、果召回、
 入問、曰、若奚獨樂、回曰、夫子奚獨憂、孔子曰、先言爾志、曰、吾昔聞之、夫子曰、樂天知命、故
 不變、回所以樂也、孔子愀然有問、曰、有是言哉、汝之意失矣、此吾昔日之言爾、請以今言
 爲正也、汝徒知樂天、知命之無憂、未知樂天、知命有憂之大也、今告若其實、脩一身任窮
 達、知去來之非我、亡變亂於心慮、爾之所謂樂天、知命之無憂也、曩吾脩詩書、正禮樂、將
 以治天下、遺來世、非但脩一身治魯國而已、而魯之君臣日失其序、仁義益衰、情性益薄、
 此道不行、一國與當年、其如天下與來世矣、

と云へるによれば、其命數論者たる事、亦疑ふべからざるなり、
 莊子の説に至ては、老子に比すれば、冗漫なりと云へども、其旨趣全く相同じ、逍遙遊
 篇、齊物論、養生主、天地篇、天道篇、天運篇等に於て之を認むべし、養生主、莊子一ノ二十九
 右に、逆天之刑と云ふ事

あり、されば、人力以て天道の目を偷むを得る如くなれど、しかも、莊子の意は、かく天を遊れしものなれば、運天之刑と云ひて、即ち天の罰を免れざるものとせるを見らるなり、然るに、關尹子は、大に人力を認めて、自由意志論 (Libertarianism) 又は非決定論 (Indeterminism) 或は非命數論 (非命數論の反對にして、非決定論と同一なり、非命と云ふ語は、韓非子以て命を定むる義なり、左傳二十七ノ十三右成公十三年の條に、兵受_三の如き説を立てた天地之中、以生所_二命也、是以有_一動、作禮、殺賊、威之、則以定命也とあり、) の如き説を立てたり、即ち、關尹子左九ノ「關尹子曰、天非自天、有爲天者、地非自地、有爲地者、譬如屋宇舟車、待人而成、彼不自成、知彼有待、知此無待、上不見天、下不見地、內不見我、外不見人」と云ひ、次に、同書三右に又「關尹子曰、人之力、有可以奪天地造物者、如冬起雷、夏起冰、死屍能行、枯木能華、豆中攝鬼、杯中釣魚、畫門可開、土鬼可語、皆純氣所爲、故能化萬物、今之情、情不停、亦氣所爲、而氣之爲物、有合、有散、我之所以行、氣者、本未嘗合、亦未嘗散、有合者生、有散者死、彼未嘗合、未嘗散者、無生無死、客有法來、郵嘗自若」と云へるもの是なり、されど、これ、天道を否認して、其威靈を疑ひしものにあらず、蓋し、只努力の人事に必要なを説きしに過ぎざるのみ、

(三) 墨子の意見

命數論の社會に及ぼす弊は、上、君主をして、自己の地位は、天の命數に在りと信じて、

民言を輕んせしめ、下、人民をして、人事の成否は、一に係りて天命に在りとなし、以て努力を廢せしむるの上に存す、是に於て、墨子は、一方に於て、天道の威靈を認めしも、又、一方に於ては、痛く命數論の弊を論駁せり、即ち、墨子左法儀七に「昔之聖王禹湯文武、兼愛天下之百姓、率以尊天事鬼、其利人多」とあるは、其天道を認め、鬼神の存在を認めたる證にして、而して、其鬼神と云ふ事に就きては、墨子左明鬼八に「子墨子曰、古之今之爲鬼、非他也、有天鬼、亦有山水鬼神者、亦有人死而爲鬼者」とありて、天神、地祇、人鬼の三種ある事を云ひ、遂に、天志_七ノ三篇、明鬼_八ノ三篇、_{内上下}二篇、_{非命}九ノ三篇、合せて九篇の大議論を提出し、以て、一方には鬼神の存在を説明し、一方には又天道を説明し、而して命數論に向つては、極力之を非認せり、(一) 先づ、鬼神存在の理由を説きて曰く「惟昔者、虞夏商周三代之聖王、其始建國營都、必擇國之正境、置以爲宗廟、必擇木之脩茂者、立以爲敢位、必擇國之父兄、慈孝貞良者、以爲祝宗、必擇六畜之勝、脯肥侔毛、以爲犧牲、珪璧琮璜、稱財爲度、必擇五穀之芳黃、以爲酒醴、黍盛、故酒醴黍盛、與歲上下也、故古聖王治天下也、故必先鬼神、而後人者此也、故曰、官府選効、必先祭器、祭服畢藏於府、祝宗有司、畢立於朝、犧牲不與、昔聚羣、故古者聖王之爲政若此、古者聖王、必以鬼神爲其務、鬼神厚

矣、又恐後世子孫不能知也、故書之竹帛、傳遺後世子孫、咸恐其腐蠹絕滅、後世子孫不得而記、故琢之盤盂、鏤之金石、以重之、有恐後世子孫不能敬若以取羊、故先王之書、聖人一尺之帛、一篇之書、語數鬼神之有也、墨子八ノ五と、かくて、多く其存在の實例を擧げたり、たとへば、墨子八ノ二右に、

子墨子言曰、若以衆之所同見、與衆之所同聞、則若昔者杜伯是也、周宣王殺其臣杜伯、而不辜、杜伯曰、吾君殺我、而不辜、若以死者爲無知、則止矣、若死而有知、不出三年、必使吾君知之、其三年、周宣王合諸侯、而田於圃、田車數百乘、從數千人、滿野、日中杜伯乘白馬、素車、朱衣冠、執朱弓、挾朱矢、追周宣王、射入車上、中心折脊、殪車中、伏ユキツラ而死、當是之時、周人從者莫不見、遠者莫不聞、若在周之春秋、爲君者以效其臣、爲父者以讞其子、曰、戒之慎之、凡殺不辜者、其得不祥、鬼神之誅、若此之憎惡也、以若書之說觀之、則鬼神之有、豈可疑哉、

と云へるの類是なり、而して、當時、周の王室、大權を失ひて、政治全く弛頹に歸し、社會の道德、亦衰廢せる所以、一に人々鬼神の存在を信せざるに因ると云へり、其文八ノ一右、下明鬼に云く、

子墨子言曰、逮至昔三代聖王既沒、天下失義、諸侯力正、是以存、夫爲人君臣上下者之、不忠也、父子弟兄之不慈、孝弟長貞良也、正長之不強、於聽治、賤人之不強、於從事也、民之爲淫暴寇亂盜賊、以兵刃毒藥水火、退無罪人、乎道路、率徑奪人車馬衣裘、以自利者、並作、由此始、是以天下亂、此其故何、以然也、則皆以疑惑鬼神之有、與無之別、不明乎鬼神之能賞賢而罰暴也、今若使天下之人、借若信鬼神之能賞賢而罰暴也、則夫天下豈亂哉、今執無鬼者曰、鬼神者固無有、且暮以爲教、誨乎天下之人、疑天下之衆、使天下之衆皆疑惑乎鬼神有無之別、是以天下亂、

と、(二)次に、天命の尊崇すべき事を説きて曰く、

墨子七ノ一左、然則天亦何欲、何惡、天欲義而惡不義、然則率天下之百姓、以從事於義、則我乃爲天之所欲也、我爲天之所欲、天亦爲我所欲、然則何欲、何惡、我欲福祿而惡禍、崇然則我率天下之百姓、以從事於禍崇中也、然則何以知天之欲義而惡不義、曰、天下有義則生、無義則死、有義則富、無義則貧、有義則治、無義則亂、然則天欲其生而惡其死、欲其富而惡其貧、欲其治而惡其亂、此我所以知天欲義而惡不義也、○中昔三代聖王禹湯文武、欲以天之爲政於天子、明說天下之百姓、故莫不犒牛羊、祭犬彘、潔爲黍盛酒、

體以祭祀上帝鬼神而求祈福於天、我未嘗聞天下之所求祈福於天子者也、我所以知天之爲政於天子者也、故天子者、天下之窮貴也、天下之窮富也、故欲富且貴者、當天意而不可不順、順天意者、衆相愛、交相利、必得賞、反天意者、別相惡、交相賊、必得罰、然則是雖順天意而得賞者、誰反天意而得罰者、子墨子言曰、昔三代聖王禹湯文武、此順天意而得賞者也、昔三代之暴王桀紂幽厲、此反天意而得罰者也、然則禹湯文武、其得賞何以也、子墨子言曰、其事、上尊天、中事鬼神、下愛人、故天意曰、此之我所愛、衆而愛之、我所利、衆而利之、愛人者此爲博焉、利人者此爲厚焉、故使貴爲天子、富有天下、業萬世、子孫傳稱其善、方施天下、至今稱之、謂之聖王、然則桀紂幽厲、得其罰、何以也、子墨子言曰、其事、上訴天、中訴鬼神、下賤人、故天意曰、此之我所愛、別而惡之、我所利、交而賊之、惡人者、此爲之博也、唯○下

と、(三)次に、又命數論を駁撃して曰く、
墨子九ノ一左 然而今天下之士君子、或以命爲有益、蓋嘗尙觀於聖王之事、古者桀之所亂、湯受而治之、紂之所亂、武王受而治之、此世未易、民未渝、在於桀紂、則天下亂、在於湯武、則天下治、豈可謂有命哉、然而今天下之士君子、或以命爲有益、嘗尙觀於先王之書、

先王之書、所以出國家、布施百姓者、憲也、先王之憲、亦嘗有曰、福不可請、而禍不可諱、敬無益、暴無傷者乎、所以聽獄制罪者、刑也、先王之刑、亦嘗有曰、福不可請、禍不可諱、敬無益、暴無傷者乎、所以整設師旅、進退師徒者、誓也、先王之誓、亦嘗有曰、福不可請、禍不可諱、敬無益、暴無傷者乎、

と、又、非命中墨子九ノ六左には、於先王之書、仲虺之告曰、我聞有夏人、矯天命、布命于下、帝式是惡、用闕師、此語、夏王桀之執有命也、湯與仲虺共非之、先王之書、太誓之言、然曰、紂夷之居而不肖、事上帝、棄闕其先神而不祀也、曰、我民有命、毋侮其務、天亦不棄、縱而不葆、此言紂之執有命也、武王以太誓非之、と云へり、漢の王充の論衡右命義には、「墨家之論、以爲人死無命、儒家之議、以爲人死有命、言有命者、見子夏言、○此非、前に本と云ひて、之を儒墨の天道に對する意見の差別として傳へたり、されど、既に予が前に辯せしが如く、孔孟の所謂天命に對する眞意は、徹頭徹尾、人力を盡しての上、に於て、猶ほ且其意の如くならざる事を指すものにして、必しも人事皆只天命のまゝなりとの義に、あらざりしも、素と論孟の説明は、頗る簡單なるを以て、世に之を誤解して、遂に弊害を醸し、墨子の所説の如き結果を生せしやも知るべからざるなり、

(四) 荀子、其他の意見

荀子の天道説は、蓋し孔孟の學説の一步を進めたるものなり、其天論荀子十一左に云く、

天行有常、不爲堯存、不爲桀亡、應之以治則吉、應之以亂則凶、疆本而節用、則天不能貧、養備而動時、則天不能病、脩道而不貳、則天不能禍、故水旱不能使之飢渴、寒暑不能使之疾、妖怪不能使之凶、本荒而用侈、則天不能使之富、發略而道罕、則天不能使之全、倍道而妄行、則天不能使之吉、故水旱未至而飢渴、寒暑未薄而疾、妖怪未至而凶、受時與治世同、而殃禍與治世異、不可以怨天、其道然也、故明於天人之分、則可謂至人矣、不爲而成、不求而得、夫是之謂天職、

又、其解蔽篇荀子十五に云く、

心者形之君也、而神明之主也、出令而無所受令、自禁也、自使也、自奪也、自取也、自行也、自止也、

と、これ即ち、一見自由意志論なり、されど、人類の上に位する實體の天は、不可思議の威靈を具へ、人事の善惡を照覽し、以て禍福を下すとの觀念は、此内に含まるゝを見

出す事を得るなり、

此他諸家の天道説多しといへども、皆蓋し、以上諸家の範圍を出づる事なきものゝ如し、

(五) 結語

予輩は、支那古代に於ける、天地崇拜の習俗は、古代の思想上、天地萬物に不可思議の威靈ある事を信ずるに出づるものなる事を知り、而して、此天地萬物の含有するてふ一種不可思議の威靈は、所謂天道にして、天道は、善に與し、惡を惡み、冥々の間、人類の賞罰を掌るものと信せられてありし事を知れり、且予輩は、是に於てか、更に支那に在りて、人心を支配する最上の主宰者は、實に天道なりし事を知れり、故に、天道は、素より支那の人心に於て、絶對的無上の善として認められしものたるを知る、果して然らば、則ち、支那古代の思想に於て、善の根本實質と認められし中正、平均は、天道其物の實體たらざるべからざるなり、請ふ、次條に之を述べむ、

第三款 中正、平均は、天道と一致す、故に、中正、平均は、善の根本實質なりとの

事を述ぶ

祭祀、卜筮、盟誓の習俗、并に天道説の發現は、支那古代に於て、單に、天地崇拜の觀念の深かりし事を示すのみならずして、其天道の信仰は、殆ど絶對的たりし事を知らしむるに足るものあり、故に、當時の教育法に在りては、人は必ず善をなさざるべからず、而して、其所謂善は天の欲する所にして、善をなすは、即ち、天意を助け、天意を行ふものなりとの觀念を基礎として、形成せられてありき、然り而して、其所謂理想の善の本體たる天意とは、如何なるものなるかと云ふ事に就きて考ふるに、是亦、正に、中正、平均と云ふ事にありし事を知るに難からず、即ち、上古の堯舜以來、孔孟儒派の天道に關する思想も、老莊諸子の天道に關する思想も、皆之を證明して居る事、前記の天道説を通覽して、之を推知するを得べきのみならず、尙書五十九ノ四十には「永畏惟罰、非天不中、惟人有命」とありて、孔安國の註に、「非天道不中、惟人在致命使不中、不中則天罰之」とあり、即ち、此説は、天道の中正なる事を意味するものにして、易十五ノ左には、「大哉乾乎、剛健中正、純粹精也」と云ひて、天道は、正に中正なるものとなし、左傳二十七ノ三には「公及諸侯、朝王、遂從、劉康公成肅公、會晉侯、伐秦、成子受、服于社、不敬、劉子曰、

吾聞之、民受天地之中以生、所謂命也、是以有動作禮義威儀之則、以定命也、能者養之以福、不能者敗以取禍、是故君子勸禮、小人盡力、勸禮莫如致敬、盡力莫如敦篤、敬在養神、篤在守業、國之大事、在祀與戎、祀有執膺、戎有受脰、神之節也、註云、交、今成子情、弃其命矣、○註云、情、則、其不反乎、と云ふ事ありて、こは、凡そ、人類は、天地の中和の氣と解くものあり、を得て生れたるものなり、故に、中の徳、即ち人類の性命たり、何となれば、中の徳は、天地が人類を生成せる元素なればなり、是を以て、此性命を全うせむとするものは、中の徳に従はざるべからず、動作禮義威儀の規則祭の禮の如きは、即ち中の徳によりて成立せる規則なり、故に、これに従ふものは神明に愛せられ、これに背きて不敬なるものは神明に罰せらるるとの觀念にして、これによれば、天地が中の徳を嘉するものなりとの觀念ありし事、疑ふべきなし、且、中庸禮記五ノ二十には「致中和、天地位焉、萬物育焉」と云ひ、嚴然として、中和の徳が、天地の基礎たる事を説けり、莊子左齊物論に「我與若與人、俱不能相知也、而待彼也邪、惟だ天を化聲之相待若、其不相待、和之以天倪、○古人云く、とあるによる時は、當時、中和の徳を以て、天意の實體の一として認めし事は、之を證して餘りあるべし、次に、左傳莊公三十九年に「秋七月、有神降于莘、有

神、聲以接、人、幸、載、地、、惠王問諸、內史過、曰、是何故也、對曰、國之將興、明神降之、監其德也、將亡、神又降之、觀其惡也、故有得神以興、亦有以亡、虞夏商周皆有之、王曰、若之何、對曰、以其物享焉、其至之日、亦其物也、王從之、內史過往、則說請命、反曰、說必亡矣、虐而聽於神、神居莘六月、說公使祝應、宗區、史器、享焉、神賜之土田、史器曰、說其亡乎、吾聞之、國將興、聽于民、將亡、聽於神、○註云、唯神、福於神、求、神、聰明正直而壹者也、依人而行、○註云、唯神、是與、說多涼德、其何土之能得、○註云、唯神、是與、、天意の實體が、正道にして、純粹なる事を示せるものにして、聰明は天意の天意たる所以にして、蓋し、聰明なるが故に、能く冥々の事を察して、賞罰を明にするを得るなり、大學禮記六十に、「古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先修其身、欲修其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、欲誠其意者、先致其知」とある、誠は實に天意の實體にして、前の所謂「正直而壹者」に當り、致知は前の所謂「聰明」に當るものなり、蓋し、大學の教は、「在明明德、在親民、在止於至善、此知大學の開の三大綱領を貫徹するに在るが故に、人類をして、當時の思想に於て、最高至善の模型と認むる所の、天道の意志に一致せしめむとするの學說を稱へし事、素より當然の次第ならむ、故に、前の所謂中和の徳は、直に中正平均と同一なる事論なく、又、此正直純粹の徳も、

亦事實の上に所謂中正平均と其歸趣を同じくするものなるが故に、當時に於て、中正平均の徳が、善の根本實質として認められし事は、亦疑ふべからざるもの、如し、且、易七ノ二右には、天尊、地卑、乾坤定矣、卑高以陳、貴賤位矣、動靜有常、剛柔斷矣、方以類聚、物以羣分、吉凶生矣、在天成象、在地成形、變化見矣、是故剛柔相摩、八卦相盪、鼓之以雷霆、潤之以風雨、日月運行、一寒一暑、乾道成男、坤道成女、乾知大始、坤作成物、乾以易知、坤以簡能、易則易知、簡則易從、易知則有親、易從則有功、有親則可久、有功則可大、可大則賢人之徳、可大則賢人之業、易簡而天下之理得矣、天下之理得而成位乎其中矣」と云ひて、人事の法則は、皆天地自然の法則に則りしものなる事を云へるのみならず、更に、當時に於ては、一般人類が、又、天地と其形質を同じくすと云ふ思想が、普く識者の間に存したるを見る、即ち、前記の左傳の「受天地之中以生」の如き其一例なり、此事、後章性、必す參照すべし、、故に、當時、又、人類既に天地と其形質を同じくせば、其行爲も亦天地の大道に一致せしめ、常に之に勞弊せむとする事を、以て、人類の理想とせざるべからずと思考せしもの、如し、故に、天地の實體たる中和正直を以て、人類最上の行爲なりとせしは、當然の理由なりと云ふを得べきものに似たり、

法其父母此法不仁也法不仁不可以爲法當皆法其學奚若天下之爲學者衆而仁者寡若皆法其學此法不仁也法不仁不可以爲法當皆法其君奚若天下之爲君者衆而仁者寡若皆法其君此法不仁也法不仁不可以爲法故父母劓割三者莫可以爲治法而可然則奚以爲治法而可故曰莫若法天天之行廣而無私其施厚而不德其明久而不衰故聖王法之既以天爲法動作有爲必度於天天之所欲則爲之天所不欲則止然而天何欲何惡者也天必欲人之相愛相利而不欲人之相惡相賊也奚以知天之欲人之相愛相利而不欲人之相惡相賊也以其兼而愛之兼而利之也奚以知天兼而愛之兼而利之也以其兼而有之兼而食之也今天下無大小國皆天之邑也人無幼長貴賤皆天之臣也此以莫不撈羊豕犬豬絜爲酒醴黍盛以敬事天此不爲兼而有之兼而食之邪

と云ひ又墨子右天志下十四に

子墨子置天志以爲儀法非獨子墨子以天之志爲法也於先王之書大夏之道之然帝謂文王予懷明德毋大聲以色毋長夏以革不識不知順帝之則此語文王之以天志爲法也而順帝之則也

と云ひて法律は全く天道に一致すべきものにして天意若くは天志(Divine will)に則りて作るべきものとなせり故に左傳左傳公九年十七の對曰臣或晉の聞之唯則定國詩曰不識不知順帝之則文王之謂也の註には帝天也則法也言文王開行自然合天之法

と云ふ事あり又管子三十一版ノにも

版法者法天地之位象四時之行以治天下

と云ひ又同書二十版ノに

桓公謂管子曰今子教寡人法天合德合德長久合德而兼覆之則萬物受命象地無親とも云へり即ち「天ニ合スル徳」とか「天ニノリトル」とか「天地ノ位ニノリトル」とか云ふ事は直に天を法とする事にて「天道を以て直に法律とす」と云ふ事に歸するものにて凡そ法律と云ふものは必ず天道に一致せざるべからずとの觀念の存在せし事自ら明なり

第五章 法律は天道に一致するものなりと

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる 一一五
法律は直に其理想的法律として認めらるるに至りし事を論ず

の觀念より、聖人の命令、并に其制定せる法律は、直に、其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず、

第一項 序説

支那の所謂法律は、支那人の常に理想として仰望する所の、中正、平均の性質を具備して、其善美の狀、直に天道に一致すと思考せられたるものなる事は、既に已に之を詳説せし所なり、故に、今、若し、茲に物あり、其威靈、能く天道に勞瘁するものたらむに、其物の命令、并に其制定せる法律は、必ず天道と同じく、天下衆人を威服する事を得るや必せり、支那に於ける所謂聖人の命令、并に其制定せる法律が、直に、其理想的法律として、天下に行はれたる所以、蓋し此に外ならざるが如し、請ふ、左に之を詳説せむ、

第二項 聖人の解

支那古代に、聖人の^{聖人}と云ふものあり、蓋し、當時の觀念に於て、(一)聖人とは、人類の最上に位して、^{孟子七上ノ八右離婁上に、}其言行、常に、天意に契合し、天道に一致する理想

的人格を具有するものと信せられしもの、如し、即ち、白虎通^{五左ノ十}に「聖人者何、聖者通也、道也、聲也、道無所不通、明無所不照、聞聲知情、與天地合德、日月合明、四時合序、鬼神合吉凶、禮別名記曰、五人曰茂、十人曰選、百人曰俊、千人曰英、倍英曰賢、萬人曰傑、萬傑曰聖」とあるは、人類の傑物を、聖人と云へりし證にして、論衡^{十五左}に「夫上世之名、鳳皇麒麟、聞其鳥獸之奇者耳、毛角有奇、又不妄翔、遊與鳥獸爭飽、則謂之鳳皇麒麟矣、世人之知聖亦猶此也、聞聖人、人之奇者、身有奇骨、知能博達、則謂之聖矣、及其知之、非卒見、覽聞而輒名之爲聖也、與之偃伏、從文受學、然後知之、何以明之、子貢事孔子、一年自謂過孔子、二年自謂與孔子同、三年自知不及孔子、當一年二年之時、未知孔子聖也、三年之後、然乃知之、以子貢知孔子、三年乃定、世儒無子貢之才、其見聖人、不從之學、任倉卒之視、無三年之接、自謂知聖、誤矣、少正卯在魯、與孔子並、孔子之門、三盈三虛、唯顏淵不去、顏淵獨知孔子聖也、夫門人去孔子、歸少正卯、不徒不能知孔子之聖、又不能知少正卯、門人皆惑、子貢曰、夫少正卯、魯之聞人也、子爲政、何以先之、孔子曰、賜退、非爾所及、夫才能知侯、若子貢、尙不能知聖、世儒見聖、自謂能知之、妄也、夫以不能知聖言之、則亦知其不能知鳳皇與麒麟也」とあるは、聖人の徳、廣大にして、尋常人の端倪し能はざるものとせる證なり、

而して、(二)其聖人は天意に契合し、天道に一致する理想的人格を有するものと思考せし證は、尙書命十ノ六右に「惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂」とあるを首として、管子三十一ノ左に「版法者、法天地之位、象四時之行、以治天下、四時之行、有寒有暑、聖人法之、故有文有武、天地之位、有前有後、有左有右、聖人法之、以建經紀、春生于左、秋殺于右、夏長於前、冬藏於後、生長之事、文也、收藏之事、武也、是故文事在左、武事在右、聖人法之、以行法令、以治事理」とあり、又、論語八ノ八に「子曰、大哉堯之爲君也、巍巍乎、惟天爲大、唯堯則之」とあり、又、家語左ノ四に「定公問於孔子曰、古之帝王、必郊祀其祖、以配天、何也、孔子對曰、萬物本乎天、人本乎祖、郊之祭也、大報本反始也、故以配上帝、天垂象、聖人則之、郊所以明天道也」とある等の類にして、關尹子十一には「聖人之道、天命」とあり、莊子四ノ五十六には「天地有大美而不言、四時有明法而不議、萬物有成理而不說、聖人者、原天地之美、而達萬物之理、是故至人無爲、大聖不作、觀於天地之謂也」とあるにて知るべく、莊子一右齊物論にも、聖人と天、此他、墨子二ノ三左には「故唯昔三代聖王、堯舜禹湯、文武之所以王天下、正諸侯者、此亦其法、已既曰、若法、未知所以行之術、則事猶若未成、是以必爲置三本、何謂三本、曰爵位不高、則不敬也、蓄積不厚、則民不信也、政令不斷、則民不畏也、故古聖

王高、予之爵、重、予之錄、任之以事、斷予之令、夫豈爲其臣賜哉、欲其事之成也」とありて、其法とは、堯舜以下聖人の法を指し、下の若法の法は、天の法を指せるなり、(三)次に、又、荀子は、禮法を以て治國の要道と爲す、故に、之に合ふものを聖人と云へり、即ち、荀子五ノ十四に「故曰、一與、一、是爲人者、謂之聖人」と云へる類にして、次左王制に「又、同書右法行篇には「公輸不能加於繩、聖人莫能加於禮、禮者衆人法而不知、聖人法而知之」と云へり、然り而して、莊子の所謂至人前、真人莊子二ノ五左、大宗師二ノ五左に見ゆ、等は皆聖人の類にして、此外、當時又支那には、君子(True gentleman)、賢人(Wise man)など云へる者あり、論語七ノ十一に、「子曰、聖人吾不得而見之矣、得見君子者、斯可矣」と云ひ、莊子三ノ二十に、「堯觀乎華、華封人曰、嘻、聖人、請祝、聖人、使、聖人壽、堯曰、辭、使、聖人富、堯曰、辭、使、聖人多男子、堯曰、辭、封人曰、壽富多男子、人之所欲也、女、獨不欲、何邪、堯曰、多男子、則多懼、富、則多事、壽、則多辱、是三者、非所以養德也、故辭、封人曰、始也、我以女爲聖人、邪、今然、君子也、天生萬民、必授之職、多男子而授之職、則何懼之有、富而使人分之、則何事之有、夫聖人、鶉居而鷄食、鳥行而無羣、天下有道、則與物皆昌、天下無道、則修德就、問于歲厭、世去而上僣、乘彼白雲、至於帝鄉、三

患莫至、身常無殃、則何辱之有、封人去之、堯隨之曰、請問、封人曰、退已』とあるは、君子は聖人の下級なる事を示す例にして、論衡二十七に『聖人難知、賢者比於聖人、爲易知、世人且不能知賢、安能知聖乎』とあるも同一義なり、而して、君子といへども、其行は、必ず天道に合するものとなせる證は、家語右大婚解に、『孔子對曰、君子者、乃人之成名也、百姓與名謂之君子、則是成其親爲君而爲其子也、孔子遂言曰、爲政而不能愛人、則不能成其身、不能成其身、則不能安其土、不能安其土、則不能樂天、不能樂天、則不能成其身、公○の哀曰、敢問、何謂能成身、孔子對曰、夫其行已不過乎物、謂之成身、不過乎物、合天道也』とある是なり、

然れども、孔孟儒派の所謂聖人君子と、老莊一派の所謂聖人君子とは、其人格(Character)の崇高なる點に於てのみ同一なりとの事にして、其聖人君子の目的とする所、即ち其事業の上に關しては、兩派の間、其意見大に異なる所あるを見る、即ち、孔孟儒派に於ては、聖人君子は、正義即ち天道に従て、飽迄世と奮闘し、國家并に人類の爲に盡すを以て目的とするものとなし、老莊の一派に在りては、聖人君子は、只正義を守りて、自然に他を化するを目的として、別に思を勞し工夫を凝して、國家并に人類の爲

に計畫する如き事をなさず、たとへば、自然の美、即ち清空の明月、高山大川の景色等が、自ら人心を陶化するが如くなる、人格を具有するものなりとなせるが如し、故に、隨て、其聖人として崇拜する所の人物に在りては、兩派の間、大に別あり、即ち、儒派に在りては、孔子始めて聖人と云ふ事を唱へ、其聖人には、(一)自ら帝位に登り、天下の政權を掌握して、天下萬世の師範たるものと、(二)身を臣民の列に置きて、其言行、天下萬世の師範たるに足るべきものとの二種ありと思考して、其第一の天下の政權を掌握せし聖人と云ふ事に就きては、孔子は堯舜禹湯文武周公の七人を、之に擬せり、即ち、其證は、之を、論語、家語等の文中に見る所にして、其例は、堯に、第三章第三項第三款の内の支那哲學の概要を述べて、孔子の主義を説明する條に、詳に、之を挙げたれば、今や、此には、之を略すれども、堯に就きては、『蕩蕩乎、民無能名焉』と云ひ、舜禹に就きては、『巍巍乎、舜禹之有天下也』と云ひ、又、『周監於二代、商夏、郁乎文哉』と云ひ、此他、文武周公を崇拜するの意は、到る所に表はるゝを見る、而して孟子に至りて、亦之を祖述し、更に其徳を稱して、

孟子十三下ノ右、孟子曰、堯舜性之也、湯武身之也、五霸假之也、久假而不歸、惡知其非

位に登らざるものあるも、天子にして、聖人たらざるものは嘗てなき道理にして、其實際には、素より非聖の天子あれど、こは、眞の天子にあらずして、只、天子の位を窃みたる一箇の匹夫なりと思惟せられたるなり、呂氏春秋九十二ノに「古之有天下也者、七十。一。聖。觀。於。春。秋。自。魯。隱。公。以。至。哀。公。十。有。二。世。其。所。以。得。之。所。以。失。之。其。術。一。也。得。賢。人。國。無。不。安。名。無。不。榮。失。賢。人。國。無。不。危。無。不。辱。」と見え、孟子に、匹夫之紂の語あるを以て知るべきなり、

次に、其第二の聖人は、孔子は、即ち、直に自己を之に當てしもの、如し、即ち、孔子の匡に劫さるゝや、「文王既没、文不在、茲乎、論語九ノ三左子罕、」と云ひ、其桓魋に、劫さるゝや、「天生德、於予、桓魋其如予何、論語七ノ十右述而、」と云へる類是にして、蓋し、當時周の王室潰頽して、文武周公の遺業地に墜ちたり、孔子、周室の懿親たる魯の國に生れ、周室の復興を以て其志となし、自ら窃に其任に當り、其春秋を作りて、天下の君臣を賞罰するや、自ら無冠の帝王を以て居れり、孟子八ノ上十七右離婁下、春秋の事を云へる條の註故に敢て斯る言をなせるものにして、妄に不遜の言をなせるものとして見るべからざるなり、是を以て、論語七ノ十五には、「子曰、若、聖與、仁、則吾豈敢、抑、爲、之、不、厭、誨、人、不、倦、則、可謂云爾、已矣、公西華曰、正唯弟子不能學也、」と云ひて、或る場合には、大に自ら謙讓せりといへども、孔子の事業は、上は支那古代の思想を統合し、下は萬世君臣の遵守すべき政治法律教育道德文學等の模範を定めて、東洋思想界の太陽たれば、之を聖人と稱する事、不當にあらざるのみならず、堯舜以下の君主が、聖人の尊稱を受けしも、其實は、孔子其人を待て始めて茲に至りしものなれば、若し、之を直言すれば、眞誠の聖人は、古今只、孔子其人のみなりとするも、敢て細言にあらざるべし、故に、門人の如きは、既に其生時に於て、之を呼ぶに聖者を以てせり、

論語九ノ七 顔淵喟然歎曰、仰之彌高、鑽之彌堅、瞻之在前、忽然在後、夫子循循然善誘人、博我以文、約我以禮、欲罷不能、既竭吾才、如有所立卓爾、雖欲從之、末由也已、

論語九ノ四 大宰問、於子貢曰、夫子聖者與、何其多能也、子貢曰、固天縱之將聖、又多能也、子聞之曰、大宰知我乎、我少也賤、故多能鄙事、君子多乎哉、不多也、

論語三ノ八 儀封人請見、曰、君子之至於斯也、吾未嘗不得見也、從者見之、出曰、二三子何患於喪乎、天下之無道也久矣、天將以夫子爲木鐸、

而して、其後、世を経て、益、孔子を尊信するに至り、特に、孟子は、「君子之澤、五世而斬、小人

之澤、五世而斬、予未得爲孔子徒也。予○孟私淑諸人八上ノ十八右離婁下○孟子と云ひて、直に孔子に從ひて、其説を聴くを得ざるを慨し、而して孔子を以て、聖の聖なるものとせり、即ち、

孟子三上ノ八左 公孫丑問曰、夫子加齊之卿相得行道焉、雖由此霸王不異矣、如此則動心否乎、孟子曰、否、我四十不動心、曰、若是則夫子過孟賁遠矣、曰、是不難、告子先我、不動心、○中曰、惡是何言也、昔者子貢問於孔子曰、夫子聖矣乎、孔子曰、聖則吾不能、我學不厭、而教不倦也、子貢曰、學不厭、智也、教不倦、仁也、仁且智、夫子既聖矣、夫聖、孔子不居、是何言也、昔者竊聞之、子夏子游子張皆有聖人之一體、冉牛閔子顏淵則具體而微、敢問所安、曰、始舍是、曰、伯夷伊尹何如、曰、不同道、非其君不事、非其民不使、治則進、亂則退、伯夷也、何事、非君、何使、非民、治亦進、亂亦進、伊尹也、可以仕則仕、可以止則止、可以久則久、可以速則速、孔子也、皆古聖人也、吾未能有行焉、乃所願則學孔子也、伯夷伊尹於孔子、若是班乎、曰、否、自有生民以來、未有孔子也、然則有同與、曰、有、得百里之地而君之、皆能以朝諸侯、有天下行一不義、殺一不辜、而得天下、皆不爲也、是則同、曰、敢問其所以異、曰、宰我子貢有若、智足以知聖人、汗不至阿其所好、宰我曰、以予觀於夫子、賢於堯舜

遠矣、子貢曰、見其禮而知其政、聞其樂而知其德、由百世之後、等百世之王、莫之能遠也、自生民以來、未有夫子也、有若曰、豈惟民哉、麒麟之於走獸、鳳凰之於飛鳥、泰山之於丘、涇河海之於行潦、類也、聖人之於民、亦類也、出於其類、拔乎其萃、自生民以來、未有盛於孔子也、

孟子七十四下ノ十 孟子曰、由堯舜至於湯、五百有餘歲、若禹皋陶則見而知之、若湯則聞而知之、由湯至於文王、五百有餘歲、若伊尹萊朱則見而知之、若文王則聞而知之、由文王至於孔子、五百有餘歲、若太公望散宜生則見而知之、若孔子則聞而知之、由孔子而來、至於今、百有餘歲、去聖人之世、若此其未遠也、近聖人之居、若此其甚也、然而無有乎爾、爾則亦無有乎爾、

と云へる類是なり、而して、此他、孟子は、其德盛大、百世の師たるものは、之を以て、聖人となして、遂に、聖人、百世之師也、伯夷、柳下惠是也、故聞伯夷之風者、頑夫廉、懦夫有立志、聞柳下惠之風者、溥夫敦、鄙夫寬、奮乎百世之上、百世之下、聞者莫不興起也、非聖人、而能若是乎、而況於親炙之者乎、孟子十四上ノ十二右盡心下と云ひて、伯夷、柳下惠の類をも、聖人と云へ

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法律は直に其理想的法律として認めらるるに至りし事を論ず

然り而して、老莊に至りては、之と反對にして、孔子の崇拜する堯舜禹湯文武周公の如き、天下の爲に吐哺握髮の勞を爲すものは、之を輕んじ、隨て、孔子の行爲をも嘲笑し、無爲恬淡、殆ど人類社會にあり得べからざる神仙 (Supernatural being) の類を以て聖人となすもの、如し、而して、之に伴うて、老子并に其門流は、其同主義者と呼んで、聖人と云へり、即ち、老子上ノ二十九に「絶聖棄智、民利百倍」とある聖人は、堯舜以下儒派の所謂聖人なれど、同書下ノ十二に「聖人不行而知、不見而名、不爲而成」とある聖人は、老子の自家理想中の聖人なり、而して、試に、其不行不見不爲の聖人と、禹の如き、身體偏枯、手足胼胝の難苦を忍びて、蒼生の爲に盡瘁する聖人とを比較する時は、其目的の異にして、事業の差ある、甚だ大なるを覺ゆるなり、而して、莊子三ノ五十には、老子の主義を敷衍して、「老聃曰、小子○前文に、子貢以孔子之聲見老聃と云ふことあり、故に、少進、余語女、三王五帝之治天下、黃帝之治天下、使民心一、民有其親死不哭、而民不非也、堯之治天下、使民心親、民有爲其親殺、其殺而民不非也、舜之治天下、使民心競、孕婦十月生子、子生五月而能言、不至乎孩、而始誰、則人始有天矣」と云へり、而して、盜跖篇莊子六ノには、孔子が盜跖に説伏せられたるを説きて、大に孔子の主義を嘲笑し、其次六ノ四十七に

於て「以本爲精、以物爲粗、以有積爲不足、澹然獨與神明居、古之道術有在、於是者、關尹老聃聞其風而悅之、建之以常無有、主之以太一、以清弱謙下爲表、以空虛不毀萬物爲實、關尹曰、在己無居、形物自著、其動若水、其靜若鏡、其應若響、芴乎若亡、寂乎若清、同焉者和、得焉者失、未嘗先人、而常隨人、老聃曰、知其雄、守其雌、爲天下谿、知其白、守其辱、爲天下谷、人皆取先、己獨取後、曰受天下之垢、人皆取實、己獨取虛、無藏也、故有餘、歸然而有餘、其行身也、徐而不費、無爲也、而笑巧、人皆求福、己獨曲全、曰苟免於咎、以滋爲根、以約爲紀、曰堅則毀矣、銳則挫矣、常寬容於物、不削於人、可謂至極、關尹老聃乎、古之博大真人哉」と斷言せるを見る、故に、此兩派の聖人の目的に關する見解は、其根本主義の差別よりして、非常の逕庭を生じ、老莊一派の所謂聖人に在りては、主權者は、其徳即ち言行を以て天下を教化すと云ふに止りて、別に法律を制定し、若くは法律的効力を有する命令を發する等の事あるなし、是を以て、支那に於て、法律の制定者、若くは法律的命令を發する聖人とし云へば、通常必ず孔孟儒派の所謂聖人にして、老莊一派の所謂聖人にはあらざることを知るべきなり、

第三項 聖人の命令、直に法律となりし事を

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一二九
 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

聖人の徳は、天道に一致す、故に、其命令は、天道と同じく、天下をして服従せしむる勢力ありと云ふ事は、前既に説く所なり、而して、命令とは、英語の Command に當るものにして、凡そ、主権者の命令は、必ず義務を課し、制裁を加ふる事を意味するものなり、故に、これ直に法律的効力を有するものと云ふを得べし、されば、尙書左職命十ノ二には、『王言惟作命、不言、臣下罔攸、攸、攸、令』ともあり、この命は、即ち法律的効力を有する命令の事にして、王言は直に法律なりと云ふ義なり、但し、孟子七上ノ八右離婁上に、法法堯舜堯舜と而して、古代に於ける聖人の命令を記載するものは、孔子の尙書なり、尙書は、堯舜禹湯、文、武、周公以下、孔子の認めて聖賢と爲すに足る所の支那古代の主権者、宰相等の言行、即ち宣誥と行爲とを記載せるものにして、其宣誥は、又命令と、教訓とを含有するものなり、其宣誥は、天の啓示と同じく、人民に對しては、其命令の部分は、法律として無限の權力を有し、教訓の部分は、道徳上の指針として、無上の信用を有せしものなり、これ宛も申命記にあるモーセがイスラエル人に告げたる耶和華の命令が、當時深く一地方の人心を支配し、更に後世歐洲法律の一部分の原動力となりしもの

に似たるを見るなり、而して、今、傳ふる所の尙書に就きて、其記する所を観るに、専ら、堯舜の言行を述ぶるものを典と云ひ、禹、湯、陶、益、稷等の言行を記するものを謨と云ふ、即ち、堯典、舜典、大禹謨、皋陶謨是なり、益稷を謨とせしは、尙書左太宰二の註に據るに、常なり、爾雅一ノ十、孔安國の傳尙書二に、『言堯可爲百代常行之道』とあり、孔穎達の疏に、『經之與典、俱訓爲常、名典不名經者、以經是總名也、殷周以上、皆可爲後代常法、故以經爲名、典者、經中之別、特指堯舜之德、於常行之內、道最爲優、故名典』とあり、謨は、孔安國の傳尙書四に、『謀也』とありて、次四ノ二に、『夫典謨、聖帝所以立治之本、皆師法古道、以成不易之則』とあり、次に誓は、甘誓一篇、秦誓三篇、湯誓、牧誓、費誓、秦誓、すべて八篇ありて、尙書甘誓の疏七左に、『周禮大宰云、祀五帝則掌百官之誓戒、鄭玄云、誓戒、要之以刑重失禮也、明堂云、所謂各揚其職、百官廢職、服大刑、是誓辭之略也、彼亦是約信、但小於戰之誓、馬融云、軍旅曰誓、會同曰誥、誥誓俱是號令之辭、意小異耳』とあり、即ち、夏の啓王、殷の湯王、周の武王、秦の穆公等の宣誥なり、次に、誥あり、仲虺之誥、湯誥、大誥、康誥、酒誥、召誥、洛誥、康王之誥等八篇にして、尙書堯典の疏二左に、『盤庚亦誥也、中祝亦誥辭也、梓材、酒誥分出亦誥也、多士以王命誥、自然誥也、君奭、周公誥、召公亦誥也、多方、周官、士誥於下、

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法律は直に其理想的法律として認めらるるに至りし事を論ず

亦誥也、○中呂刑陳刑告王亦誥也とあり、誥は、多衆會同の時、若くは一二の人に對せし時の演説にして、たとへば、仲虺之誥は、湯王之桀を破りてかへりし後、其宰相仲虺が、湯に代て、夏を征伐せし理由を、會衆に演説せしものにて、湯誥は、同事件の顛末を、湯自ら天下に告白せしものなり、又大誥は、周公の成王之命と稱して、大道を陳述して、之を天下に示さしもの、康誥は、成王、三監を滅するの後、殷の餘民を以て、康叔を封す、時に、周公、王命を以て、康叔を戒むる辭なり、此他、以て類推すべし、而して、孔穎達の尙書正義の序に、『勳華揖讓典、談、起湯武革命而誓、誥與』と記したるより見れば、典、談、誓、誥、同しく皆聖人の言行を記したるものにして、共に後世の則りて以て法となす所のものなれども、典、談は、禪讓の美風を遺し、堯舜の言行を記したるものなれば、之を誓、誥に比すれば、更に一層尊き所ありとの意味あるもの、如し、次に、又、訓あり、命あり、訓は伊訓一篇なれども、堯典の疏尙書二に、『其太甲、咸有一德、伊尹訓道王、亦訓之類、○中高宗彤日、與訓序、連文、亦訓辭可知也、○中旅、葵、戒王、亦訓也、○中無逸、戒王、亦訓也』とあり、命は、說命三篇、微子之命、蔡仲之命、顧命、畢命、冏命、文侯之命の九篇にして、堯典の疏二右に、『君陳、君牙、與畢公之類、亦命也』とあり、說文解字二上右には、『命、使也、从口令』と

ありて、段玉裁の註に、『令者發號也、君事也、非君而口使之、是亦令也、故曰、命者天之令也、眉病切、古音在十二部、令亦聲』と云へり、訓は、教訓戒飭の辭にして、命は、說命尙書十の首に、『群臣咸諫于王、○高曰、嗚呼、知之曰明哲、明哲實作則、天子惟君、萬邦百官、承式王言、○惟作命、不言臣下、罔攸、○亦命也、○王庸作書、以誥曰、以台正于四方、台恐德弗類、茲故弗言云々』とある如く、主として上より下に事を令するを云ふもの、如し、此他、尙書には、賁、歌、征、納あり、皆、其時代の法となり、更に傳へて後世の鑑となるべきものを掲ぐ、故に、尙書は、一面は、道德の書にして、一面は、一種の法律書即ち法典(Code)と云ふべく、而して、是によりて、聖人の命令は、直に法律として權力を有し、以て其時代の天下を治めしのみならず、更に其命令は、後世の模範となるに至りし事實を知るを得たり、唐六典九の註に、『尙書、典、謨、訓、誥、誓、命之書、皆帝王之詔制、記於簡策者也』と云へるをも、考ふべきなり、尙書載する所の外に、主權者の命令にして、法律となりしもの、尙ほ多し、即ち詔、勅、令、制の類是なり、詔は、說文解字に見えず、只、同書十三上右に、誥の字ありて、『誥、告也、从言告聲』とあり、而し

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

て段氏の註に「見釋詁按以言告人古用此字今則用告字以此詔爲上告下之字又秦造詔字惟天子獨稱之文選注卅五引獨斷曰詔猶告也三代無其文秦漢有也據此可證秦已前無詔字至倉頡篇乃有幼子承詔之語故許書不錄詔字鉉補之非也」と云へり故に古來詔は秦始皇の創作の如く思ふものもあれど説文も亦神工鬼作にあらざれば或は偶之を逸して掲げざりしやも知るべからず況や周禮七ノ十九左内宰に詔其禮樂之儀とあり十四ノ三右に師氏掌以詔詔王とあり及び禮記四ノ十右ノ疏等にも見ゆには多く詔の字見えて上より下に告げ下より上に告ぐるに用ゐられてあるに於てをや、玄かしながら此二書は今傳ふる所のものは秦以後の作たる疑あれば今之を以て強ちに詔字の古代に存したる證とするは危しと思はるゝなり後漢の蔡邕の獨斷には「詔書者詔詔也有三品其文曰告某官官如故事是爲詔書群臣有所奏請尙書令奏之下有制曰天子答之曰可若下某官云云亦曰詔書群臣有所奏請無尙書令奏制之字則答曰已奏如書本官下所當至亦曰詔」とあり蓋し其時代の制度ならむ歟而して詔字の意義に關して釋名七左ノは一種の解釋を下せり其説に云く「詔書詔昭也人暗不見事宜則有所犯以此示之使昭然知所由也」と亦一説とするに足らむ唐代に至り則天武后の諱毀

照(詔)に同じ唐の音を避けて詔を制とせし唐六典九ノ四右中書令の註に天后が後世再び復舊せり

勅は説文解字十三上ノに「發敕也文部曰从言戒聲」とありてもと誠むると云ふ義より出でし語なり餘餘雜錄四ノ二十二左楊文公談苑千字文題云勅良外郎散騎侍郎周興嗣

勅之名始定於此勅之名始定於此令は説文解字九上ノ三に「令發號也从人卩」とありて段氏の註に「号部曰號者號也口部曰噤者號也發號者發其號噤以使人也是曰令人部曰使者令也義相轉注引伸爲律

令爲時令詩箋曰令善也按詩多言令毛無傳古文尙書言靈見般庚多士多方般庚正義引釋詁靈善也蓋今本爾雅作令非古也凡令訓善者靈之假借字也號噤招集之卩也故

从人卩會意力正切古音在十二部」と云へり獨斷六ノ左に天子命令之別名命出君下臣

制は説文解字四下ノ四に「勅裁也从刀未」とありて段氏の註に「衣部曰裁製衣也製裁衣也此裁之本義此云制裁也裁之引伸之義古多假折爲制呂刑制以刑墨子引作折則

刑魯論片言可以制獄古作折獄羽獵賦不制中以泉臺制或爲折又呂刑折民惟刑四八

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一三五 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

目引作制民會意征例切十五部とあり、即ちこれによりて漢代に天子の詔を制と云ひしを見るなり、漢書右宣帝八ノ十八に「甘露三年三月己丑詔諸儒講五經同異太子太傅蕭望之等平奏其議上親稱制臨決焉」とあり、而して獨斷左四には「制書帝者制度之命也其文曰制詔三公敕令贖令之屬是也、刺史太守相劾奏申下土選書文亦如之、其徵爲九卿若遷京師近宮則言官具言姓名其免若得罪無姓凡制書有印使符下遠近皆璽封尙書令印重封唯敕令贖令召三公詣朝堂受制書司徒印封露布下州郡」とあり、日本にても持統天皇以後暫く詔を制と稱せし事ありし如し、初見は日本紀三十持統朱鳥三年九月丙午の條の皇后臨朝稱制と云ふ文なり、文心雕龍詔策に「秦并天下改命曰制」と云ひ、唐六典九ノ四左に「蔡邕獨斷稱漢制天子之書一曰策書二曰制書三曰詔書四曰戒書策者以簡爲之其制長三尺短者半之、○中自魏晉以後因循有冊書詔敕總名曰詔皇朝因隋不改」と云ひ、唐六典十右に「凡都省掌舉諸司之綱紀與其百僚之程式以正邦理以宣邦教凡上之所以逮下其制有六曰制、敕、冊、令、教、符、凡下之所以達上其制亦有六曰表、狀、牋、啓、辭、牒」と云ひ、又同書四右に「中書令之職掌軍國之政令緝熙帝載統和天人入則告之出則奉之以籠萬邦以度百揆蓋以佐天子而執大政者也、凡王言之制有七、一曰冊書、二曰制書、三曰慰勞制書、四曰發日敕、

五曰敕旨、六曰論事敕書、七曰敕牒、皆宣署申覆而施行焉、凡大祭祀羣神則從升壇以相禮享宗廟則從升階親征纂嚴則使戒敕百寮冊命親賢臨軒則使讀冊若命之於朝則宣而授之、凡冊太子則授璽綬凡制詔宣傳文章獻納皆授之於記事之官、○註などあるもの、以て詔勅制令の一斑を知るに足らむ、

第四項

支那に於て、聖人の命令が法律となりし結果、之に準すべき善良の法律は、皆聖人の法と稱するを得べき事を述ぶ、

聖人の法は、既に前にも説きし如く、自ら天道に一致するの法にして、所謂中正平均を得るものは、皆天道と謂ふべく、聖人の法と謂ふを得べし、隨て、所謂聖人の法とは、たとひ孔孟の指示せる所謂堯舜禹湯文武周公等其人の意志に基かざるものにて、其聖人等の命令立案せる法律に準すべき善良なる法律なる時は、皆之を云か云ひしものゝ如し、蓋し聖人の法は、天道の示現にして、只無形の時に天道と云ひ、之を人為に形はせば聖人の法と稱するものなれば、其何人の言行に在りても、天道に一

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一三七
 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

致する所のものは、皆之を聖人の法と云ふを得なければなり、是を以て、孔子の尙書を修むるや、殷の太甲の改悛せし事跡を叙し、秦の穆公の悔悟せし誓言を記せり、これ皆聖人の法に準じ、後世の模範となるべき言行なればなり、

第五項 聖人は、其命令の外、別に法典編纂の

端緒を開きし事、并に、是によりて、法

典次第に備はりし事、及び法典の名

稱にも、命令と云ふ語の意義の語を

襲用せし事を述べ、

所謂聖人の法律は、一は、聖人の命令なる事、前既に説く所の如し、されど、時勢漸く進むに従ひて、臨時の命令は、以て天下萬機を處決するに足らず、是に於て、人為の法律即ち人定法の必要始めて起り、法典編纂の業、茲に開創せらるゝに至れり、而して、法典編纂の業は、何れの時に其緒を開きしか、書史以前は、之れを考ふるに由なし、國語四ノ九に『堯能單均刑法以儀民』とあれど、これは、只用刑の事を云ひしに過ぎず、今、支那の古書たる尙書によりて之を按するに、舜の時、始めて刑法の制に就きて、規定す

る所あり、尙書三ノ十八左、三ノ卅『象刑』無刑』の詔等、是なり、唐律疏議一ノ七左の文に、堯舜時、略存、而往、往、深見とありて、疏に、則風俗通所云、皋陶謨、造律、是也とあれど、當時、舜の詔が、直に法律となりしのみにて、皋陶が是により更に律を作りしと云ふは、只想像の臆説に過ぎざり、但し、これ法典にあらず、是を以て、舜帝が、法典編纂の業を遂げたりなど稱し得べきものにあらず、されど左傳、昭公十二年に『王伯之令也』、○註云、言三王引、其封疆、而樹之官、舉之表旗、而著之制、令、過則有刑、猶不可壹、於是乎、虞有三苗、夏有觀扈、商有桀、紂、周有徐奄』とあり、又、同書、昭公六年に『夏有亂政、而作湯刑、周有亂政、而作九刑』、○註云、周之衰、亦爲刑書、謂之九刑』とあり、又、同書、昭公十四年、には『夏書曰、割墨賊殺』、○註云、逸書、皋陶之刑也』とあるによれば、唐虞夏商既に各、刑法の成典たるべき萌芽のみは、之ありしに似たり、

周の興るに及び、周公、最も文事に長じ、上、前代に監み、下、當時の事情を參酌し、以て其制度を定む、孔子曰く、『周監二代』、○夏、郁郁乎文哉、吾從周、一論語三ノ十』と其制度の美、推して知るべし、而して、之を記するものは、尙書の一分、及び周禮、儀禮、禮記の三書、即ち所謂三禮にして、周禮、禮記の二書は、共に漢代の作に係るものと推定せられて、當時の作にはあらずとの事は、前既に説く所の如くなれども、此三禮の淵源の如きは、必

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一三九

すや、周公の筆削若くは其命によりて編纂せる成典に在りしものとせざるを得ず、
果して然らば、支那に於ける法典編纂の事業は、實に、周公の時に始りしものと謂ふ
を得べし、少くとも、予は、道理と事實とに徴して、かく信じて誤なき事を疑はざるな
り、其後、周の穆王の時、司寇呂侯、夏の時の刑法を陳述せし事あり、尙書に載する所の
呂刑一篇是なり呂刑一に甫刑と云ふ、呂侯後甫侯たる故、孔穎達は、之を稱して『呂刑陳
刑告王亦誥也』と云へり、尙書二ノ二されど、其呂侯の之を陳述せし顛末と、其成文と
を觀れば、略ぼ、法典編纂の事業と見らるゝの價あり、既にして、周の厲王、政を失ひ、周
室一時共和の政體を建つ、其後周室更に衰へ、諸侯皆各法律を設けて、其國を治めむ
事を期せし如し、楚の文王は、僂國の法を作り左傳四十四ノ三左昭公七年楚子之爲
令尹也爲王旌以田、中略無字辭曰天子
經略、諸侯正封、古之制也、封略之內何非君土、食土之毛、誰非君臣、故詩曰、普天之下莫非土、土、非
土之濱莫非王臣、天有十日、人有十等、中略、周文王之法曰、有亡荒國、所以得天下也、吾先君文王
作僂國之法、杜預註云、僂國刑書名、曰盜、所、隱、與、盜、同、罪、以、封、汝、也、若、從、有、司、是、無、所、執、逃
臣也、逃而舍之、是無陪臺也、王事無乃、周平、晉武王數封之罪、以告諸侯曰、紂爲天下進逃、去、卒、四
載、故夫致死焉、君王始求諸侯、而則紂、無乃不可乎、若以三文之法、取之、盜有所在矣、王曰、取而、鄭
臣以律、盜有能、米可得也、遂赦之とあり、又、僂國の事、段註、說文表五ノ十八左に器刑とあり、鄭
の宰相子産は、刑書を鼎に鑄附け書叔向使給子産書曰、始吾有虞於子、今則己矣、昔先王
曠、事以制、不爲刑辟、懼、民之有爭心也、病不可禁、禦、是故、開之、以、義、糾之、以、政、行之以禮、守之以信、
率之以仁、制爲職位、以勸其從、嚴、斷刑罰、以威其淫、懼其未也、故、誨之以忠、警之以行、教之以務、使

之、以、和、遠之、以、敬、泄之、以、煩、斷之、以、剛、猶、求、聖、哲之上、明、察之、官、忠、信之、長、慈、惠之、師、民、於是乎可
任、使、也、而、不、生、禍、亂、民、知、有、辟、則、不、思、於、上、位、有、爭、心、以、微、於、書、而、微、幸、以、成、之、弗、可、爲、矣、夏、有、亂
政、而、作、禹、刑、商、有、亂、政、而、作、湯、刑、周、有、亂、政、而、作、九、刑、三、辟、之、典、皆、叔、世、也、今、昔、子、相、鄰、國、作、封、漁
立、勝、政、制、參、辟、鑄、刑、書、將、以、靖、民、不、亦、難、乎、詩曰、儀、式、刑、文、王、之、德、日、靖、四、方、又、曰、儀、刑、文、王、萬、邦
作、孚、如、是、何、辟、之、有、民、知、爭、端、矣、將、聚、禮、而、微、於、書、雖、刀、之、末、將、盡、爭、之、亂、獄、盜、賄、賂、竝、行、終、子
之、世、鄰、其、敗、乎、辟、開、之、國、將、亡、必、多、制、其、此、之、謂、乎、復、書曰、若、昔、子、之、首、僂、不、才、不、能、及、子、孫、昔、以
教、世、也、既、不、承、命、敢、忘、大、惡、士、文、伯、曰、火、見、鄰、其、火、乎、火、未、
出、而、作、火、以、鑄、刑、器、職、爭、辟、焉、火、如、象、之、不、火、何、爲、とあり、
更、に、之、を、鼎、に、鑄、附、け、たり、
晉、其、亡、乎、失、其、度、矣、夫、晉、國、將、守、唐、叔、之、所、受、法、度、以、經、緯、其、民、卿、大夫、以、序、守、之、民、是、以、能、尊、其、
貴、貴、是、以、能、守、其、業、業、以、不、怠、所、謂、度、也、文、公、是、以、作、執、秩、之、官、爲、禮、之、法、以、爲、盟、主、今、喪、是、度、
也、而、爲、刑、罪、民、在、罪、矣、何、以、尊、貴、貴、何、業、之、守、貴、賤、無、序、何、以、爲、國、且、夫、宣、子、之、刑、吏、之、寬、也、晉、國
之、亂、制、也、若、之、何、以、爲、法、蔡、史、墨、曰、范、氏、中、行、氏、其、亡、乎、中、行、寅、爲、下、卿、而、干、上、令、擅、作、刑、器、以、爲、
國、法、是、法、姦、也、又、加、范、氏、形、易、之、亡、也、其、及、趙、然、れ、ど、も、此、等、の、業、は、實、に、瑣、々、たる、一、小、事、に
氏、趙、孟、與、焉、然、不、得、已、若、德、可、以、免、とあり、
屬、し、法、典、編、纂、な、ど、稱、す、べき、もの、に、あ、ら、ざる、なり、況、や、子、産、の、如、き、は、只、舊、來、の、刑、法
を、鼎、に、鑄、附、け、し、の、み、に、て、新、に、刑、法、を、作、り、し、に、も、あ、ら、ざる、に、於、て、を、や、
此、時、に、當、り、魯、の、孔、子、孔子は、史記孔子世家によれば、魯襄公二十二年に生れ、哀公十六年
に卒し、年七十三と云ふ、故に上の楚文王、并に鄭子産の代と孔子の
同時、に、當、る、堯、舜、禹、湯、文、武、周、公、の、法、を、以、て、眞、の、法、律、と、な、し、古、書、を、温、ね、て、尙、書、の、編
纂、を、な、せ、り、而、し、て、尙、書、の、編、纂、は、法、典、編、纂、の、事、業、と、云、ふ、を、得、べき、や、否、や、蓋、し、所、謂
第五、章、
法律、は、天、道、に、一、致、する、もの、なり、との、観、念、より、聖、人、の、命、令、并、に、其、制、定、せる、法、
律、は、直、に、其、理、想、的、法、律、と、して、認、め、ら、るゝ、に、至、り、し、事、を、論、ず、
一、四、一

法典編纂と云ふ事の性質は其手續が主権者の命によりて、新に編纂の業を興し、若くは主権者が成書を承認する。學者の著書又は習慣及び判決に在るものなれば、孔子の尙書編纂の如きは、果して之に當るや、甚だ疑はしき問題なりと云へども、予は、孔子が、素王の志を有して、一は周室再興擁護の爲め、一は天下後世の爲めに奮起して、著手せられし尙書編纂の事業は、直接に主権者の命によりて興したる法典編纂の事業と異なる所なきのみならず、其尙書は、果して天下後世の主権者に是認せられて、萬世不易の法律として、後代法律の模範となり、又直に時として其文が法律として用ゐられたる。此後文は、法に詳なりを觀れば、孔子の尙書編纂の業は、確に之を支那に於ける法典編纂の業と稱するの價値あるが如きを信ず、而して、又、其體裁、今日の獨佛日本等の法典の如くに、憲法刑法民法商法民刑訴訟法等の如き區別之なく、其内容は、歴史哲學格言法律等種々の事項を含みて、極めて混沌たる形を存すといへども、これ、時勢の然らしむる所にして、未だ之によりて、法典たるの資格なしと云ふべからず、何となれば、古代に於ける印度若くは羅馬の諸法典の如きも、其内容は甚だ雜駁にして、彼此相類似する所なきにしもあらざればなり。

戰國の時に至り、魏の文侯魏文侯は、史記十五ノ七左六國表二よれば、其師李悝、悝は、字、周威烈王二年史記十五ノ七左六國表二よれば、在位三十八年なりに生れ、在位三十八年なり、其師李悝、悝は、字悝は、字、韓非子九ノ十五左傳三、及び十一ノ廿三左傳六に、李悝の國民訓練法を記せり、史記の李悝悝は、字、の地力之教の事と參照すべし、漢書に、李悝をして、法律を編纂せしむ、其編纂の法は、當時に於ける諸侯の法律を集め、之を折衷して、其粹を採りしものにして、其成る所、總計六籍にして、法經と稱せしと云ふ、晉書三十刑法志ノ九右に、魏明帝改士庶罰金之令、男聽承用秦漢舊律、其文起自魏文侯、師李悝、悝撰次諸國法、著法經、以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊、盜賊須劾捕、故著捕二篇、其輕狡越城博戲、假不取、淫淫、以爲雜律一篇、又以其律具其加減、是故所著六篇而已、然皆即名之制也、又、唐律疏議、進律疏表ノ四右の疏に、魏文侯師於李悝、集諸國刑典、造法經六篇、一盜法、二賊法、三囚法、四捕法、五雜法、六具法、又漢相蕭何更加三遺戶與厥三、當時、刑名の學大に興り、韓國には、刑名家申子を用ゐ、史記九章之律、是爲九法、とあり、漢書九章之律、是爲九法、とあり、秦の孝公は、公孫鞅、鞅は、後、に商に封す、を用ゐ、變法の六十三ノ四右、老莊申韓傳、韓非子九、秦の孝公は、公孫鞅、鞅は、後、に商に封す、鞅は、後、に商に封す、を用ゐ、變法の令を定め、多く酷刑を作る、史記六十八商君傳、井に、漢書刑故に、秦の天下を得るや、蓋し其遺法を襲ぐ所多かりし如し、漢書刑法志九右、漢の興るや、高祖關中に入りて、先づ法三章を約す、漢書一下ノ十七右高祖十三、然れども、これ、天下を經紀するの綱維たる能はず、由て、一統の後、蕭何をして、先づ刑法を修めしめ、之を九章の法と云ふ、漢書九十三刑法志に云く、漢興、高祖初入關、約法三章、曰、殺人者死、傷人及盜、抵罪、罰創、煩苛、兆民大說、

其後四夷未附、兵革未息、三章之法、不足以禦姦、於是相國蕭何、擲秦法、取其宜於時者、作律九章、爾來、漢にありては、歷世、法律を改良増修す、是に於て、支那法典の基礎始めて定り、其功業、上世に軼ぎ、後世を照せり、晉書刑法志九三ノに其要領を記す、云く、
「惟懼次諸國、法、著、法、經、中、商君受之以相秦、漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益、事、律、則、刑、月、三、篇、合、爲、九、篇、叔孫通、益、律、所、不、及、傍、章、十、八、篇、張、湯、越、宮、律、二、十、七、篇、趙、禹、朝、律、六、篇、合、六、十、篇、又、漢、時、決、事、集、爲、令、甲、以、下、三、百、餘、篇、及、司、徒、鮑、公、暉、嫁、娶、辭、訟、決、爲、法、比、都、目、凡、九、百、六、卷、世、有、增、損、率、皆、集、類、爲、篇、結、事、爲、章、一、章、之、中、或、事、過、數、十、事、類、雖、同、輕、重、乖、異、而、通、條、連、句、上、下、相、蒙、雖、大、體、異、篇、實、相、採、入、盜、律、有、賊、傷、之、例、賊、律、有、盜、章、之、文、與、律、有、上、獄、之、法、厥、律、有、逮、捕、之、事、若、此、之、比、錯、糅、無、常、後、人、生、意、各、爲、章、句、叔、孫、宣、郭、令、卿、馬、融、鄭、玄、諸、儒、章、句、十、有、餘、家、數、十、萬、言、凡、斷、罪、所、當、由、用、者、合、二、萬、六、千、二、百、七、十、二、條、七、百、七、十、三、萬、二、千、二、百、餘、言、言、數、益、繁、覽、者、益、難、天、子、於、是、下、詔、但、用、鄭、氏、章、句、不、得、雜、用、餘、家、」

此より前、凡そ法律に二種の別ありき、第一は教令 (Instruction and Command) にして、第二は刑法なりき、即ち、鹽鐵論十四左に「文學曰、春夏生長、聖人象而爲令、秋冬殺藏、聖

人則而爲法、故令者教也、所以導民人、法者刑罰也、所以禁強暴也」とある、令と法とは是なり、而して、古代に在りては、大抵、此二者を混じて、法令、法制、法則、制度など云ひしも、刑法を云ふ時には、特に、刑、又は、法、又は、律など云ひし如し、實例、各處に散見す、今類は、既往の法典、周禮、尙書の如きは、共に其内容に、此二者を包含せり、而して、夏の時に至りては、既に二者分離して存立せしもの、如くに見ゆ、即ち、呂刑は、尙書十九ノ二十に「呂命穆王訓、夏、贖刑、作、呂刑」とありて、呂刑は、夏の刑法の成典によりしもの、如く、而して、此他に、令と云ふものも亦之ありし如し、即ち、國語左ノ十一に「定王使單襄公聘於宋、略、單子歸告王曰、陳侯不有大咎、國必亡、王曰、何故、對曰、略、故、夏、令、曰、九、月、除、道、十、月、成、梁、其、時、儆、曰、收、而、場、功、待、而、樹、擗、營、室、之、中、土、功、其、始、火、之、初、見、期、於、司、里、此、先、王、之、所、以、不、用、財、賄、而、廣、施、德、於、天、下、者、也」とあるを見て、察すべし、周に至りては、制度完備し、教令、刑法の成典、分離して存せしや疑なし、周禮二右ノに「大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦國」とある、六典は、治典、教典、禮典、政典、刑典、事典にして、各典皆蓋し多少成文の法律あり、之によりて事を處せしならむ然れども、當時、私法に關する、觀念、未だ發達せずして、法律は皆大官の小官に對し、上官衙の下官衙に對し、治者の被治者に對

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一四五
 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

して、教令を發し、若し違ふ時は、之を罰すと云ふ意義を含むものより外、之なきが故に、教令と刑罰とは、必ず相伴ふものにして、法律は、皆必ず實際上にては、此二者を併せて含有する例なりき、即ち、周禮十二ノ右大宰の職掌中に「正月之吉、始和、布治于邦國、都鄙、乃縣治象之法于象魏、使萬民觀治象、挾日而歛之」とあり、又、小宰の職掌十三ノ左に「正歲、帥治官之屬、而觀治象之法、狗以木鐸曰、不用濃者、國有常刑、乃退以宮刑、憲禁于王宮、令于百官府曰、各修乃職、改乃瀆、待乃事、以聽王命、其有不共、則國有大刑」と、又、次に「宰夫之職、掌治朝之灋、以正王及三公六卿大夫群吏之位、掌其禁令」とありて、皆教令と刑法との相關聯せる事を證せり、此故に、蓋し、教令と刑法とを區別するの觀念は、甚だ薄く、隨て、周代にありても、法典上に、明確に此兩者を區別する事はなかりしもの、如く見ゆ、

漢に至りては、法制漸く整ひしを以て、此二者を分つの觀念を生せしならむと思はるるも、然らず、却て、全く之を混同し、二者を合せて、之を令、又は律と云へるに似たり、漢書刑志法に「及至孝武即位、外事四夷之功、內盛百日之好、徵發煩數、百姓貧耗、窮民犯法、酷吏擊斷、姦軌不勝、略中其後、姦猾巧法、轉相比況、禁罔寢密、律令凡三百五十九章、大辟

四百九條、千八百八十二事、死罪決事、比萬三千四百七十二事」とある律令の如き、史記杜周傳 百二十二ノ十に「周曰、三尺安出哉、前主所是、著為律、後主所是、疏為令、當時為是、何古之法乎」の律令の如き、若くは、鹽鐵論十一ノ左に「文學曰、略中其後、姦猾巧法、轉相比況、禁罔寢密、律令百有餘篇、文章繁、罪名重云々」とある律令の如きは、皆單に各一箇の文學的文章の語なれば、證とするに足らざれども、漢書右平帝 十二ノ五に「元始四年、春正月、郊祀高祖、以配天、宗祀孝文、以配上帝、故股紹嘉、公曰、宋公、周承休、公曰、鄭公、謂曰、蓋夫婦正、則父子親、人倫定矣、前詔有司、復貞婦、歸女、徒誠欲以防邪辟、全貞信、及賤悼之人、刑罰所不加、聖王之所制也、惟苛暴吏、多拘繫犯法者、親屬婦女、老弱、搆怨、傷化、百姓苦之、其明救百寮、婦女、非身犯法、及男子年八十以上、七歲以下、家非坐不道、詔所名捕、它皆無得繫、其當驗者、即驗問定著令、後漢書三ノ十八 右章帝元和二年正月の詔とあるは、即ち刑法の事にして、又漢書八ノ九 地節四年の詔に「令甲、死者不可生、刑者不可息、此先帝之所重、而吏未稱、今繫者、或以掠奪、若飢寒、瘦死獄中、何用心逆人道也、朕甚痛之、其令郡國歲上繫囚、以掠管若瘦死者、所坐名縣、爵里」とあるも、亦、即ち刑法を令と云ふ證にして、唐律疏議七ノ左に「律、增甲乙之科、目正澆俗、禮崇升降之制、目拯頽風、前漢宣帝曰、令甲、死者不可

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一四七
律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

復生刑者不可復息息生長也甲令第一乙令第二也」と云へるをも思ふべし而して其令には甲乙丙等の區別ある事上文引く所の如し令の甲乙丙の差は漢書令甲の條の註に「如淳曰令有先後故有令甲令乙令丙師古曰淳說是也甲乙者若今之第一第二篇耳」とあり晉書三十ノ十一有刑法志に四律有許傷生死令景有許以て略ぼ其狀を知

るべしされど後漢の許慎の説文解字に引用せられて殘存する所の律令の文と云ふものを見る時は漢の時既に兩者の分離せる如き貌もあるなり即ち其文は同書八上ノ内漢ノ十條に漢令解衣而耕謂之糞从衣設聲」とあり又同書右十三ノ十に詳籍文續从幸省楊雄目爲漢律祠宗廟丹書告也繡綺絲之數也漢律曰綺絲數謂之純布謂之總綬組謂之首」とある是なり漢の後に至りては兩者の分離せること素より論なし爾來或は律と令とを科令と云ひし例もあれど魏書二十一ノ三十三右劉劭傳に明帝即位(中略)徵拜騎都尉與議郎度疑荷誅等定科令作新律十凡そ成文の法典は律と令との名遂に定稱となれるが如し而して遂次多少の沿革を経て唐に至りては制令格式の四種となれり唐六典三左ノ郎中員外郎掌貳尚書侍郎舉其典憲而辨其輕重凡文法に○予按するに漢書刑法志十二左能分明云々とある文は即ち文法ならむ又日本にても法律を文法と云へり王生官務家の文書(國史大系十二所收續左丞抄三ノ千五百十一頁)に關詒律云(中略)以前兩條文法之所及注

送如此之有名有四一曰律二曰令三曰格四曰式とあるもの是なり但し唐にては格に二種あり唐律疏議三十ノ三左斷獄に諸制數斷罪臨時處分不爲永格者不得引爲後比若引致罪有出入者以故失論疏議曰事有時宜故人主權斷制數量情處分不爲永格者不得引爲後比若其失引致罪有出入者以故失論謂故引有出入各得下條故出四者の區別は唐六典八左ノ凡律以正刑定罪令以設範立制格以禁違正邪式以軌物程事」とあり又唐書十五六ノ右に「唐之刑書有四曰律令格式令者尊卑貴賤之等數國家之制度也格者百官有刑志司之所常行之事也式者其所常守之法也凡邦國之政必從事於此三者其有所違及人之爲惡而入于罪戾者一斷以律」と云ひ又日本の書なれども藤原冬嗣の類聚三代格の序には「蓋聞律以懲肅爲宗令以勸誠爲本格則量時立制式則補闕拾遺」と云へり此可なり式の解は唐六典の既可なり此後宋元明を経て清に至り法典完備し法律は律令格式の外尙ほ多くの目を生ずるに至れり事は他日を待て詳述すべし

第六項上

聖人の法の美なる事を述べ併せて

孔孟學派の法治家に對する態度を

述べ

聖人の徳は天道に一致す故に其命令并に其立案に成れる法律は天道と同じく善

第五章

法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一四九
律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

にして支那固有の法律と云ふ語の意義に適ふものと思考せられてある事は、前既に説く所の如し、これ蓋し、聖人なるもの、其平常の用意と主義とは、天意に契合する所の善徳を以て、天下を化育即ち教育するに在りて、刑法は、只國家の治安、蒼生の害惡をなす所の不逞無道の賊徒を懲罰する爲に、已むを得ずして設けたる具なるに過ぎずして、其仁慈、天地化育の徳と同じとの思想ありしに由ればなり、即ち、帝堯の徳は、『允恭克讓、光被四表、格于上下、克明俊德、以親九族、九族既睦、平章百姓、百姓昭明、協和萬邦、黎民於變時雍、尚書二』と云ふ如くにして、舜の徳は、『協于帝、濬哲文明、溫恭允塞、玄德升聞、乃命以位、慎徽五典、五典克從、納于百揆、百揆時敘、賓于四門、四門穆穆、納于大麓、烈風雷雨弗迷、帝曰、格汝舜、詢事考言、乃言底可、績三載、汝陟帝位、舜讓于德、弗嗣、正月上日、受終于文祖、在璿璣玉衡、以齊七政、肆類于上帝、禋于六宗、望于山川、禘于羣神、輯五瑞、既月、乃日觀、四岳羣牧、班瑞于羣后、尚書三』と云ふ如くにして、大禹の徳は、『敷于四海、祗承于帝、曰、后克艱厥后、臣克艱厥臣、政乃乂、黎民敏徳、帝曰、兪、允若茲、嘉言罔攸伏、野無遺賢、萬邦咸寧、尚書四』と云ふ如くにして、商周聖人の徳も、亦乃武乃文、皇天眷命、奄有四海、爲天下君、尚書四』と云ふ如くにして、商周聖人の徳も、亦

尙書毛詩の間に見え、皆徳を主として刑を次とするの主義を執りしによるを以てなり、尙書四ノ九右に載する帝舜の詔に、『帝曰、皐陶、惟茲或于予正、汝作士、明于五刑、以弼五教、期于予治、刑期于無刑、民協于中、時乃功、懋哉』とあるは、正に其精神の所在にして、當時、四罪して天下治まる四罪の事尙書三ノ十九右舜典に見ゆと云ふ事と、共に聖人治國の法として、後世、東洋爲政家の模範として尊崇せし所なり、是を以て論語右ノ二には、『子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥、道之以徳、齊之以禮、有恥且格』とありて、疏に、法教は、法制と教命との二とせり、又、『云ひ、教化を蔑にして、政刑を主とするは、聖人の旨にあり、包日、徳、刑、道徳とあり、』と云ひ、論語左ノ九に、『子曰、聽訟吾猶人也、必也使無訟乎』と云へり、家語七右らざるを云ひ、論語左ノ九に、『子曰、聽訟吾猶人也、必也使無訟乎』と云へり、家語七右五刑には、『冉有問於孔子曰、古者三皇五帝、不用五刑、信乎、孔子曰、聖人之設防、貴其不犯也、制五刑而不用、所以爲至治也』と、同書左ノ十に、『仲弓問於孔子曰、雍聞、至刑無所用、政、至政無所用、刑、至刑無所用、政、桀紂之世是也、至政無所用、刑、成康之世是也、信乎、孔子曰、聖人之治化也、必刑政相參焉』と云ふ文あるを見る、墨子三ノ五左に、『則天下之正長猶未廢乎天下也、而天下之所以亂者、何故之也、子墨子曰、方今之時、之以正長、則本與古者異矣、譬之若、有苗之以五刑、然昔者聖王制爲五刑、以治天下、逮至有苗之制五刑、以

亂天下則此豈刑不善哉。用刑則不善也。是以先王之書呂刑之道曰：苗民否用，隳折則刑，唯作五殺之刑。曰：法則此言善。用刑者以治民，不善用刑者以為五殺。則此豈刑不善哉。用上聖人既竭目力焉，繼之以規矩準繩，以為方員平直，不可勝用也。』と云へり。これ聖人の天下を治むるや、先づ其天意と同一なりと信せらるゝ所の聖人の心力を竭し、之に加ふるに、規矩準繩即ち法を以てする事を云へるものにして、又孟子二十三上心十に『孟子曰、仁言不如仁聲之入人深、善政不如善教之得民也』とあると同一義なり。即ち孔孟の所謂聖人の法は、教訓を本として、制裁を次とせるものなれば、其狀宛も春日の温和にして能く萬物の發育を助くるが如き觀ありき。されば、其模範後世に傳はりて、一定不易の法則となり、毛詩六十九ノ二には『儀式刑文王之典、日靖四方云々』と見え、荀子左榮辱には『夫天生蒸民、有以所以取之、志意致脩、德行致厚、智慮致明、是天子之所以取天下也。政令法、舉措時、聽斷公、上則能順天子之命、下則能保百姓、是諸侯之所以取國家也。志行脩、臨官治、上則能順上、下則能保職、是士大夫之所以取田邑也。脩法則度量、刑辟圖籍、不知其義、謹守其數、慎不敢損益也。父子相傳、以持王公、是故三代雖凶治。

法猶存。是官人百吏之所以取祿秩也。孝悌原慈、勸錄疾力、以敦比其事業、而不敢怠傲。是庶人之所以取煖衣飽食、長生久視、以免於刑戮也。』とあり、國語六ノ三には『管子對曰、昔先王昭王穆王世法、文武遠績、以成名』とありて、漢に至りては、其法律の主義、全く之を此に執り、秦の法治主義を打破し盡して、周末以來、塗炭に苦みし、支那億萬の蒼生に、一時の休養を與へたるを見る、而して、其狀態は、今此に詳述するを得ず。と雖ども、漢書五ノ八に『後三年春二月、贊曰、孔子稱、斯民三代之所以直道而行也。信哉、周秦之敝、閉密文峻、而姦軌不勝、漢興、掃除煩苛、與民休息、至于孝文、加之以恭儉、孝景遵業、五六十載之間、至於移風易俗、黎民醇厚、周云成康、漢言文景、美矣』とあるもの、即ち其一斑にして、隨て、司馬遷は、史記百二十二ノ一に『孔子曰、導之以政、齊之以刑、民免而無恥、導之以德、齊之以禮、有恥且格、老氏稱、上德不德、是以有德、下德不德、是以無德、法令滋章、盜賊多有、太史公曰、信哉、是言也。法令者治之具、而非治之源也。昔天下之網密矣、然姦偽萌起、其極也、上下相通、至於不振』と云ひ、桓寬は、鹽鐵論左中解六に『文學曰、法能刑人、而不能使人廉、能殺人、而不能使人仁』○中所貴良吏者、貴其絕惡於未萌、使之不為非、非貴其拘之囹圄而刑殺之也』と云ひ、楊雄は、揚子法言六ノ二に『或曰、人君不可不學律令、曰、君

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一五三
 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

子爲國張其綱紀、謹其教化、導之以仁、則下不相賊、菴之以廉、則下不相盜、臨之以正、則下不相詐、修之以禮義、則下多德讓、此君子所當學也、如有犯法、則司獄在、或苦亂、曰綱紀、曰惡、在於綱紀、曰大作綱、小作紀、如綱不綱、紀不紀、雖有羅網、惡得一目而正諸、と云ひて、暗に所謂聖人治法の主義を稱揚せり、是故に、刑名法術の士の法の如きは、却て儒派の人よりは、眞の法にあらずとして斥非せらるゝに至れるを見る、即ち、是より前、荀子十五ノ五に既に「慎子蔽於法而不知賢」と云ひしが、慎子は黄老に本づ、是に至て、淮南王は、淮南子十三ノ 汜論訓に「故法制禮義者治人之具也、而非所以爲治也、○注云、有法爲治之基、耳、非所以爲治、治在其人之徳と、されど、惟、と云ひ、楊子法言三ノ十には「或曰、申韓之法、非、法歟、曰、法者、謂唐虞成周之法也、如申韓、如申韓、莊周申韓、不乖寡聖人、而漸諸篇、則顔氏之子、閔氏之孫、其如台」と云ひ、又、同書右同、道には「或曰、太上無法而治、非所以爲治也、曰、鴻荒之世、聖人惡之、是以法始乎伏羲、而成乎堯、匪伏羲、堯禮義、哨哨、聖人不取也」と云ひ、又、同書四右、取見には「秦之有司、負秦之法度、秦之法度、負聖人之法度、秦弘、遠天地之道、而天地違秦、亦弘矣」とも云ひ、而して稍後世の書なれども、唐書百十二ノには「疏、字茂貞、○中拜監察御史、景雲初上言、國安危在於政、政以法、暫安焉、必危、以德始不

足らずと稱せり、

便焉終治、夫法者、智也、徳者、道也、智、權宜也、道、可以久大也、故以智治國、國之賊、不以智治、國、國之福」とまで云ひて、聖人の法ならでは、眞の法にあらず、而して國家を治むるに足らずと稱せり、

第六項中 孔孟并に其學派の主義の關點

孔孟儒派の主義は、堯舜周湯文武周公の遺法を遵守し、道徳を以て天下を治めむとするに在り、穂積博士先生名が常に「支那に於ては、法律は獨立存在を有するものにあらずして、道徳を補ふ爲に設けたるものなり、即ち、補充的存在を有せしものなり、道徳殊に社會的道徳の形をなしたるものを禮と云ひ、禮によりて導く事能はざるものを、法を以て之を制す」と云ふ事を云はれ、而して「これ即ち法律進化の順序なり」と云はるゝは、蓋し此事を指せるものならむ、是故に、予の觀る所によれば、孔孟の學說には、二箇の弊害の伴生せるあり、即ち、第一は保守主義の弊にして、第二は箇人主義の弊なり、而して、保守主義は、支那古來の習風にして、毛詩二十ノ一の序に「駟頌僖公也、僖公能遵伯禽之法、儉以足用、寬以愛民、務農重穀、牧于坰野、魯人尊之、於是季孫行父請命于周、而史克作是頌」とあるは、古法を墨守するものを頌するの言にして、

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一五五
 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

禮記曲禮下八左に「君子行禮不求變俗祭祀之禮居喪之服哭泣之位皆如其國之故謹修其法而審行之」とあり又同書左曲禮下九に「醫不三世不服其藥」とある如き類枚擧すべからず然るに孔孟は當時天下の大勢大に變ずるを知りながら尙且道德主義を以て政治法律の主義とせむとせしは稍誤れる所なきにあらざるものゝ如し而して孔子が當時支那國內到る所法典を制し法律を公布するの必要を認めし場合なるに抱はらず論語右泰伯に「子曰民可使由之不可使知之」と云ひて論語六ノ十右中人なり法略ば老子上ノ十一が「聖人之治虛其心實其腹弱其志強其骨常使民無知無欲使夫知者不敢爲也爲無爲則無不治」と云へる理想時代の治法に似たる如き言をなし、如きは迂遠の極にして之を教育上并に道德上より觀るも亦全く取るに足らざる教訓にして道德主義の弊と云はざるを得ず何となれば周の時は既に明に一般に成晋書刑法志廿五右の文をも見るべし其文に云く上古職事以制不爲刑辟夏殷及周而して書法象魏三代之君齊聖然成典當之妙鑿而任微文之直準非聖有殊所遇異也と此道德主義は箇人の情愛道理の本づかすして感を主とするより自ら國家の秩序を顧みざる弊あり即ち論語左十三ノ九に「葉公語孔子曰吾黨有直躬者其父攘羊而子證之孔子曰吾黨之直者異於是父爲子隱子爲父隱直在其中矣」とある類にして孟子三

右心九に舜にして其父刑に觸れなば天子の位を棄て之を負うて奔り隠れむと云ふ事あるも同一義なり孟子九上ノ十一左の疑の弟これ豈に箇人の私情によりて國家の公益を破るものにあらずや而してこは蓋し禮記六ノ三右に「事親有隱而無犯左右就養無方服勤至死致喪三年事君有犯而無隱左右就養有方服勤至死方喪三年事師無犯無隱左右就養無方服勤至死心喪三年」とある法則と同一のものにして堯典尚書二に堯が「克明俊德以勗九族」と云ふ事を人間最上の道德とせる思想と相關聯せるものなり孔子家語右刑政十一に「聽訟の原則を掲げて孔子曰凡聽五刑之訟必原父子之情立君臣之義以權之意論輕重之序慎測淺深之量以別之」と云へる思想も同一なり而してこれ又孔子が門人子路の醜にせられしを聞きて自家の醜を覆し事禮記六ノ十と孟子が齊の宣王の屠牛を見て之を憐むを是とせし事孟子四左梁と其動機を一にせるものにして素より一は支那の家族制度の思想と相伴ふものなるべしといへども抑も支那の道德に於て古來尊重する所の情愛主義に淵源する所多しと云はざるべからず而して其結果は支那に於ける箇人主義の傾向をして一層甚しからしむる弊なしとせざらむや

法律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

第六項下 法治家の現出せる理由

社會は有機體なり、進化發達して、其事情漸く複雑となるに及びては、政治、法律の主義亦之に應じて變化せざるべからざるは、數の親易き所なり、孔孟の賢蓋し全く之を知らざるにあらず、然れども、道德の大本は、必ず萬世不易のものたりとの確信を有し、之を説くに當りては、一步をも其主義を變ずる事なし、是れ、孔孟の當時に容れられざりし所以にして、始めて法治家の現出せる所以なりとす、即ち、法治主義と謂はば、同一の性質を有するものにして、其發生同時に、其弊に刑鼎を鑄し、時子産が、之を難するものに答へて、『若、吾子、向、〇之言、僑、〇名、子産、不才、不能及、子孫、吾以救世也。』左傳四十三ノ二十」と云ひしは、當時、法律公布の極め、必要なる事を示せるものにして、荀子五ノ三に「故法而不議、則法之所不至者必廢、論語註に、議、謂、謂、論、也、雖有法度、而不能、也、」と云へるは、是れ蓋し、當時、國家に法律學研究の必要を唱へしものなり、此他、商子十一ノ右開塞には「聖人不、法、古、不、脩、今、法、古、則、後、於、時、脩、今、則、塞、於、勢、周、不、法、商、夏、不、法、虞、三、代、異、勢、而、皆、可、以、主、故、興、王、有、道、而、持、之、異、理、武、王、逆、取、而、貴、順、爭、天、下、而、上、讓、其、取、之、以、力、持、之、以、義、今、世、疆、國、事、兼、并、弱、國、務、力、守、上、不、及、虞、夏、之、時、下、不、脩、湯、武、之、法、故、萬、乘、莫、不、戰、千、乘、莫、不、守、

此道之塞久矣、而世主莫之能廢也、故三代不、四、非、明、主、莫、有、能、聽、也、古、之、民、樸、以、厚、今、時、民、巧、以、僞、故、效、於、古、者、先、德、而、防、治、於、今、者、前、刑、而、法、此、俗、之、所、惑、也、』と云ひて、古聖人と雖も、必ず時勢に應じて法律を立て、三代必しも同一の法律にあらざりし事を主張して、變法の已むべからざる事を唱へたるが如し、淮南子十三ノ六には、當時の形勢を觀察し、之を批評して謂へらく、「夫、神農、伏羲、不、施、賞、罰、而、民、不、爲、非、然、而、立、政、者、不、能、廢、法、而、治、民、舜、執、于、威、而、服、有、苗、然、而、征、伐、者、不、能、釋、甲、兵、而、制、疆、界、由、此、觀、之、法、度、者、所、以、論、民、俗、而、節、緩、急、也、器、械、者、因、時、變、而、制、宜、適、也、夫、聖、人、作、法、而、萬、物、制、焉、賢、者、立、禮、而、不、肖、者、拘、焉、制、法、之、民、不、可、與、遠、舉、拘、禮、之、人、不、可、使、應、變、耳、不、知、清、濁、之、分、者、不、可、令、調、音、心、不、知、治、亂、之、源、者、不、可、令、制、法、必、有、獨、聞、之、耳、獨、見、之、明、然、後、能、擅、道、而、行、矣、夫、殷、變、夏、周、變、殷、春、秋、變、周、三、代、之、禮、不、同、何、古、之、從、大、人、作、而、弟、子、循、知、法、治、所、由、生、則、應、時、而、變、不、知、法、治、之、源、雖、循、古、終、亂、今、世、之、法、籍、與、時、變、禮、義、與、俗、易、爲、學、者、循、先、襲、業、據、籍、守、舊、教、以、爲、非、此、不、治、是、猶、持、方、柄、而、周、員、鑿、也、欲、得、宜、適、致、固、焉、則、難、矣、今、儒、墨、者、稱、三、代、文、武、而、弗、行、是、言、其、所、不、行、也、非、今、時、之、世、而、弗、改、是、行、其、所、非、也、稱、其、所、是、行、其、所、非、是以、盡、日、極、慮、而、無、益、於、治、勢、形、勢、智、而、無、補、於、主、也、』と、而して、次に、其管子、申子、商子等

第五章 法律は天道に一致するものなりとの觀念より聖人の命令并に其制定せる法 一五九
 律は直に其理想的法律として認めらるゝに至りし事を論ず

の種々の法の出でし所以を説きては、同書九十一略に「齊桓公之時、天子卑弱、諸侯力征、南夷北狄交伐、中國之不絕如綫、齊國之地、東負海而北彰河、地狹田少、而民多、智巧、桓公憂中國之患、苦夷狄之亂、欲以存亡繼絕、崇天子之位、廣文武之業、故管子之書生焉」○中晚世之時、六國諸侯、谿異谷別、水絕山隔、各自治其境內、守其分地、握其權柄、檀其政令、下無方伯、上無天子、力征爭權、勝者爲右、恃連、與國約重致、剖信符、結遠援、以守其國家、持其社稷、故縱橫修短生焉、申子者韓昭釐之佐、韓、晉別國也、地險而介於大國之間、晉國之故禮未滅、韓國之新法重出、先君之令未收、後君之令又下、新故相反、前後相繆、百官背亂、不知所用、故刑名之書生焉、秦國之俗、貪狠強力、寡義而趨利、可威以刑、而不可化以善、可勸以賞、不可厲以名、被險而帶河、四塞以爲固、地利形便、畜積殷富、孝公欲以虎狼之勢而吞諸侯、故商鞅之法生焉」と云へり、

元來、法治家の主義たるや、孔孟の如く、萬世不易の道德の法則を講明し、之を以て、天下後世の模範とするにあらすして、當時の政治社會に貢獻する方法を講明し、之を以て、當時の國家を救はむとするに在るものなるが故に、法治主義の淵源たる管子、并に鄭の子産の治國の法子産の治國の法は左傳に見ゆを首として、韓非子、商子等を觀るも、其

上下の道德に關する意見、并に君主の人民を愛撫する方法に關する意見等、毫も孔子の説と異なるなく、且、立法の根柢は、悉く之を孔孟の尊崇する所の古聖人の法律に取るべしとなせり、即ち、聊か、試に、法治家の中堅たる韓非子の説を擧げむに、韓非子右有度に「故曰、巧匠目意中繩、然必先以規矩爲度、上智提舉中事、必先以先王之法爲比」と云ひ、又、同書八ノ五に「聖王之立法也、其賞足以勸善、其威足以勝暴、其備足以完法」と云ひ、又、同書十四ノ二右に「椎鍛者所以平不夷也、榜桒者所以矯不直也、聖人之爲法也、所以平不夷、矯不直也、淳齒之用、齊也、擗閔王之用、趙也、饑殺主父、此二君者皆不能、用其椎鍛、榜桒、故身死爲戮、而爲天下笑、一日入齊、則獨聞淳齒、而不聞齊王、入趙則獨聞李兌、而不聞趙王、故曰、人主者、不操術、則成勢輕、而臣擅名」とある如くに、必ず、孔孟の所謂古聖人の法を以て其法、法治家の法の基礎と爲せり、而して、只其異なる所は、孔孟の感情に本づける仁愛を廢して、之に代ふるに、道理に本づける仁愛を以てせむとするに在り、換言すれば、政治上には、感情に本づける愛情は、不必要にして、道理に本づける愛情を必要とす、故に、法律を定め、百事其法律に従て事を處斷すべしと云ふに在りき、即ち、韓非子八ノ八に「釋法律、術、心、治、堯不能正一國、去規矩、而妄意

度。奚仲不能成一輪」と云ひ、管子十五ノ七左任法に、聖君任法而不任智、任數而不任說、任公
 而不在私、任大道而不任小物、然後身佚而天下治、失君則不然、
 有に「國無常強、無常弱、奉法者強、則國強、奉法者弱、則國弱」と云ひ、多く、古今の實例を舉
 げて、之を證せり、而して、更に、同書九ノ十一左に「公孫鞅之法也、重輕罪、重罪者人之所
 難犯也、而小過者人之所易去也、使人去其所易、無難其所難、此治之道、夫小過不生、大罪
 不至、是人無罪而亂不生也、一曰、公孫鞅曰、行刑重其輕者、輕者不至、重者不來、是謂以刑
 去刑也、」と云ひ、又、同書外儲說右上十三ノ十三左に「荆莊王有茅門之法、曰、群臣大夫諸公子入朝、馬
 蹄踐霜者、廷理斬其轡、戮其御、於是太子入朝、馬蹄踐霜、廷理斬其轡、戮其御、太子怒、入為
 王泣曰、必為我誅戮、廷理王曰、法者所以敬宗廟、尊社稷、故能立法從令、尊敬社稷者、社稷
 之臣也、焉可誅也、夫犯法廢令、不尊敬社稷者、是臣乘君、而下尙我、也、臣乘君、則主失威、下
 尙按則上位危、威失位危、社稷不守、吾將何以遺子孫、於是太子乃還走、避舍露宿三日、北
 面再拜、請死罪、一日、楚王急召太子、楚國法、車不得至於節門、天雨、廷中有潦、太子遂馳車
 至於節門、廷理曰、車不得至於節門、非法也、太子曰、王召急、不得須、無潦、遂驅之、廷理舉受而
 擊其馬、敗其軛、太子入為王泣曰、廷中多潦、驅車至節門、廷理曰、非法也、舉受擊臣馬、敗臣

軛、王必誅之、王曰、前有老主而不踰、後有儲主而不屬、是真吾守法之臣也、乃益爵二級、而
 開後門出太子、勿復過」と云へる類是なり、而して、此主義たるや、孔子といへども、必し
 も絶對的に之を非認せずして、其實は、當世に於ては、もはや此より外如何ともすべ
 からずと思ひしもの、如し、即ち、論語右八ノ十七には、管仲の行爲を誹りてあれど、別
 に、又、論語五ノ十右公治長、及び十二左憲問、に、管仲と子産とを併せ稱し、殊に、管仲をば「微管
 仲、吾其被髮左衽矣」とまで云へるを見るなり、然りとはいへども、儒派の主として法治
 派を攻むる所以は、只、法治派にありては、立法の精神が、常にかくの如き、人情破壊の
 元素を含む點にあるを惡むに出づるもの、如し、

第六章 支那に於て、聖人の命令、並に其制定せ

る法律が、支那の理想的法律として用
 らるゝ結果、普通凡庸の主權者の命
 令、並に其制定せる法律が、亦之に準ぜ
 らるゝに至りし事を論ず、

第六章支那に於て聖人の命令并に其制定せる法律が支那の理想的法律として用ゐらるゝ結果普通凡庸の主權者の命令并に其制定せる法律が亦之に準せらるゝに至りし事を論ず 一六三

支那の古代に於ては、法律とは、天道に一致して、必ず善なるものなりとの思想を抱有せる事、既に説く所の如し、而して、聖人は、其徳、天道と同じきものなるが故に、其言行、亦天道と同じく、必ず善なるものなりとの信仰より、其命令は、天道と同じく、天下後世を心服せしむるに足るべき支那固有の法律と云ふ語の意義に適ひたる法律として世に行はるゝに至りし事も、亦既に述ぶる所の如し、然るに、普通の君主に在りては、其徳素より聖人に及ばざれば、隨て、其命令、並に其制定せる法律は、必しも善なるものにあらず、是を以て、其命令若くは法律が、皆人心を悦服せしむるに足るべき支那固有の法律と云ふ語の意義に適ひたる法律として、天下に行はるべき性質のものにあらず、抑も、其君主たるや、聖人の子孫、若くは遠裔にして、其餘鑑を藉りて、天下に蒞み、左傳廿六年、成公八年、三代之命王、皆數百年保天之職、夫豈無辟王、朝前君、以死也、とあり、政刑兵馬の大權を掌握するが故に、其命令若くは法律は、十分の權力を具へて、法律としての外形上の資格に於ては、一も缺くる所なきが故に、其性質の甚だ不良なるものに在りても、亦能く天下を強制して、之に従はしむるを得て、法律たるの効力を収むる例なりしが如し、しかしながら、かくの如き法律は、支那に在りては、絶對に民心の承服せざる所

にして、其度を重ぬる事多ければ、必ず革命を生ずるに至るの例なりき、而して、支那に在りては、此惡法に對して、之を救済し、以て、其法律と云ふ語の固有の意義なる中正平均を維持する方法、素より亦之なきにはあらざりき、正に、次章に詳述すべし、

第七章 支那に於て、人爲法律の闕點を救済する方法

第一項 序説

人爲法律に闕點ある事は、何れの國、何れの時代にも免れざる事なり、殊に、支那の如き、君主專政の政體の常として、暗君庸主の命令も、亦能く法律たるの國に在りては、法律の闕點、實に一にあらざるべし、而して、獨り中正平均の理想に適ひたる法律を以て、眞の法律と認むる所の支那人民の思想に於ては、かくの如き、人爲法律の闕點に對し、甘んじて之に服するを得ず、是に於て乎、其匡濟の方法として、立法制度、若くは司法制度の上に於て、種々の組織の行はるゝを見る、即ち、予輩は、夙に、所謂(一)慣習法(Customary law)(二)學者の制裁(Sanction of scholar)(三)自然法(Natural Law)(四)衡平法(Equity)

等の支那に於て、盛に行はれたる事蹟あるを見る事を得るなり、

第二項 慣習法

支那に於て、人為法律の闕點を救済する方法は、天道と、聖人の法との二者にして、此二者の同一なる事は、前既に説く所なり、而して、蓋し所謂人民の總意(Public will)は、正に此二者に相一致するものにして、所謂天道と聖人の法とは、即ち人民の總意の示現なりと認められてありしが如し、即ち、尙書左太甲三十一に載する殷の賢相伊の言に、『伊尹申誥于王曰、嗚呼惟天無親、克敬惟親、民罔常懷、懷于有仁、鬼神無常、享于克誠、天位難哉、德惟治、否德亂』と云へるもの、如き、及び、周の武王、孟津に於て、諸侯に告ぐるの言に、『天矜于民、民之所欲、天必從之』尙書十一ノ九左泰誓と云へる孔安國の傳に、『言天除惡樹善、與民同』とあるもの、如き類にして、湯の桀を放ちし時、天下に誥げし言に、『有夏昏德、民墜塗炭、天乃錫王勇智、表正萬邦、纘禹舊服、茲率厥典、奉若天命』尙書八ノ九右仲虺之誥とあるも、畢竟、『民意は即ち天道にして、天道を人事に實行するは、聖人なり』との事を意味するものなり、又、老子下ノ十四右に、『聖人無常心、以百姓心為心、善者吾亦善之、不善者吾亦善之、得善矣、信者吾信之、不信者吾亦信之、得信矣、聖人之在天下、慄慄為天下』

トロカシユス 渾心百姓皆注其耳目、聖人皆孩之』とあるは、即ち、民意は即ち聖人の心なりとの事に於て、當時、聖人の法は、上、天道に一致し、下、人民の總意に一致すと云ふ觀念ありし事は、是を以て能く之を知るべし、此故に、聖人の法は、所謂理想的法律にして、正に、支那の法律と云へる語の意義、即ち中正平均の意義に、的然適當するものなりとす、されば、聖人の法は、人為の法にして、人為の法にあらず、而して、他の人為法律の闕點を補ふに足るの價值あるものと信せられしは、偶然の事にあらざるべし、

呂刑は、夏禹の遺法にして、所謂古代聖人の法の最も具體的に表示せられたるもの一種なり、故に、其字々句々、皆天意民心に一致せざるものなきを見る、即ち、たとへば、其語中の一節尙書十九ノ四十五右呂刑なる、『王曰、嗚呼敬之哉、官伯族姓、朕言多懼、朕敬于刑、有德惟刑、今天相民、作配在下、明清于單辭、民之亂罔中、聽獄之兩辭、無或私家于獄之兩辭、獄貨非寶、惟府辜功、報以庶尤、永畏惟罰、非天不中、惟人在命、天罰不極、庶民罔有令政、在天下』の如き類是なり、而して、これ、實に支那に於ける法律と云ふ語の意義に一致するものなりと云ふ、故に、自ら、其法文中に、支那に於ける法律と云ふ語の意義、即ち中正平均の旨趣を宣明せるを見る、即ち、其文尙書十九ノ三十六左呂刑に、『王曰、吁來、有邦有土、告爾』

詳刑、○中上刑適輕、下服、下刑適重、上服、輕重諸罰有權、刑罰世輕世重、惟齊非齊、有倫有要、罰懲非死、人極于病、非佞折獄、惟良折獄、罔非在中、察辭于差、非從惟從、哀敬折獄、明啓刑書、胥占咸庶中正、』とある類是なり、

而して聖人の法を記するものは、即ち尙書春秋三禮及び易論語の類にして、即ち支那人の所謂經書なり、唐の孔頴達曰く、殷周以上皆可爲後代常法、故以經爲名、尙書二ノ八右ノ疏文と、故に經書は支那人の

總意の示現にして、換言すれば、即ち支那人民の慣習の善なるものを寫したるものと云ふを得べし、隨て其内容に含有せる法律事項は、人民の慣習(Custom)の自ら主權

者若くは其權力ある官吏たとへば裁判官等に認められて慣習法(Customary Law)即ち英國の Common Law の如きものとなれるものと見るを得べし、是を以て周代の如

きは事ある毎に、上は朝廷の政より、下は諸侯大夫の國事に至るまで、皆經書の骨系たる所謂聖人の言行を引用して、其可否を討論する例あるを見る、尙書は勿論、左傳

國語、戰國策は、所在此例を以て充たさるゝものと謂ふべし、故に、後世に至りては、經書は法律の闕點と不備とを補ひ、以て、歐洲諸國の慣習法が、能く人定法の闕點と不

備とを補ひしが如き用をなせる如し、廿二史劄記二ノ十漢時以經義斷事の條に『漢

初、法制未備、每有大事、朝臣得援經義、以折衷是非、如張湯爲廷尉、每決大獄、欲傳古義、乃請博士弟子治尙書春秋者、補廷尉史、亭疑奏、讞傳、倪寬爲廷尉、椽以古義決疑獄、奏輒

報可、傳とある如き、能く當時の史を讀み得たるものにて、正に、以て、經書が慣習法の

代用たるが如き觀あるを察するに足るものあらじ、況や、經書の意義を實行せる周

代の制度を觀るに、具體的に、人民の慣習を採用せるの迹、歷々徴すべきをや、即ち、周

禮三十六に『司刺掌三刺三宥三赦之灋、以贊司寇、聽獄訟、壹刺曰訊群臣、再刺曰訊群吏、三刺曰訊萬民、以此三灋、三刺、三宥、三赦者、求民情、斷民中、而施上服下服之罪、然後刑殺』と、此

事、又、小司寇の職周禮三十一には『以三刺斷庶民獄訟之中、一曰訊群臣、二曰訊群吏、三曰訊萬民、聽民之所刺、宥以施上服下服之刑』と云へり、其裁判を人民に問ふ所以の目的は、

一に、衆智を聚めて、裁判に過誤なからしむるに在るべしといへども、人民は、かゝる場合に、其理性良心などに訴へて答ふると云ふよりは、寧ろ、其慣習を主張して答ふる事多かるべしと思考せらるゝものなるが故に、當時、人民の慣習が、如何に多く法律の上に採用せられたりしかは、之を想像するに難からず、且、當時、地方は、一種の自治制を布きて、其地方の刑事、并に民事は、其地方の人民に密邇せる官吏をして之

を裁せしめたるを見る、即ち周禮十ノ三十六左に「凡萬民之不服教、而有獄訟者、與有地治者、聽而斷之、其附于刑者、歸于士」とありて、孔安國の註に「爭罪曰獄、爭財曰訟、有地治者、謂鄉州、及治都鄙者也、○中士司寇、士師之屬」とあるによりて知るべし、

第三項 學者の制裁(春秋の法)

支那に於て、人為法律の關點を救済する第一の方法は、要するに、經書の旨義を憑據として、事を斷するに在る事、前に述ぶる所の如し、春秋は、魯國の歴史にして、孔子の述作に係り、政治的、法律的方面の經書として、尙書に次ぎて、貴重の書なり、而して、此書は、當時、周の國家大に衰へて、諸侯大夫皆其法律を守らず、而して、周の天子之を罰するの實力を有せず、依て、孔子、自ら無冠の天子たるの旨趣により、敢て、史筆を藉りて、賞罰を正し、ものなりと云ふ、孟子八上ノ十七に云く、「孟子曰、王者之迹熄而詩亡、詩亡、然後春秋作、晉之乗、楚之檮杌、魯之春秋、是也、其事則齊桓晉文、其文則史、孔子曰、其義則丘竊取之矣」と、夫れ、周室衰へて、古代聖人の法律行はれざるは、即ち所謂王者の迹の熄みしものにして、聖人の德教禮樂の治法衰へたるは、即ち所謂詩の亡びし所以なり、詩既に亡びて、古代聖人治化の風地を掃ふ、即ち時勢の一大變遷なり、否、寧ろ

時勢の一大進歩と謂ふべし、是に於て、一方には、前管て説きし如くに、改進主義の法治學者所在に勃興して、法律の學を崛起し、一方には、保守主義の德治學者、即ち孔子の如きもの勃興して、古先聖王の事蹟を述作し、以て古今の得失を論じ、勸善懲惡の筆を振ひて、嚴に之を褒貶賞罰し、當世をして、惶懼戒慎せしめ、隨て、古先聖王の政を、天下に行はしめむとす、所謂、晉の乗、楚の檮杌、魯の春秋、是也、春秋の名は、孔子の春秋傳九ノ二十右、閔公元年に、子女子曰、以春秋爲春秋の註に、以史記氏族爲春秋、言古謂史記爲春秋とありて、疏に、史記、魯有春秋之名ともあり、國語十三ノ八左、晉語に、公悼公曰、孰能對曰、司馬侯、羊舌肸、習於春秋、乃召叔結、解とあるものにして、晉史の乗と、楚史の檮杌とは、今纔に存して、叢書秘書二十一種の内に収むれども、其眞偽甚だ詳ならず、七修類稿二右併、晉春秋、楚檮杌と云く、晉文公作春秋、楚史檮杌二書、不著作者姓名、元人許子行以謂、此則子行所、而して、其舊書の筆法は、蓋し、略ぼ春秋に類せしものなりしならむ、趙岐の著無疑と、春秋の註に、此春秋、乘、初三大國、魯、晉、楚、史之異名、乘者、與於田賦、乘馬之事、因以爲名、檮杌者、魯之類、與於肥、惡之戒、因以爲名、春秋、以二始、舉四時、記萬事之名、其事則五刑、所理也、桓文、五刑之盛者、故舉之、とあれば、春秋、と同じく、褒貶賞罰の筆法を用、而して、獨り、孔子の春秋は、其人の崇高偉大なる德風の力によりて、遂に天下の法律となれり、而して、殊に、一種の刑法となれり、漢の趙岐、孟子八上ノ十七右の「孔子曰、其義則丘竊取之矣」の下に註し

て曰く「孔子自謂竊取之、以爲素王也。孔子、人臣、不受君命、私作之、故言竊」と。晋の杜預の春秋序左傳一ノ左に云く「仲尼自衛反魯、修春秋、立素王、丘明爲素臣、言公羊者亦云、黜周而王魯云々」と。而して、邵子曰く「春秋、孔子之刑書也、今班史於帝紀、則黜項籍、於外戚傳、則別元后、中夫亦班氏之刑書乎、漢書目錄三」と。是より前、支那にありては、天子に史筆の臣ありて、其言行を記するの例ある事は、後文第九に云へるが如くなるが、又、左傳九ノ右成公四年に、史佚之志有之、などの文、諸侯の國にも、亦各史臣ありし事は、左傳四ノありて、杜預の註に、周文王之太史とあり、四十八年昭に「王入視之、析父謂子革、右吾子、楚國之望也、今與王楚言如響、國其若之何、子革曰、靡厲以須、王出吾乃將斬矣、王出、復語、左史倚相趨過、王曰、是良史也、子善視之、是能讀三墳五典、八索九丘、對曰、臣嘗問焉、昔穆王欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉、祭公謀父作祈招之詩、以止王心、王是以獲沒於祗宮、臣問其詩而不知也、若問遠焉、其焉能知之云々左傳二十一ノ十五右宣公二」などあるを見て、知るを得べし、杜預の左首にありには、諸侯不各有國史、大事書之、而して、當時、史筆の臣は、毫も忌避する所なく、事於策、小事簡牘而已とあるは、誤なりむ、實を直筆するを以て可とせしもの、如し、左傳二十一ノ十五に「乙丑、趙穿攻靈公於桃園、宣子未出山而復、大史書曰、趙盾弑其君、以視於朝、宣子曰、不然、對曰子爲正卿、亡不

越竟、反不討賊、非子而誰、宣子曰、嗚呼我之懷矣、自詒伊戚、其我謂矣、孔子曰、董狐、古之良史也、書法不隱、趙宣子、古之良大夫也、爲法受惡、惜也、越竟乃免、宣子使趙穿、逆公子黑臀于周、而立之」とあり、又、同書三十六ノ八左に「大史書曰、崔杼弑其君、○齊莊公、爲其崔子殺之、其弟嗣書、而死者二人、其弟又書、乃舍之、南史氏死、執簡以往、聞既書矣、乃還」と云ふ事あり、これ即ち、當時、既に歴史は一種の司直的の字にして、天下後世を戒飭するの材料に供するものなりとの觀念、一般に行はれしを示すものと云ふべし、然るに、孔子の春秋を述ぶるに當りて、其觀念は、更に一步を進め、直に歴史を以て法律の不備を補ふ所の一種の刑法となすに至れり、漢書藝文志左に、春秋述作の由來を記して云く「古之王者、世有史官、君舉必書、所以慎言行、昭法式也、左史記言、右史記事、事爲春秋、言爲尚書、帝王靡不同之、周室既微、載籍殘缺、仲尼思存前聖之業、乃稱曰、夏禮吾能言之、杞不足徵也、魯禮吾能言之、宋不足徵也、文獻不足故也、足則吾能徵之矣、以魯周公之國、禮文備物、史官有法、故與左丘明觀其史記、據行事、仍人道、因與以立功、就敗以成罰、假日月以定歷數、藉朝聘以正禮樂、有所裒諱、貶損、不可書見、口授弟子、弟子退而異言、丘明恐弟子各安其意、以失其真、故論本事、而作傳、明夫子不